

から美溪山福生寺と號したのである。

清光寺 片原町 眞言宗御室派

法閑山廣嚴院といふ。境域二百七十七坪餘 本堂五間ニ六間 本尊藥師如來 護摩堂四間ニ二間 地藏堂方二間 歡喜天堂五間ニ二間 正安二年十月長算阿遮梨の建立で綾歌郡府中村に在つて西福寺と稱したが、天正年間兵火に罹り元和年中今の地に移轉した。安政四年二月廿一日焼失したので之を再建し明治二年十月四日清光寺と改めた。

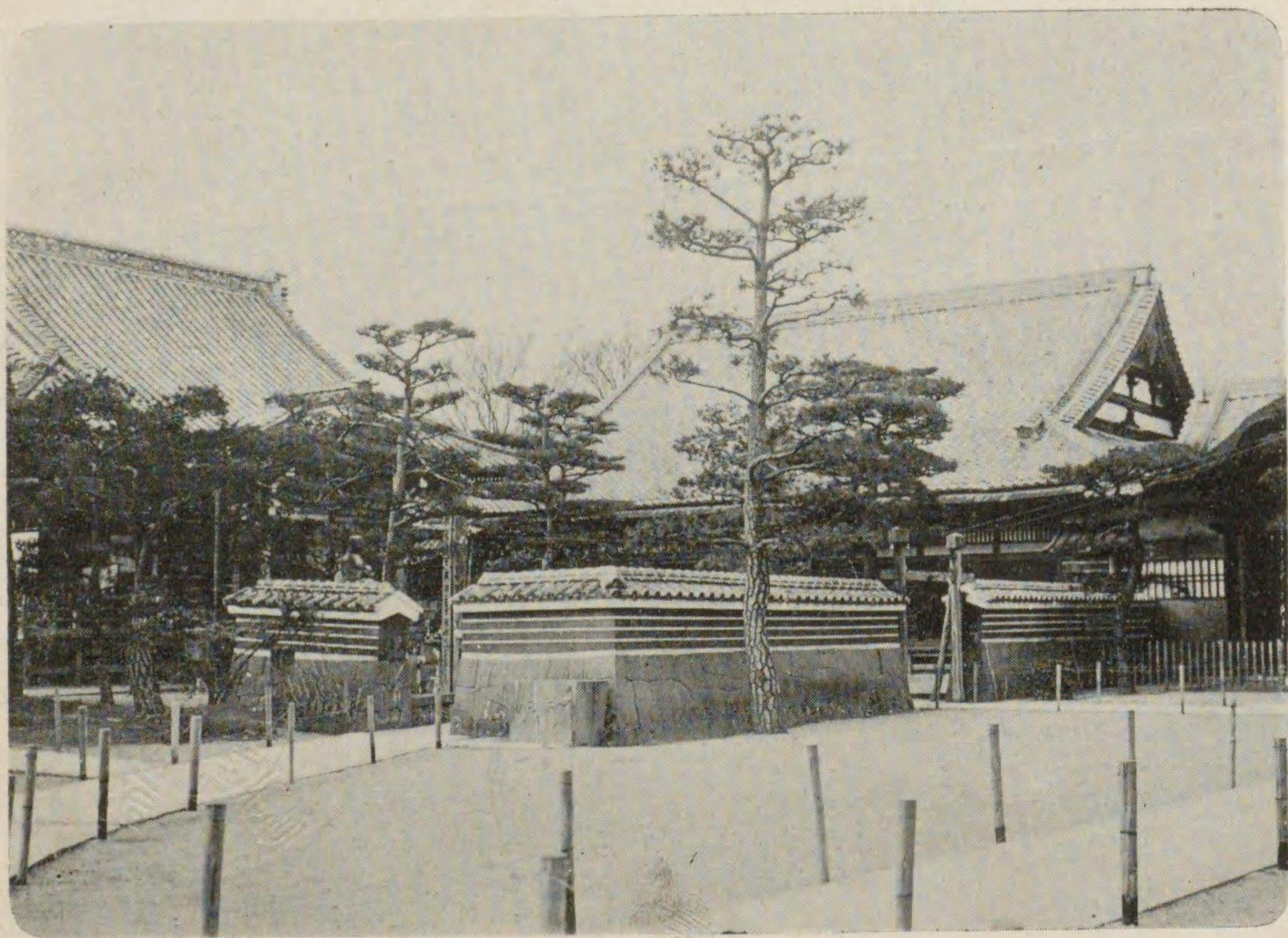
弘憲寺 濱ノ丁 眞言宗大覺派

利劍山遍照光院といふ。境域千二百六十八坪餘 本堂方五間 持佛堂方九間 大日如來 地藏堂方一間半 鎮守堂方三間辯財天 而して本尊不動明王の木像は大正十三年八月國寶に編入せられたが御丈け三尺六寸頭髪は後に下げ寶髻も結んで之を後に垂らし持物は缺失し腰衣の紐は後補したもので藤原時代の製作であらうと見られてゐる。當寺は行基が讚留靈王菩提のために綾歌郡法勳寺村に建立して法勳寺と號したと傳へられ弘法大師は之を同村に在つて日本武尊の御子武甕王の御陵墓と稱せられる讚王塚の傍に移したが後頽廢したので村内の島田寺に併合してゐた。關原役後生駒親正は退いて高野山の北室院向陽庵等に居たが赦されて宇多津に歸り慶長八年卒去一正遺命に依て喪を高野山に送つて荼毘すると共に法勳寺を此地に移して遺骨を葬り(一説に曾根玄蕃をして遺骨を高野山に分葬せしめたとも云ふ)先考の諡を以て弘憲寺と改め且つ先考の歸依僧島田寺の良純を召して住持たらしめ寺領五十石を寄せられた。寛文五年大覺寺末筆頭となつた。

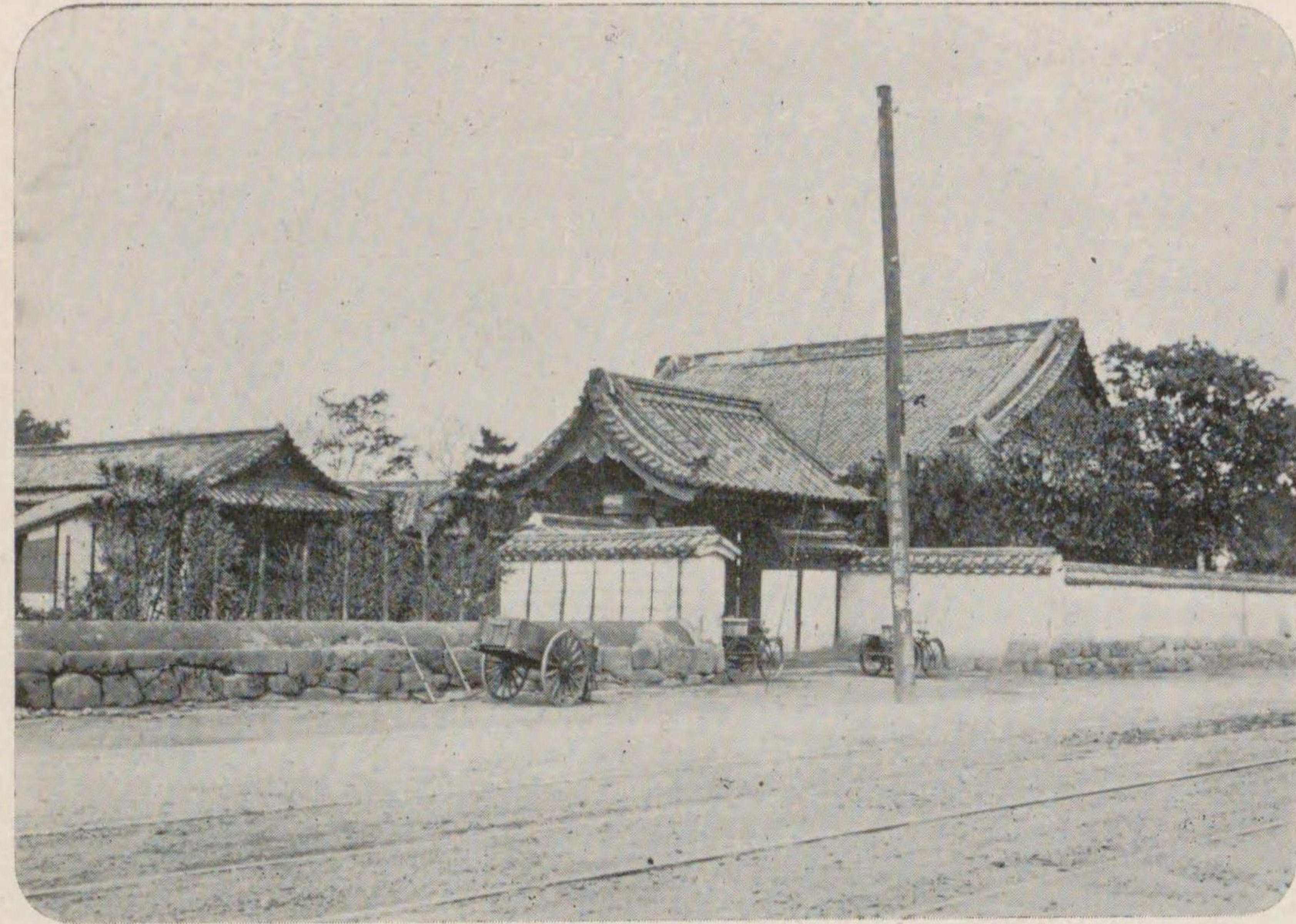
地藏寺 三番丁 眞言宗大覺派



國寶 不動明王



弘憲寺



寺 泉 法



寺 軍 克

法 泉 寺

寶輪山心城院といふ。境域三百三坪餘 本堂方三間 觀音堂二間ニ一間半 聖天堂二間ニ一間半

寺記によると往古阿野郡南陶村に在つたとあるが檀徒關係を見ると大川郡の末ではあるまいか慶長八年當地へ引移つたものらしく生駒家老臣三野四郎左衛門が大檀越でありその眞淨院月山宗圓居士の法名は過去帳に特記せられてゐる。

初めは大本寺の東手に建てたが享保二年今の所へ移轉した。今の地は養通寺稱名院の舊地であつたが兩寺とも寶永年中五番丁へ移り跡明地を慈恩寺と大本寺が拜領したけれども向側で不勝手だから當寺初の地と右二寺の拜領地との振更へを願つたのである。之によつて當寺の舊地は慈恩寺大本寺の境内になつてゐる。

唐破風門は建築當時異例として問題となつたものださうである。

不動庵 本町 眞言宗大覺派

境域百六十五坪餘 本堂五間ニ六間半 地藏寺の末庵である。

鳳閣寺 桶屋町 眞言宗醍醐派

百螺山と號く境域百六十二坪餘 本堂方四間 本尊は五大明王即ち不動、降三世、軍荼利、大威徳、金剛夜叉である。聖天堂一間半ニ二間理源大師が大峯登山記念のため大和國吉野郡の鳥栖に建てたものである後江戸青山五十人町に移つたが衰頽に及んだので明治三十四年今の地に再興したものである境内に古池があつて鳴かずの池といふ。

法泉寺 三番丁 臨濟宗妙心寺派

龍松山と號く。境域千二百八十三坪餘 本堂九間ニ六間

生駒親正當國守護の命を蒙つた時秀吉公から大川長老(蒲生氏郷家老南部越後弟)は名僧である此節讚州下りに居る由見

とあつたので之をたづねた處志度浦海藏庵に三好長慶の裔松原玄雪の供養を受けてゐたので天正十六年宇多津に當寺を建立し請じて開山とした。慶長三年親正公の命によつて今の地に移つた。

一 正正俊の墓親正一正正俊の畫像がある。正俊を諡して法泉院といふは寺の名を以てしたものである。梵鐘は文祿四年生駒家の寄附したもので親正一正正父子が朝鮮出陣の時備前金岡窪八幡(西大寺)のものを陣鐘に用ゐる歸國して之を當時に贈つたものである。銘に曰く

備州金岡窪八幡 搗勢一口三尺勢

常住不及聲韻遍 聞群類覺生死夢

元徳二庚午青陽 神主藤井施清並

沙彌尼道證子孫 合力吉岡政所制

諸方貴踐同類物 大工宗連已下等

元徳二年は紀元千九百九十年で當國に於ては屋島寺の鐘銘千八百八十三年に次ぐものである。

當寺の大川蕙山兩和尚も軍に従ひ文祿二年凱旋の時親正公は朝鮮の蘇鐵五十本を移して寺庭に植えしめたといふ今に數株を存するは其遺藥であらう。境内の大釋尊銅像は臺座とも高さ五十五尺で日露戰役後各宗聯合報國會が縣下出身二千三百二十九名の忠魂菩提のために建立明治四十四年十月落慶したものである。

實相寺 三番丁 臨濟宗妙心寺派

三番丁東福寺の地には實相寺即ち元の法昌寺といふがあつたが法昌寺は其昔淨土宗で香川郡淺野村にあつてその跡を今

も實相寺山と呼んでゐる。

寛永年中生駒氏が之を城下に移したが寛永十五年八月四日高俊公の夫人が亡くなられたので御遺骨をこゝに葬つた。夫人は松平頼重公夫人皎月院の御姉姫で共に土井利勝の女であり、土井家は淨土宗である所からこの宗門で御追善あつたものと思はれる。生駒家移封の後は無住であつたが頼重公は水戸香林寺の前住少林和尚を招いて禪寺とせられた。少林は頼重が幼時京都に居たのを水戸へ召歸すやう頼房の母英勝院へ取成した名僧である。

延寶三年十一月廿一日法昌寺を改めて實相寺と號した。延享元年天神前大護寺の南隣今の明善高等女學校の地を賜つたこの邊は頼重公御隠棲の所で庫裏は公が御逝去の間の跡に當ると傳へられる。

大正四年十一月再び三番丁に移つて東光寺へ合併した。天神前の寺跡には今も生駒壹岐守夫人秋月院香林清感大禪尼の五輪が残つてゐる。

慈恩寺 三番丁 臨濟宗妙心寺派

金重山と號く。境域千百六十四坪餘 本堂三間ニ四間 地藏堂方一間

往古法華寺の舊跡で綾歌郡端岡村大字新居に在つたが寛永年中當地に移つた。月潭和尚頼重公に寵があつて寶永中寺域を擴張し新に寺領百石を寄附せられた。

靈源寺 中野町 臨濟宗妙心寺派

紫雲山親量院と號く。境域五百七十八坪 本堂方五間 當寺は元坂田にあつて千光寺といつたが松平頼重その女婿久留米藩主有馬頼利菩提のため延寶四年此所に移し頼利の諡號を用ゐて靈源寺と改稱した。

元祿十年綾歌郡長炭村佐岡寺山より観音の像が出土したので頼常は生母親量院の發願により同十二年堂を建て、安置した之れが所謂子安観音であつて今は却て本堂となつてゐる同十四年院號及び田百石を附した。
棟札に曰く

(上略)大檀越讃岐守兼左近衛少將源頼常朝臣國家安全福壽無疆造營主母儀親量院殿身宮安泰願望圓成更冀山門鎮靜海衆咸安佛日增輝法輪常轉維時元祿拾貳龍集己卯九月吉日住持開山再住妙心賜紫沙門雲巖智門謹誌

安西治右衛門尉安次奉行之大工平尾伊兵衛尉直冲

境内に頼常生母親量院の墓がある。

藥王寺

宮脇町

臨濟宗妙心寺派

醫王山と號し、境域百六十八坪 本堂五間ニ七間半 辯天堂方二尺 神農堂方三尺

當寺は元香川郡檀紙村にあつた古刹である。寺傳に曰ふ崇徳天皇の皇子重仁親王は仁和寺の塔内華藏院で落飾あらせられ平治中鼓岡の行宮を御訪ねあり院の御内命によつて當寺の僧群に起居あらせられたが腦病に罹らせられて院の崩御に先つこと二年應保二年正月二十八日御齡二十三にして薨せられた。天正十年長曾我部亂入の時寺は烏有に歸し御墓所も荒廢してゐたので萬治中松平頼重御墓石並に本尊を此所に奉遷した親王は京都に於て薨去あらせられたものと一般に信ぜられてゐるが傳説として掲げる。

東光寺

三番丁

臨濟宗妙心寺派

瑞明山と號く。境域四百七十二坪餘 本堂七間半ニ五間半 太子堂二間ニ三間 地藏堂方一間 創立は十河存保といふ

寺記によると往古木田郡十河村にあつたが丸龜築城の時丸龜に移り其後高松が城下になつた時當地へ引いたとある。法泉寺の記録には元は高松城東喜多郷に在つて龍雲寺といつたが慶長三年生駒近正之を法泉寺の塔頭として此所に移し喜多郷の舊地を龍雲寺跡といひ後に東光寺跡ともいつた。而して東光寺は延寶元年まで寺號を龍雲寺と呼んだが同年二月廿八日松平頼重致仕雜髮龍雲軒源英と號されるに及んで龍雲寺を改め東光院と號した同五年法泉寺塔頭を除いて京都妙心寺直末とし東光院を改め陽明山東光寺といつたとある。

太子堂の聖徳太子の立姿の木像は一尺五寸で六才の御姿と申し久しく大工町に祀つてあつたが元文三年當寺境内へ移したと云ふ。當寺に十河存保、存親及び豊後利光川で共に戦死した十河家從士の位碑がある。存保の諡號は龍雲院殿義賢實存居士と記されてゐる。

玉泉寺

宮脇町

天臺宗寺門派

靈雲山と號く。境域

本堂方三間

本尊聖觀音

上人堂三間ニ四間連如上人

地藏堂方一間

開基未詳初め法泉坊と云つたが元祿十一年沙門覺玄へ今の地をたまひて松壽庵といひ元祿十四年寺領を賜はり寶曆六年今の寺號に改めた。馬場先にある標石元三大師の四字は兒玉三谷の書と傳へられてゐる。

見性寺

西濱町

曹洞宗

直指山といふ。境域千四百九十八坪餘 本堂九間半ニ八間 本尊釋迦如來 一蘭和尚の草創で嘉吉元年大川郡福榮村に在て寶光寺といふ寛正二年細川勝元宇多津に移して南隆寺といひ文正元年丸龜中府に移して東福寺といひ天正十六年生駒親正今の地に移して見性寺と改めた明曆二年燒失したが其後再興した。

元寺領二十石 大石良雄劍を奥村無我に學ぶ誓書がある。又寺内に僧鶴洲向山周慶翁小早川能久等の墓がある。

祥福寺 宮脇町 曹洞宗

瑞龜山と號し、境域二百四十九坪 本堂五間半ニ七間半 五百羅漢を以て知られてゐる。秋葉堂二間二尺ニ三間二尺 生目堂二間 享保十一年醫者米澤雪庭之を建立し名畫家鶴洲を開山とした。

是より先き松平頼重が延寶七年此所に一字を建立して自性庵と呼び徳巖頑石鶴洲之れに居た。

廣昌寺 天神前 日蓮宗久遠寺末

久榮山成道院といふ。境域三百七十八坪餘 本堂方五間 當寺は仲多度郡家村三條にあつて金輪寺といつたのを寛文元年頼重公が生母久昌院靈牌菩提のため移して寺號を改められたもので寺領百三十石境内も縦百五十間横三百間連抱の楓樹もあつて秋は見物人が多かつたといふ往古は香西氏の支城があつて土堤にあつたといふは大樟樹は大正の初めまで残つてゐたが落雷のために枯れた。此地は元の香東川の西偏であらう。

泉立寺 濱ノ丁 日蓮宗久遠寺末

高照山中道院といふ。境域五百三十二坪餘 本堂七間ニ八間 七面堂七間ニ五間

頼重公の重臣肥田和泉守の再興で以前は日妙要寺と稱したがこゝに於て大檀越の名に因んで泉立寺と改めた。寺後に理平燒の祖紀太理兵衛の墓がある。

妙朝寺 三番丁 日蓮宗妙覺寺末

壽徳山教王院といふ。境域三百七十八坪餘 本堂九間ニ七間 妙見堂二間ニ三間

慶長元年沙門日然に諮つて生駒家の臣小橋平左衛門之を建立した。

善昌寺 三番丁 日蓮宗妙覺寺派

理運山本寂院といふ。境域二百三十七坪餘 本堂七間ニ六間 鎮守堂二間ニ五間 鬼子母神

天文十一年の創立で元は香東川中洲の火葬場で善昌庵といつたといふ。

良水と本堂の千鳥唐破風とを以て知られてゐる。保多織の祖北川伊兵衛翁の墓がある。

日妙寺 濱ノ丁 日蓮宗妙覺寺派

廣榮山觀立院といふ。境域七百五十五坪 本堂方七間 鎮守堂方四間 清正公

天文十七年本山妙覺寺十一世日意上人の弟子日慧上人阿州小笠原民部大輔の招きによつて大内郡引田郷に當寺を建立し天正十三年仙石秀久の命によつて宇多津に移り慶長七年生駒氏の命によつて丸龜城下へ移つたが同十五年生駒正俊より今の地を賜うて引移つたものである一説に當寺は元阿波國にあつて篠原氏、大河原氏、大檀越であつたが二氏讃岐へ走つた時従ひ來つたものであるとも傳へる。

大本寺 三番丁 本門法華宗

衆妙山自乾院といふ。境域七百三十五坪餘 本堂方七間 鎮守堂二間ニ一間 三光天子

此地は生駒家功臣西島八兵衛の宅跡である。寛永十五年御暇を乞うて伊勢へ還る時寺に願つたのである。開基日省上人は梶原久圓と別懇であり西島氏が寛永十七年九月城請取の際御雇として來た時久圓方で逗留したといふから其關係を察することが出来る。尤も西島家は本來眞宗であるやうである。

當寺の門は頼重の御山屋敷の門を移したものである。古來雨乞寺として知られてゐる。

本典寺 三番丁 本門法華宗

藥王山本成院といふ、境域二百三十四坪餘 本堂方六間 鎮守堂一間半ニ二間半 三光天子鬼子母神

往古三豊郡にあつて高瀬大坊の末院であつたが天正中沙門日慈今の地に移した。昔榎の大木があつて寛永年間風雨のため倒れたがその時梢は正覺寺の門に達してゐたといふ。

本覺寺 北古馬場町 本門法華宗

眞如山と號く。境域四百五十五坪 本堂方七間 鬼子母神堂二間ニ三間 慶長十二年生駒家臣佐藤掃部の建立である。

大雄庵 鹽上町 本門法華宗

境域四百五十八坪 本堂方六間 嘉永五年三月松平左近公子の建立で本覺寺末である。

天和中退轉した中ノ村大雄寺を再興したものである幕末に諸國の志士潛に來つて公子庇護の下に當庵で國事を談じたといふ由緒を以て知られてゐる。今は境内も狭くなつてゐるが當時は廊下も屈折して奥深い建物であつたといふ。

功德庵 花園町 本門法華宗

境域百二十坪 本堂方三間 嘉永三年三月松平左近公子の建立で本典寺末である。

淨願寺 五番丁 淨土宗智恩院末

超世山養通院といふ。境域千六百六十坪餘 本堂方九間 地藏堂一間ニ二間 山門六間半ニ三間 鐘樓方三間半

文明年中宇多津に草創せられ天正十六年今の三番丁正覺寺の地に移り正保年中頼重公修造して菩提所とせられた。承應

三年焼失し其年八月再興長興山と呼び明暦元年十二月又火災にかゝつたので翌二年今の地に移轉再建した。萬治元年寺領百石を寄附せられたが寛文元年頼重の父頼房薨去せられたので其靈牌を當寺に安置し同六年改めて寺領三百石を附せられた。乾英閣は即ち右靈牌と頼重及び夫人皎月院の尊影を祀り其後世々の靈牌を納める所であつたが維新後廢せられたその門を常樂門といひ今其儘に高等小學校の門となつてゐる。

鐘樓及鐘は頼重公御山屋敷のもので今の山門は文化年中芝増上寺の西門を模したといふ。境内には岡部拙齋等の墓があり又白犬塚がある。

養通院護念院稱名院壽國院等の塔頭があつたが今廢せられた。

柿木庵 中野町 淨土宗

本堂方二間 本尊 連理尊地藏菩薩 淨願寺末である。

正覺寺 三番丁 淨土宗法然寺末

成等山廣求院といふ。境域四百七十五坪餘 本堂六間ニ七間 觀音堂方二間 鎮守堂方一間 辨財天文廿三年一道和

尙の草創であるといふ。

西方寺 西濱新町 淨土宗法然寺末

念佛山專稱院といふ。境域七百五十九坪 本堂方七間 地藏堂方一間

延寶元年沙門蓮清の開基である。蓮清は初め鹽上町の千日庵で念佛修行してゐたが松平頼重當寺を建て、之れに居らしめ常念佛を行はしめた即ち千日目に中廻向一萬日目に大廻向を執行せられ當日は宗門諸山の長老及び公よりも諸役人出

席して甚だ莊嚴であつたといふ故に昔は此所を萬日といつた。寺は元山下に建てたが文政十一年山上に移したのである。松岩寺 西濱新町 浄土宗國清寺末

北面山藥求院と號く。境域百五十一坪 本堂方三間 開基は詳かでないが延寶七年沙門天間が再營したといふ。元海岸であつた所から自然の岩窟に藥師を安置して俗に穴藥師と呼び又江東の八十六觀音とも稱へる俳人の墓が多い。眞行寺 西濱町 眞宗大谷派

松林山といふ。境域千百四十八坪餘 本堂方七間半

曆應四年沙門正賢の創立で法藏坊と稱し後今の寺號に改めた。元御船倉の邊に在つたが慶安四年松平頼重から寺領二十石を給ひ延寶四年九月替地を賜うて今の地に移つた。鐘銘は岡部拙齋の撰として知られてゐるが直接鐘に刻してあるのではない。藤井爛齋は當寺八世了現の子で大日本人名辭書等が久留米人とせるは誤である。

願教寺 西濱町 眞宗大谷派

境域七十九坪餘 本堂方四間 沙門利圓の草創で眞行寺の塔頭であつた。

專念寺 西濱町 眞宗大谷派

一向山と號く。境域九十七坪餘 本堂方四間 沙門祐清の草創で眞行寺の塔頭であつた。

徳成寺 三番丁 眞宗大谷派

大利山と號く。境域二百九十四坪餘、本堂七間半ニ九間 慶長十四年の創立である。

安樂寺 北古馬場町 眞宗大谷派

境域七十三坪餘 本堂四間ニ六間 開基正西初め禪家から轉じて東本願寺末となり正保四年香川郡檀紙村の御廐に一字を建て、安樂寺と號し寛永年中第三世良巖に至つて今の地に移つた。

福善寺 北古馬場町 眞宗大谷派

無漏山修摩提院といふ。境域四百六十三坪餘 本堂方八間 昔甲州小比賀村にあつたが大永中沙門正了坂田の萬藏村に來て一字を建立した今其處を福善寺屋敷といふ。山號は室山に採つたものであらう。文祿三年内町の今の鶴屋町小學校の地に移り寛永十六年九月現地に轉じた。本多忠勝贈る所の陣羽織がある。こは當寺の覺玄が教如上人に盡した忠節に感じたので元は家康のものである。書院は御山屋敷のものであるといひ頼山陽なども逗留したことがある。

極樂寺 北古馬場町 眞宗大谷派

壽光山と號く。境域二百五十二坪餘 本堂六間ニ七間 初め浄土宗正覺寺と稱したが慶長三年沙門了誓今の宗に改めた門は色瓦を以て天保時代の東讀名物に數へられてゐる。寛文中住僧豁巖能書であつたが藩末の能筆北原梅庵の墓である。

圓重寺 北古馬場町 眞宗大谷派

西向山と號く。境域百五坪餘 本堂方四間 福善寺末寺十三箇寺の一であつた。

高善寺 東瓦町 眞宗大谷派

横超山と號く。境域二百七十一坪餘 本堂八間ニ七間半

元和年中鷺田村勅使の高善寺より分れたといふ。元の寺地は向側で少しく北の福田町であつた。

深妙寺 築地町 眞宗大谷派

幽遠山と號く。境域五百九十五坪餘 本堂方七間 天正年中沙門澄俊鷺田村の坂田に草創した元和三年雜賀大隅といふ人之を鶴屋町に移し其後今の地へ轉じた。

淨教寺 宮脇町 眞宗大谷派

龍栖山と號く境域百六十六坪 本堂方五間

明曆三年二月沙門玄清の草創である。

正覺寺 宮脇町 眞宗大谷派

龜山と號く。境域三百六十八坪 本堂五間ニ八間

應曆年中沙門正賢の草創である。

教行寺 中野町 眞宗大谷派

信證山と號く。境域百七坪 本堂方五間

元福善寺内にあつたが明治四十年六月廿七日今の地に移轉した。

常福寺 西濱町 眞宗佛光寺派

宇賀山と號く。境域 本堂八間ニ九間 觀音堂三間半ニ三間 本尊阿彌陀佛

紀伊某といふ生國不詳の武人諸國行脚當所糸濱に居た時會法然上人當國に謫せられたのでその教化を受け發心出家して名を誠清と改め住所に一字を建て、松林庵と云つた。後勇誓の時本願寺の末寺となつて松林寺と號けた。天正中兵火にかゝり住持正景は佛像を抱いて男木島に遁れたが同十八年歸つて再建し更に延寶四年今の地に移つて今の山號寺號に改めた。

聽徳院 天神前 眞宗佛光寺派

紫雲山最興寺といふ。境域百九十二坪餘 本堂十間半ニ九間 地藏堂がある。

天正慶長の間沙門日勝の草創した法華宗大雄寺であつたが暫く無住でゐたのを頼重公が延寶二年春聽徳院と號して講堂とせられ神儒佛を論ぜず講書せしめられたもので當時の扁額に自賛勿毀他としてあつたといふ。宇多津西光寺に傳はる

左の記録は當院當時のプログラムである。

日本紀	十二月八日	猪熊 千倉
選擇	十二月十五日	法然寺
中庸	同十七日	七條 宗貞
心經	同廿日	聖通寺
無門關	同廿三日	見性寺
臨濟錄	同廿四日	法泉寺
正信偈	同廿八日	勝法寺
玄義	同廿九日	大本寺
日本紀	正月八日	宮内
三教指歸	同十五日	虚空藏院

秘 鍵	龍 燈 院
四十八願	福 燈 院
即身義	屋 島 寺
起身論	眞 行 寺
十王經	志 度 寺
中臣菟	中 川 左 近
理趣經	寶 藏 院
四 教	妙 要 寺
阿彌陀經	西 光 寺
阿 字 觀	釋 王 寺
仁 王 經	白 峯 寺
菩提心論	八 栗 寺
光明眞言	世 尊 院
秘藏寶鑰	無 量 壽 院
杖 錫	阿 彌 陀 院
碧 巖	問 首 座

本尊阿彌陀佛は、丈六佛の座像で、頼重公が京都から將來したものであり。この故に當寺を大佛殿といひ、俗に大佛と云ふ。

貞享元年六月以來法然寺末としたが元祿元年佛光寺に轉じて今の寺號に改めた。友安三冬等の墓がある。

法 輪 寺 井口町 眞宗佛光寺派

福知山と號く、境域七十一坪餘 本堂二間ニ五間半 慶應元年五月木田郡林村の六條に假堂を設け明治十六年今の地に建立した。

興正寺別院 御坊町 眞宗興正寺派

俗に古御坊と呼ぶ。境域千七百四十四坪餘 本堂方十五間 阿讃兩戰總録所とした其後戰死した初め勝法寺といひ大和國吉野にあつたが天文五年三好實休之を當庄の野瀉に移して阿讃兩戰總録所とした其後戰死したので寺も頽廢したが天正十一年十河存保池戸村四覺寺原に移轉再興し同十八年に至つて生駒親正之を香東郡楠川原に移して寺領を附した當時本山興正寺の財政も窮乏してゐたので寺主は請て寺領全部を本山に獻じ依て自庵御坊となり寛文二年松平頼重更に之を今の地に移したのであるが明治十二年坊舎と勝法寺とを分離して専ら興正寺別院とした。

勝 法 寺 御坊町 眞宗興正寺派

圓頓山と號く。境域六百四十一坪餘 本堂六間ニ九間

寛文二年松平頼重楠川御坊を今の地に引くや學友堀秀政次男僧乘惠を招いて住職たらしめ先規に依つて永代録所として領内興正寺末の住職任免訴訟裁斷並に旅行認可等を支配せしめ世襲して明治十一年に至つたが本山の懇望により當寺を

分離し別に本堂を北隣に建築したものである。

安養寺 北古馬場町 眞宗興正寺派

千葉山と號く。境域三百七十三坪餘 本堂方十一間

寶治元年上總國の千葉常清北條時頼に亡ぼされ其子常重親鸞の直弟となつて眞宗關東教團の一首領であつたが阿波國美馬郡に移つて安樂寺を建立後寺主誓順の弟聞信香川郡安原村東谷に移り更に川内原に轉じて一字を建立し之を第一世とし文祿四年九世善正に至つて安養寺と號した元祿二年現寺地を拜領したのである。

徳法寺 御坊町 眞宗興正寺派

銀杏山と號く。境域百四十三坪 本堂六間半ニ六間

永祿六年沙門明信篋原庄に草創した寛文九年焼失したので翌年今の地へ移轉再興した。

西福寺 御坊町 眞宗興正寺派

境域二百五十坪餘 本堂方七間

享祿四年河野通義伊豫より坂田に來り其玄孫通元の弟某僧となつて其地に當寺を建立し其後太田村の福岡に移り又今の地に移つた。

願船寺 御坊町 眞宗興正寺派

梅林山と號く。境域百一坪餘 本堂四間ニ五間

天文十九年沙門清順の草創で木田郡平井町大字池戸にあつて梅林山香蓮寺といひ眞言宗であつた後勝法寺に歸依して眞

宗に改め同寺に隸して今の地に移つた。

覺善寺 西瓦町 眞宗興正寺派

惣持山と號く。境域四百五十一坪餘 本堂方十間

初め伊豫宇摩郡に在て眞言宗惣持寺といつたが後淨土宗となり文明年間圓知の時更に眞宗となつて覺善寺と改めた寺地も安原庵治今新町を経て天明二年より五年までの間に今の地に建築した。

徳善寺 藤塚町 眞宗興正寺派

藤塚山と號く。境域百五十八坪 本堂方九間

文明三年沙門淨清の草創で傳へられる俗に坂田坊といふ。

寶成寺 内町

山と號く。境域九十五坪 本堂四間半ニ四間

延徳中沙門行範の草創で木田郡前田村にあつた。天正の兵火につ遇つたが享和に至つて再興し其後復た頽廢してゐたのを明治十年復興した。

第四節 會

天理教撫養大教會高松分教會

第三章 神社及宗教

- 所在 中野町 設立 明治二十七年十一月二十二日
- 天理教北大教會鐸姬支教會屋島宣教所
- 所在 栗林町二九七番地 設立 明治四十一年三月二十七日
- 天理教敷島大教會聖踏分教會明聖支教會
- 所住 鹽上町 設立 大正五年六月十二日
- 天理教撫養大教會香川分教會寒川支教會玉藻宣教所
- 所在 二番丁 設立 大正六年四月廿七日
- 天理教名東教會高志分教會高神支教會栗林宣教所
- 所在 中野町 設立 大正九年九月九日
- 天理教敷島大教會聖踏分教會明聖支教會明香宣教所
- 所在 松島町 設立
- 天理教撫養教會高松分教會讚高宣教所
- 所在 田町 設立 大正十三年十二月十七日
- 天理教撫養大教會香川分教會寒川支教會藻城宣教所
- 所在 古馬場町 設立 大正十四年八月八日
- 金光教高松教會所
- 所在 壽町 設立 明治三十七年二月六日

- 金光教玉藻教會所
- 所在 二番丁 設立 明治四十五年二月一日
- 金光教栗林教會所
- 所在 鹽上町 設立 大正十一年十月五日
- 黑住教高松教會所
- 所在 鹽上町 設立 明治十四年十月廿七日
- 大社教高松分院
- 所在 西内町 設立 明治九年二月廿九日
- 神道修成派香川縣第二教務支局
- 所在 松島町 設立 明治二十五年三月一日
- 眞言宗醍醐教會分社教會所
- 所在 福岡町 設立 明治三十四年十一月一日
- 日蓮宗說教所
- 所在 松島町 設立 明治十一年三月二日
- 眞宗興正寺派西院川原說教場
- 所在 南瓦町 設立 昭和四年十二月二十三日
- 眞宗本願寺派說教所

第三章 神社及宗教

第三章 神社及宗教

所在	内町	設立	明治十五年二月二十六日
所在	真宗興正寺派松島説教所		
所在	松島町	設立	昭和二年二月十日
所在	日本基督高松教會		
所在	三番丁	設立	明治三十六年二月七日
所在	日本メソヂスト高松教會		
所在	幸町	設立	明治四十四年四月五日
所在	日本組合高松基督教會		
所在	七番丁	設立	大正十一年八月十五日
所在	高松東日本基督教會		
所在	鹽上町	設立	大正十一年十二月二日
所在	香川日本基督教會		
所在	中新町	設立	大正十一年十二月二日
所在	天主教教會		
所在	四番丁	設立	大正十四年十月二十六日
所在	東洋宣教會高松ホーリネス教會		
所在	旅籠町	設立	昭和七年八月八日

第四章 産業

第二節 概況

石清尾山系が洪積世末最後の大幅動で再び島嶼となりし以前は尋ねる方法もないが沖積世となつての石器時代には摺鉢谷中心に住居した人類は山地を背景とし小高い日當りのよい地を求めてゐたのである。勿論農耕の法を知らず石器のみを使用し山野に出で鹿や猪を狩り或は海濱に出て魚介を獲得し時に争闘も行ひ天然物を採取して生活する所謂遊牧民の聚落であつたと思はれる。

斯かる民族も次第に開けると同時に文化の稍高い彌生式土器系統の民族の繁殖によつて角器土器をも造り弓矢も使用し家畜も飼ふ様になつた。次いで更に文化の程度高き天孫民族の在住開拓によつて青銅器時代を造り自給自足的ではあるが更に青銅製器具裝飾品を加へた。糸も紡げば布も織り農業も行ひ家畜も飼ふ産業を現出したのである。武器の製作及建築業に於て他國に秀でてゐた當時の民族は盛に古墳を築いてゐた。石清尾山中の大古墳群を今日見る時雄辯に此の地方民族の發展を物語つてゐるのである。

大和時代となつては香東川の沖積も愈々盛に續けられ且つ位置氣候風上に恵まれた讃岐の事として文化益々進み三韓征伐の影響も著しく武器、陶器、綾織、紙類等讃岐の産物は愈々全國的のものとなつたらしく記録の多い奈良時代の産業の基礎は築かれたのである。

奈良時代には本市の輪廓も整ひ人口も二千餘で農業、林業、水産業は進展し米、大豆、藥草、綾織類、紙類、船舶、

食鹽、鹽鯛、鯛、鰯、鯖、海藻等農工水産の各業が營まれ種々朝廷に献上したことが記録に見えて居る。平安時代となりては後宇多天皇の莊園、篁原莊となつた。

鎌倉、吉野、室町時代を過ぎ織豊時代となつて今より約三百年の昔城下町高松は八輪島を中心として生駒親正により建設され農業地は縮少されたるも工業町即ち職人町は多くなり、生駒氏四代、松平氏十一代の藩主何れも殖産興業に特に留意した結果糖業に製鹽に機業に製紙に米作に他國に秀でた生産物を出し、或は特産品として創作せらるゝもあつて藩庫は大藩と拮抗する程の豊かな収入を見るに至つた。

明治維新となり明治時代となつては城下町高松は藩の保護を離れた經濟的樹立に多忙の日を迎へたのであるが位置は四國の關門で且つ瀬戸内海交通の要地であるためと、藩政時代よりの商勢等のため廢藩直後既に生氣ある商業都市を構成し城下町の面目を一新したのである。

工業に到りては遅々として見るべき發達はなきも文化の絶えざる進展と時代の潮流は逐年工業の發達を促かし各種工業品の種類と其の數量とを増加したのである。

斯く工産物の増加と共に海陸交通の至便は商勢を益々高め且山紫水明と名勝舊跡に富む遊覽都市として近來觀光客の往來頻繁を加へ商業界は一般に生氣を漲らしつゝあるのである。

第二節 産業の沿革

第一項 生駒氏入國前の産業

有史以前の産業は全く記録の無いため不明であるが石器時代に於ける摺鉢谷を中心とする民族は未だ全く農耕の法を知らず石器のみを使用し堅穴、貝塚、石鏃、石棒、石匙、石斧、石庖丁、石錐、石鋸、石槍等の狩獵器、武器、調理器等を用ひて自給自足の生活であつたであらうと推定されてゐる。

天孫民族の發展時代の産業

天孫民族は續々在住し此の地方を開拓したので彌生式民族は高等なる文化の程度にある天孫文化に融合され、讚岐文化は一大發展をなし青銅時代となつて青銅を以て鏡劍勾玉の如き日常品、裝飾品、武器に至るまで製し土器、石器、角器も一部併用し盛に古墳を築造し後世に傳ふべき歴史は彩どられたのである。

家屋も今日の浅き野壺の如きものとなり、屋根も葺き更に進んでは今日の簡単な神社社殿様のものとなり、糸も紡げば布も織り農業も行へば戦時甲冑も使用し家畜として馬も飼つたのである。

更に神武天皇大和平定後に至つては武器製作農業が益々盛んとなつたのであるが本市は當時摺鉢谷以外の平地はまだ淺海で産業は摺鉢谷を中心に畑作が主で水産業も相當行はれてゐたのであつた。

次いで近畿中心の銅鐸文化と九州北部中心の銅劍銅鉞文化相前後して讚岐へ入り特に廣鉞平形銅劍の時代となつては讚岐は此の東西文化の融合中心地の如くであつた。

大和時代の産業

讚岐は位置氣候風土交通等に恵まれ文化も早く開け立派なる農業時代を出現して當時高松地方も香東川により續々建設され後世の産業の素地は開かれたのである。

奈良平安より鎌倉室町時代の産業

香東川の沖積により本市の輪廓ともいふべき濱西、東濱、宮脇、中村、上村、福岡、今里も生じ讃岐國十一郡中の香東郡十二郷中の香東六郷の一たる筥原郷として一聚落は區劃され當時の記録から推して一郷人口平均二千二百五十程の住民によつて農業、水産の業が行はれて居たのである。

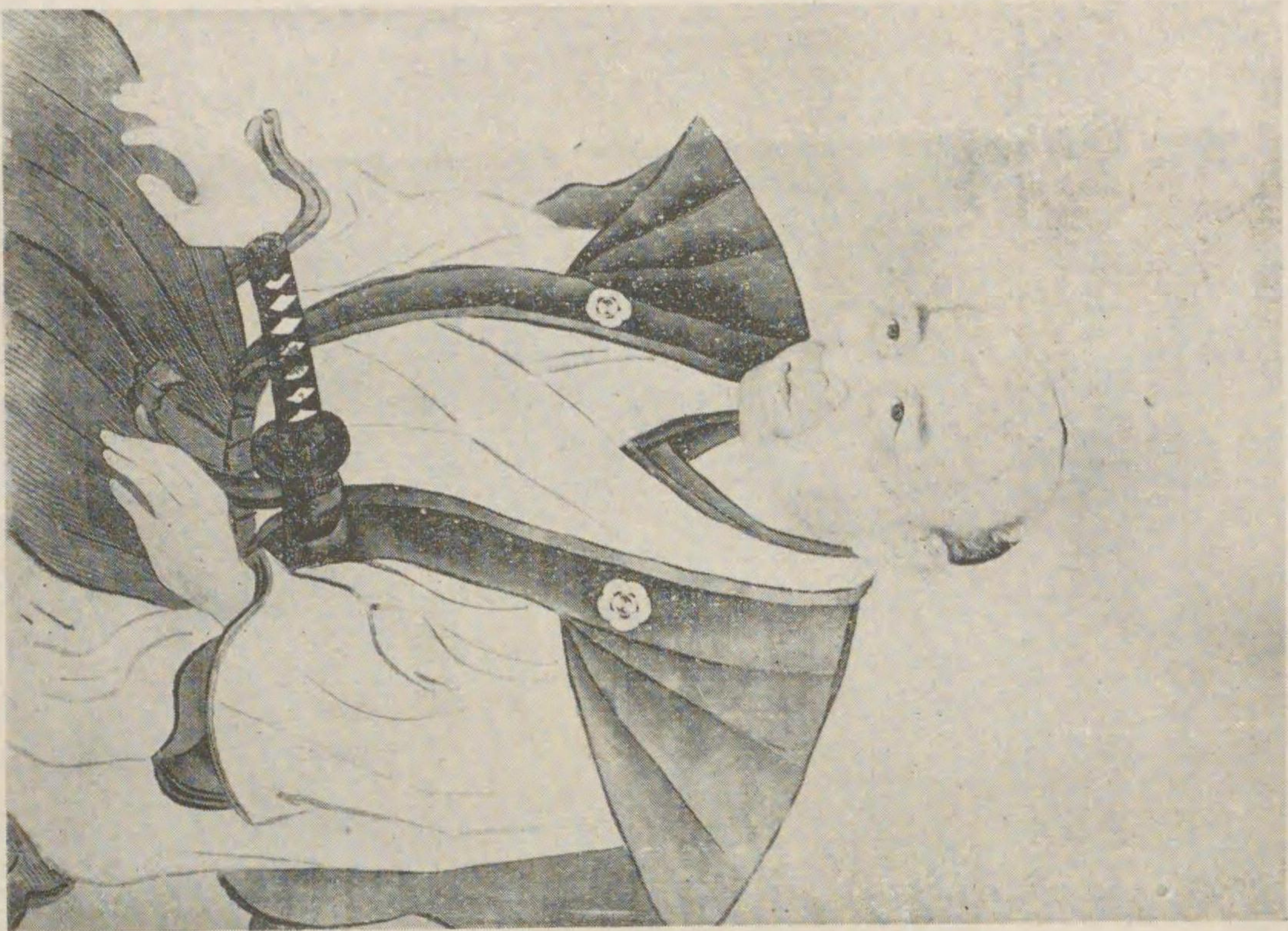
鎌倉時代以後も未だ農工の別なく城下町も認められざる時代であつた。筥原郷の如きは愈々純農業地水産業地となり後宇多天皇の莊園となつた程である。

第二項 城下町時代の産業

一、生駒氏時代の産業

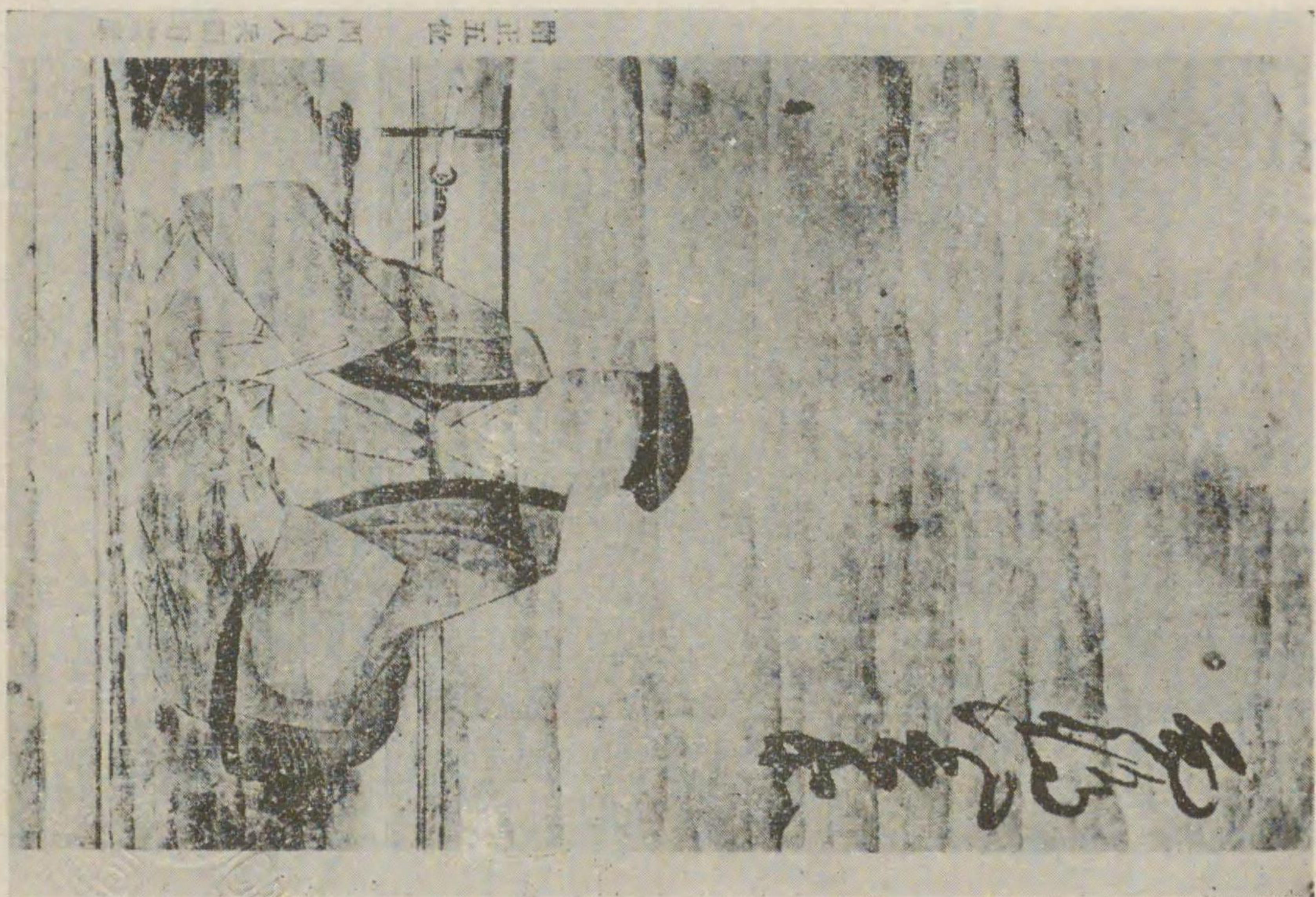
生駒初代領主親正が天正十六年治平時の城下町を八輪島を中心に筥原の莊に建設するに及んで一躍二萬内外の近世城下町となり産業も大に勃興した。諸職人は各専門に従ひて一所に集合し職人町を構成して他町に散在せず且つ他の職人を交へなかつたのである。商業街は城下を貫通する根幹道路に沿ひ丸龜町、百間町、片原町の如く又單一商業街として鹽屋町、魚屋町が設けられた。職人町では工町、材木町、桶屋町、大工町、磨屋町、紺屋町、鍛冶屋町、瓦町及び紙漉が現在も其名を止めてゐる。特に桶屋町及紙漉は全國にも稀な名残りである。魚屋町は職人町と同格の如く商業街たる大根幹道路を離れて設けられ鹽屋町は傳馬町と相接せしむるもので旅籠町と共に當時城下町が宿場を兼ねてゐたのである。

(細溪福太郎氏藏)



木村默老肖像 (歌川豊國筆)

(辻 正三郎氏藏)



西島八兵衛肖像

都市建設の業たるや大事業のため、他國の職人工匠は主従の關係なくとも多く來住し、町の繁榮のため之を招くこともあつたので丸龜町の如きは其の一例で當時既に商業都市なりし丸龜より招來したものである。次いで天正十九年豊太閣の朝鮮征伐に當つては生駒親正水軍を引いて出征した。後年讃岐三白の一として明治初年迄栽培してゐた綿も當時凱旋の際持ち歸りし種子によると傳へらる。

四代生駒高俊の初期時代には地理經濟學に長じた治水土木の大家西島八兵衛により九十餘の築池、春日新田、福岡木太、洲端等の埋立、香東川筋の變更等大事業は着々完成されて灌漑の利はよくなり米作に最も著しい影響を與へたのである。

二、松平藩政時代の産業

初代藩主松平頼重は創業の英主として産業方面にも特に留意され西島八兵衛に次ぐ斯道の大家矢野部傳六をして開墾を勧め水利を起す等興業殖産の計を樹てしめ鴨部大串山に牧場を設けて馬匹の改良を企て或は自ら新刀を試みて刀劍武事を奨める等數へ切れない程である。木太、春日の新田も當時の建設で溜池の築造の如きも四百六に達したのである。又工匠を招致して工業の發達を計られたが今日の理平焼の元祖紀太理兵衛は其中で殊に名高い一人である。

第二代頼常の代にて産業上特筆すべきは藥草栽培と御泉水掛の用水路の開鑿で又幕府献上の定例國産物で有名な保多織の發明者北川伊兵衛常吉を招致したのも此時代である。

第五代頼恭は中興の英主として特に殖産興業に力を盡し紙漉師、陶器師等の養成に力め櫨の木栽培、和人參には特に藥園を設置して研究した。又牟禮村地前を埋立て或は西瀉元の亥濱子濱を開拓して鹽田を造るあり實に數へ擧げら

れない多くの事業を遂げた。物産の研究特に今日の博物方面のことなど遠く支那朝鮮より東印度にも及んだのである。第七代頼儀の時代の製糖法の完成と其の封内栽培奨励とは特筆すべきで工匠を招致して工業發達に留意されたが、その中に今日の赤松陶濱焼の祖魯山がある。

第九代頼恕の時代に於て久米通賢をして坂出鹽田七十軒前と畑九十八町八段を開拓せしめたのは今日の讃岐三白全一の鹽田國と、今日の坂出の基礎を築いたものである。又財政土木の大家木村黙老、寛速水、宮内辰五郎等をして財政窮乏の立直策とした産業政策中さきの鹽田の外、讃岐三白の一として明治中期まで讃岐の經濟に大功あり藩の富力をして、よく雄藩と結抗せしめた砂糖業奨励は一段と光り築池等米作にもよく留意して勸農に力められた。更に今日讃岐漆器の祖と仰がる、玉楮象谷の象谷塗は實に當時發明されたものである。

三、松平藩時代に於ける甘蔗糖業

舊藩時代に於ける産業中特筆すべきは甘蔗糖業である。故に此の項を設けてその大略を記述する。

五代藩主頼恭は封土の衰微を憂へ、産業振作藩庫救済のため砂糖に着眼し甘蔗栽培を奨励したが、製糖の法未だ精しからずして損益相償はず、侍醫池田玄丈に製糖法を研究せしめたが未だ完成せずして病死の際弟子向山周慶に遺言した。周慶遺言に感激し、百方之を研究し家事を顧みざること十數年に及ぶも成功せず、年尙壯であつたから去つて京師に遊んだ、適々天明八年周慶四十三才の時京都で薩摩の醫生（浪士とも云ふ）が大火にかゝり困つてゐたのを救ふため其の御禮に國禁の製糖法を密かに傳へられた。周慶就いて學ぶこと數年其の蘊奥を研め始めて白糖四五十斤を得たので、藩召還し試製せしめた。又此頃薩人良助と云ふ者四國通路として讃岐に来て、周慶の郷里大川郡白鳥村湊

川の堤に病む、周慶は之を憐んで診療を加へたので病癒えた後旅費を與へて薩摩に歸らして蔗苗を求めしめた。良助は再生の恩に報いんとて數年を費し萬死を冒して、甘蔗數本を携へ再び白鳥村に來た。周慶大いに喜び長兄政久次兄與右衛門政久の子政隣等と協力して、邸外二ヶ所で試作し栽培と製法に苦心して遂に冰糖、紫糖、霜糖を完成したのである。

政久、與右衛門相次いで死したので、周慶政隣と協力し、益々製糖法を研究して享和三年其の製品を高松七代藩主頼儀に献じ、製糖奨励の要を説いた。同年周慶は召されて茶坊主となり、三人扶持を給せられた。時に年五十八で後十五人扶持となる。職にあるや清康七十四年一日の如く勵むだ。之より藩は財政を豊にする第一政策として大いに甘蔗栽培を勧め、且つ收穫期には周慶を領内に巡教せしめ、以て舶來糖を凌ぐ良品を製するに至り、讃岐砂糖の基を開いた。寛政六年大阪へ販賣したこれと糖大阪廻着の嚆矢にして雪白の如く舶來品に少しも劣らずとの稱讃を得たのである。（薩摩黒砂糖は既にあり）

併し人々は肥料と製法の費を厭ふて急に栽培しなかつたが天保の初年藩庫益々疲弊したので九代藩主頼恕特に殖産興業に留意し、家臣木村黙老、寛速水等に研究せしめ財政を救ふは糖業にありとし、勘定奉行日下儀左衛門、郡奉行杉野九郎左衛門代官竹内與四郎に計り、宮宇地辰五郎を擧げて顧問とし研究を重ねたのである。即ち藩營直賣の法とも云ふべきもので從來發行する所の藩札の額を増して糖業の資本に充たした。其の法は船中爲替、別段爲替等の名稱をつけて農民に貸し、製品は大阪及江戸等に移出し得る眞價で官に上納するのである。高松大阪には砂糖會議所を設け全國樞要の港には砂糖問屋を置いて、爲替貸付をなさしめ金融を圖り、海上運輸にも特制を施して、内は糖業を奨め

外は販賣を擴め、砂糖保護等に餘念なく讃岐三白の名が全國に擴まると共に藩庫も太り、富力雄藩に拮抗したのである。是より糖業盛となり安永年間には本業を忘れんとする者續出したので、藩令を下し凡そ甘蔗を作るものは畝毎に銀四匁を納めしめた、之を名づけて冥加金といつた。藩札を増發し四萬兩を定額とせしを七十萬八十萬とし一大富源とした。天保六年には千二百町歩の栽培を見てゐたが、天保の頃幕府は長崎貿易の消長に關するとして各藩に勃興した製糖業を制限したが、薩長の勢力伸長を怖れて薩藩の國産制限のためであつたかも知れぬ。此の時親藩の高松藩でも一度は百二十萬斤に制限されたが、後五百萬斤まで特許された。かくて讃岐砂糖の聲價は益々揚り明治維新直前まで愈々盛で三千八百町歩の栽培を見てゐた。

讃岐砂糖(栽培面積)産額 (經濟史研究24號)

天保七年	町畝歩 一三六、八一〇六	斤 八二七〇、一〇〇	兩朱 一六九五、三〇
弘化五年	二四三、五、一一	三三六、〇九七	四、七二七、一〇
安政五年	三二五、〇〇、〇〇	三三三、〇〇、〇〇〇	三三、二〇〇〇、〇
			八三〇、四九五、三〇

維新以後、讃岐三白の一として維新後幾多の變遷はあつたが、明治十四年頃まで盛んに繼續された。此間は藩保護を離れた産業黎明時代の事として變轉極まりない經濟樹立の間にあつて、明治十八年特に糖業者の金融機關として細溪宗次郎、寛康志、鎌田榮次郎、鎌田長五郎、渡瀬廣太郎、岩佐幸藏、岡田禎二、新名米八等が讃岐糖業社の立設を見たのである。しかし貿易の盛大や、機械文明、大量生産、臺灣の天然生産地の日本領有、甜菜糖等の壓迫愈強く、これ

がため本縣糖業は衰へ。養蠶に移り變る状態となつた。

第三項 明治維新後の産業

天險を稱讚し商工の便不便等を餘りに注意せざりし當時に於て生駒初代藩主親正は治平時の城下町として交通の結節地たる本市に近世城下町を建設し、爾來産業は歴代藩主の保護奨励により發展勃興したのであるが後徳川平和時代となり全国的に城下町は經濟的都市としての色彩濃厚となり、町人の生産力は財力となつて侮り難き勢力を示し、一面士族階級の窮迫と共に侍屋敷の中にも手工業者が浸潤するに至つたのである。又農民は階級的存在として工商に轉職を嚴禁されてゐたにも拘はらず漸次商工に轉じ、農村と都市との差別撤廢に歩を進めつゝあつた。即ち時代の推移と都市の發展は職人町制度を破壊せられつゝあつた。明治政府の起るや封建制度の舊慣を破り西洋の文物制度を輸入し遂に維新の大業を成就したのである。

時勢の變遷は産業界に一大變革を見たのである。殊に武器類、茶器類の製造家は西洋文物輸入のために生活の道を失ひ他業に轉じて、僅かに飢渴を免れし例は枚擧に遑なく本市にて今尙名高い九代紀太理平が傳來の理平焼を捨て、明治十年頃煉瓦製造を始め初代赤松陶濱が陶濱焼を中止して今日大衆向の屋島焼を開始し、明治十八年東京に開かれた五品共進會に出品し七代北川勇次郎が秘法保多織より明治十年紡織舎を起したるが如く其の變遷の甚だしいことが覗はれるのである。

併し古來阪神地方並に中國地方との間に結ばれた商業關係と海陸交通の發展とは年と共に著しく都市の發展振興を促

したが就中商業の發展は最も甚だしかった。

工業に於ては多年遅々として進まず殆んど家内工業であつたが彼の歐州大戰以來物資の世界的缺乏は本邦一般工業特に化學工業に空前の發展を見たが本市でも家内工業は機械工業に、小規模のものは大規模のものに管理經營され工産物は種類産額共に一大躍進を示した。

殊に交通網の完備は工産物の激増を加へ且つ市の内容外觀の整備は商勢をして頓に旺盛を加ふるに至らしめた。

第三節 歴史的特殊工藝の一斑

第一項 保多織

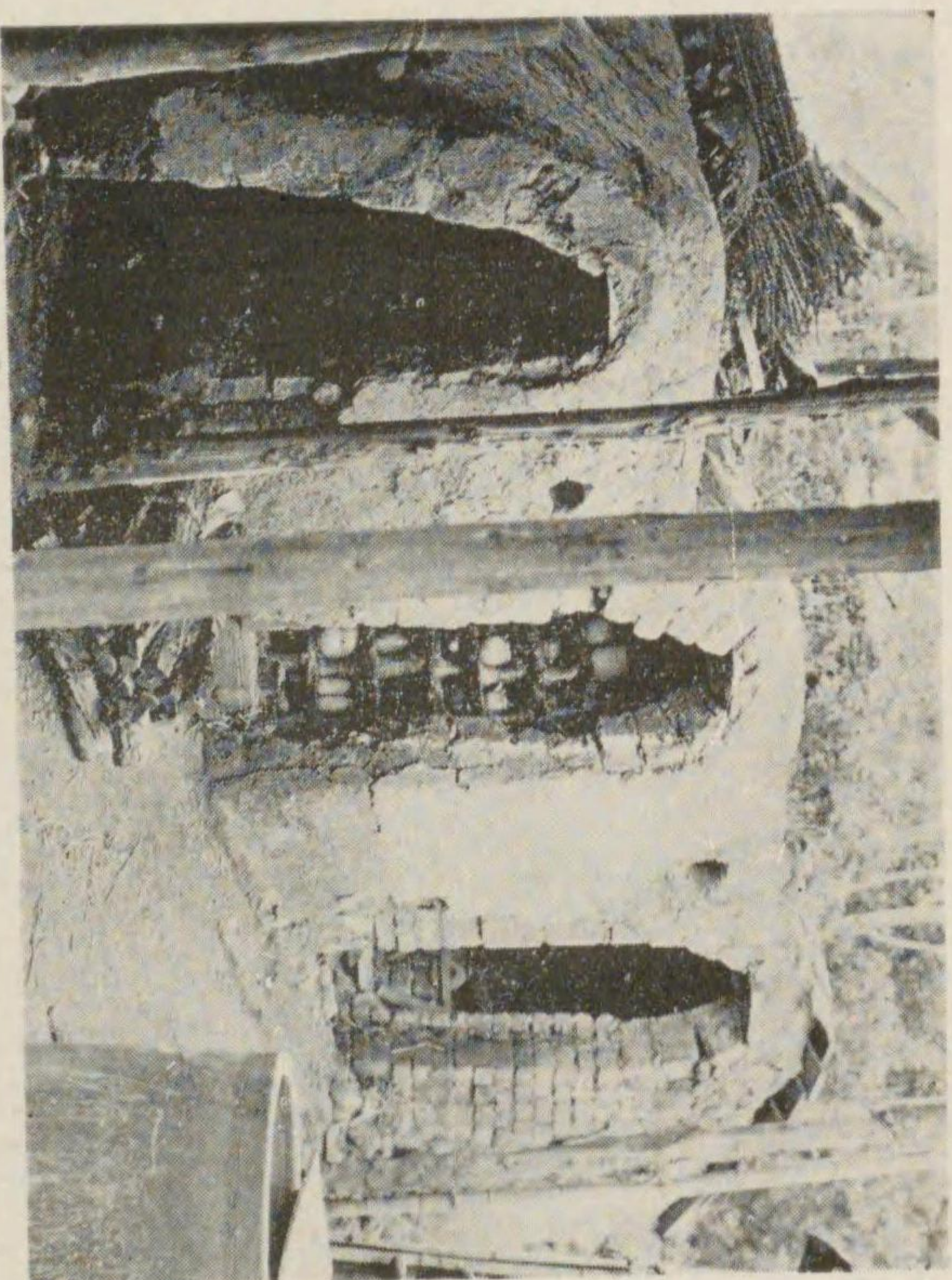
(イ) 保多織の沿革 藩祖松平頼重は藩是産業開發の爲め元祿二年京都北川伊兵衛常吉を召して機業を開かせたのである。伊兵衛は蒲生家の浪士北川治郎兵衛宣勝五世の孫である。伊兵衛は高松に移り郊外中の村に工場を設けて元祿二年十月二十六日絹縞二十六反を上納したのである。其の非凡優秀の技倆を認め藩主は伊兵衛を召して更めて幕府貢献のため特色ある織物を發明すべく命じた。伊兵衛命を拜してから光榮と重責に感激し夙夜丹精を凝して元祿五年四月五日絹保多織五反を上納したのである。之れ保多織の嚆矢である。藩公の感賞斜ならず立ち所に幕府貢献の定例國産物として決定され同時に保多織は一切他に譲り渡し若しくは使用すべからずの嚴命を下し、その製法は一子相傳の秘法として厚く保障した伊兵衛は當時三人扶持雜用として銀一ヶ月三十目並に手前抱下女一人切米六十目並に手前抱下

女一人扶持を賜はり且織物に要する資金一切を給與されてゐたもので保多織は全く藩の事業と云ふ形式であつた。正徳元年十一月二十三日伊兵衛常吉は歿した。その子北川庄三郎直常業を襲ぎ時の藩主より織物師を命ぜられ、次で寶曆四年太平次常保、寛政十一年佐右衛門貞信、天保十一年養子伊兵衛嘉永五年養子伊三太、安政二年伊兵衛再襲して養子勇次郎に及んだもので、其の間實に二百有餘年秘法は依然秘法として一子相傳の藩命を確保し尙且一切漏洩を許さなかつたものである。

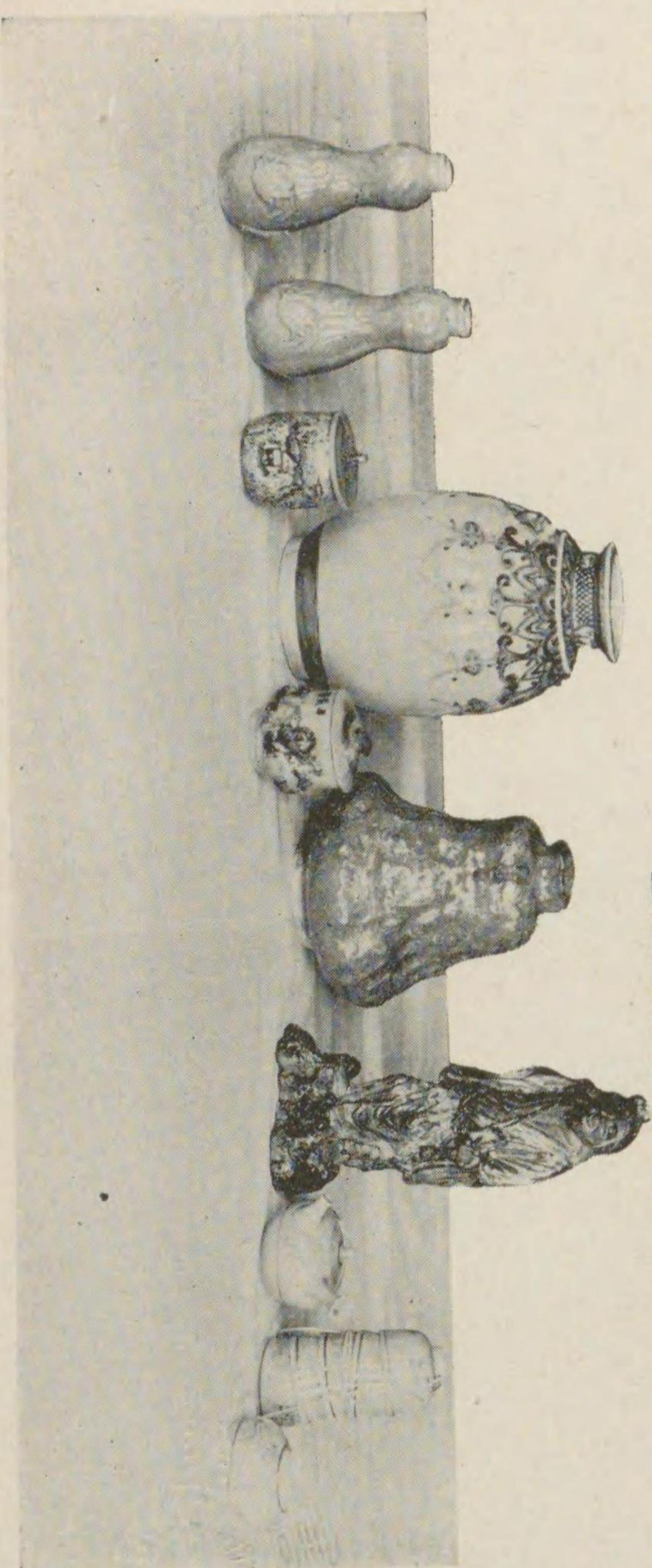
(ロ) 明治維新と保多織の變遷 明治維新となり自然上納の途も絶へ藩の保護も一子相傳の秘法も固持する要もなくなつた。北川家七代の孫勇次郎は讃岐特産の保多織として販路を開き擴張普及に努むれば一般婦女子の仕事も出來て多少とも國家社會裨益する事と獨り絹糸に止まらず、一方綿糸織を製し大衆的氣運を向へやうと百方研究に努め遂に絹綿二様の製造に確信を得明治九年十二月を以て紡織舎開設の件を出願した明治十年一月「右紡織舎人民相對を以て開設候儀聞置候」旨の指定認可あり即ち數臺の織機を設備し工女養成の目的を兼ねて絹及綿保多の製造に従事した。明治十五年士族特産金貸下の恩命があつたので翁は高橋緑、宮地孝藏諸氏と共に發起し士族一人四圓五十錢宛の授産金を出資させ、十九年更めて資本金三千餘圓の紡織舎を設立して自ら社長兼技手となり高橋、宮地二氏は主として會計その他の事務を分掌し織機十餘臺を据付け盛に製造を創む。併し時代變遷は機業上一頓挫を招き明治二十三年遂に紡織社解散の餘儀なきに至つた。勇次郎翁渾身の熱血を注いで挽回に努めたが力及ばず明治二十四年現主政太郎に家を譲つた。又一面翁の姻戚である丸龜町岩部恒次郎は高松市二番丁齋藤省三、西新通町津川一二の諸氏と圖り翁の志を續ぎて十數臺の織機を備へ更めて保多織製造を開始し尙その後栗林村奈良與吉動力機を應用して白保多を織出した

(ハ) 最近保多織の進出 明治維新後幾多の變遷を見た讃岐保多織の機運も漸く今日に及んで堅き地盤に國産の豪華的優位を占むるに至つた而も其發明者である北川伊兵衛常吉の功績は今日何物を以て比するも及ばぬ偉大なものであると同時に其末裔たる北川勇次郎翁に至つて綿保多製を思ひ立ち應用織機の改良を考案した功績も亦大なるものである岩部恒次郎は緋廣巾敷布ハンカチーフを創業し専ら品質向上を主眼として堅實主義で進出し、絹保多の復興大巾物敷布中形絞り等の完成に努め、随つて需要愈々増加し聲價益々揚るの盛運を齎した。現主幾太郎斯業を父に繼ぎ兼ねて機業各地の實況を視察し讃岐機業の頗る幼稚なる状態に發奮して進んで縣下機業家と相圖り大正八年香川縣織物同業組合を設立し、縣市の指導獎勵と相俟つて専ら斯業の發達に盡瘁す。大正十二年香川縣が保多織を以て本縣中心織物と爲したその指導獎勵方針を樹て織物整理所を高松市栗林町に創設を見るや各機業家相圖り香川縣保多織研究會なるものを組織し鋭意研鑽を重ね、特産品として新時代に適應せる織物を見るに至つた。一方大川郡造田村笠井極太郎經營に係る織物工場に於ての製品改良保多織即ち讃岐上布に「讃岐特産保多織」と命名し、大阪三越デパートを始め九州方面に販路開始に努む。昭和六年三月岩部氏は前記笠井織布工場と事業の合同提携を締結し、更に織機を増設して生産の増加を圖ると共に品質の改善を期し、最近に至り保多織従來の古き傳統の上に新味を加へた絹綿交織の秋冬向保多織を製出し、讃岐紬と命名し柄色優美組織高雅價格低廉所謂時代的製品として大いに發賣販路擴張に努めつゝあるのである。

現時保多織の種類は中形染浴衣地及絞着尺物廣巾晒及色無地敷布ハンカチーフ秋冬向讃岐紬等で昭和五年度産額十萬反で特色は夏季の衣料として肌觸り佳良着用として輕快清涼の感豊かに地質染色共に堅牢幾度の洗濯にも耐久力頗る



理平燒窯



理平燒

強く秋冬向讃岐紬は組織優雅にして體裁上品である。

第二項 陶磁器

(イ) 古代の陶磁器 縣内至る所に彌生式土器即ち赤味を帯びた薄手で簡単な模様のあるもの等を見るのも珍しくないが、其の源は遠く石器時代にあるのである。雄略天皇は深く陶業の振興を念じ給ひ、人を百濟に遣はして工人を召した程であつた。孝徳天皇の朝土師連吾筈に詔して土器を造らしめ、朝夕の御膳に用ひ給ふたが降つて佛教の隆盛、藤原時代貴族の豪奢により陶器の製法は一段の發展を見た。綾歌郡陶村では當時既に陶器の製造を行つてゐた。延喜年間陶器を以て調としてゐた國が十ヶ國あつた。讃岐も其の一である。鎌倉時代には宗代に隆盛を極めた建安の陶窯法傳へられ、瀬戸の陶器は加藤四郎左衛門景正により起された。東山時代以後點茶の事盛に行はれ、種々の陶磁器を賞翫されたが、瀬戸の外茶器に適する程の良品はなかつた様である。歐洲人との交通以後、呂宋、交趾、南蠻等も輸入せられ、桃山時代秀吉の大土木と豪邁の氣風、茶道の流行によつて進歩を見せて、樂焼を始めとして各地に起業された。

(ロ) 理平焼(高松焼) 紀太理兵衛は古理平とて、理平焼の元祖である。理平衛の先祖は、江州信樂の人森島氏で豊民秀吉に仕へ慶長年間森島半彌重芳は、徳川家康に仕へてゐた。當時明の亡民雲林院信樂に来て陶器の製造を業としてゐたので、半彌は弟子となり、其の術を學び、半彌の子作兵衛は京都の粟田口に轉居して、其の業を繼ぎ、猶野々村仁清について、更に奥儀を會得した。(仁清は通稱清右衛門と云ふ、畫もよくし其の遺墨が世に傳はつてゐる。

丸龜藩主高極高和に召され、丸龜で陶窯もした。

初代藩主頼重は幼時京の都嵯峨にゐて度々作兵衛に陶器を製造させたことがあつたので、後高松藩主となると、正保四年作兵衛に御奉公仰付られ、十人扶持御切米十五石下され、慶安二年御國引越を命じ屋敷を下され、町與力の格に仰付られ、姓名を紀太理兵衛と改めさせて、御林の傍に陶業を起させた。陶土は寒川郡富田村丸山の石英粗面岩質のを用ひ、色彩は清水焼に似てゐるが、品質が堅牢で且風雅で特に使用すればする程茶人の最も愛好するしみを現す特性がある。繪も巧で號を紫峯又は理空と云ひ、延寶六年六月四日なくなつた。後二百餘年理兵衛の子孫は松平家に仕へたのであるが、理兵衛から後三代皆理兵衛と云ひしたため、世人は初代を古理兵衛とよんだ。

明治維新となり九代紀太龜之丞惟道は、更に京都五條清水焼の後繼高橋道八につき研究すること七年、當時の弟弟子に今日有名な竹泉がある。併し藩の保護なく時勢の赴く所遂に明治三年紀太理平と改め、現在の高松驛附近で煉瓦兼陶器製造業を営んでゐたが、築港修築なるとき、當時の縣知事徳久恒範の勸めて、再び現公園北門の附近で理平焼を復興した。勿論當初二三年は公園内留春の地で即席焼をしてゐたが、公園の擴張と共に現位置即公園北門北方五十米の地に移り現主に及んでゐる。

森島半彌重芳―同作兵衛(一代紀太理兵衛)―二代同重治―三代同行高―四代紀太彌助惟久―五代同三世藏惟芳―六代同三千藏惟寺―七代同理兵衛惟晴―八代同岩之丞惟貞―九代同龜之丞惟道(紀太理平)―十代紀太理平(現主)

(八) 陶濱燒 陶濱燒の元祖赤松彌右衛門は阿國と號し其の祖赤松圓心より出で、豊公に仕へ名あり。志度へ移住し豪家なる故水夫株とて志度浦の漁業權を得た一人である。後名工肥前國加治谷郡末山權助に就き一種の陶法を學び秘傳

を受け、元文三年志度浦で唐津焼を創始した。子清兵衛其の子伊助光信業を繼いだ。即ち寶曆年間水夫株屋光信陶器師は交趾焼を研め天明元年寒川郡富田村丸山なる陶器製造具及陶土の借用を藩に願ひ、此處で染付及南京窯を初めしも失敗に終る。天明八年龜田屋藤藏右の窯法を傳へ陶器を業とす之を志度焼といふ。光信の子眞字右橋通稱千吉號を魯山又湘南齋とも號し志度にて陶器を再興し時々藩主の命を受け献納す。又餘暇俳句書畫をよくしてゐたが、文化年間高松藩主第七代頼儀に召され、中村に住し香東御殿山を借り陶器を始めた。子名虞字農夫通稱猪太郎初陶涯後陶濱と號し業を繼ぐも藩の保護なく陶業衰へたが初代陶法として素地に赤い色の陶土を用ひ、釉を施し茶人の好む風雅致に富む陶器を製造す。子喜平繼ぐも明治維新となり、時勢一變したため讃岐陶器特産品の研究に勵み、遂に陶濱焼を中止し數年後屋島の土を用ひ安價な特産品を案出した、明治十八年八島焼として東京博覽會にも出品し好評を博す。明治二十年勸商場を設け、屋島焼の久保祖舜大山信五郎と共に賣出した。現主清一は陶濱焼を復興し研積を重ねてある赤松彌右衛門阿照―清兵衛道順―光信號松山―眞號魯山―一代陶濱處―二代濱陶喜平―三代陶濱清一(現主)

(二) 屋島燒 寶曆年中博學奇才で有名な平質源内は長崎より交趾焼を會得し歸り、之に倣つて一種の釉法を悟り、甥の源吾等に傳へて大川郡志度で焼かせたのが源内焼又は舜民焼と云ふのである。源吾は門人三谷林叟通稱屋島林燒等に秘傳を授く、林叟屋島の瀉元に歸り屋島古戦場の陶土を用ひ嘉永元年開窯し、交趾風の器物を製作し屋島の銘を用ひたから、屋島燒と稱せられ現在まで繼續されてゐる。

寒川郡富田東松尾村なる大山信五郎は赤松宇吉弟清助の孫清太郎につき陶器製法を學び、更に諸國を遊歴し修養を積み明治二十八年頃高松市濱の丁にて七寶燒を始むるも成功せず、明治の末市内鹽上町にて屋島燒を興す、當時屋島

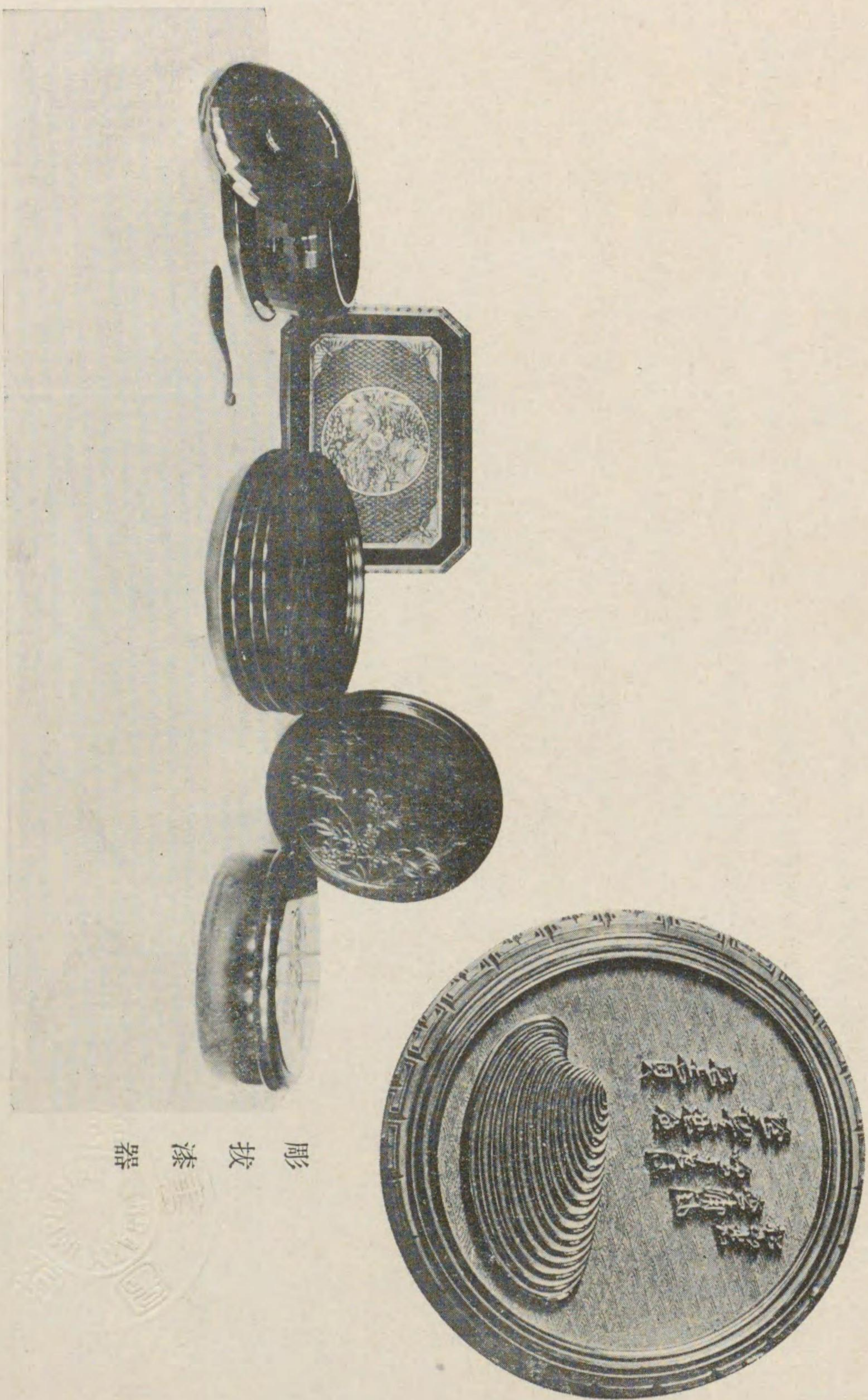
では右に出づるものなしと云はれてゐた。後中野町に移り栗林公園北方で屋島焼を弟加と共に焼いてゐたが、昭和五年末死去した。

(ホ) 寒霞溪焼 久保祖舜は通稱駒吉香西町久保泰助の末子で、幼時より穎悟嶄然頭角を顯はし、和漢の學に通じ、書は王右軍の筆法を學んでゐた。明治三年高松藩議事局へ召出され、士籍に列せられ、同十年香川郡笠居村中山校教員となり、同二十年香川郡勸業委員となり農事改良に盡瘁した。天性器用にして詩歌俳句繪畫等もよくし明治三十八年頃より高松市濱の丁に工場を設け獨得の技術を以て寒霞溪焼なる陶器を製し、後之を屋島焼と稱した。本品は高麗焼の光澤と交趾焼の雅致あり、世に珍重せられ縣特産品の一つとなり今に至るまで屋島土産として盛に賣出されてゐたが大正十年四月二十七日八十の高齡で歿し、子孫は寒霞溪の麓にて尙繼續してゐる。

第三項 讚 岐 漆 器

現今讚岐漆器とは存星塗、蒟醬塗、堆朱、堆黒、曲輪彫、紅花綠葉等の彫漆の總稱で象谷塗或は文綺堂塗等を指すのであるが何れも元祖玉楮象谷の手法を繼承したものである。

玉楮象谷の父は藤川理左衛門といひ周南(南藻齋)と號し初め南部の人で家は世々刀の鞘を塗り漆を賣つてゐた。象谷は文化三年に生れ名を爲三といひ象谷と號し壯時藏黒とも書し字は子成通稱爲三といつてゐた。今の外磨屋町藤森荒神の東隣に住し性磊落つ且奇才があつたので父に従ひ鞘塗を修業する傍ら好んで京師の貫名海屋永樂保全(陶巖師)僧雲華、浪華の篠崎小竹、讚岐の宮本敬哉、阿部絹洲等の文人學者と風月の交を結んでゐたが殊に保全、敬哉とは最も知己



玉楮象谷作志貝香盒

彫 拔 漆 器

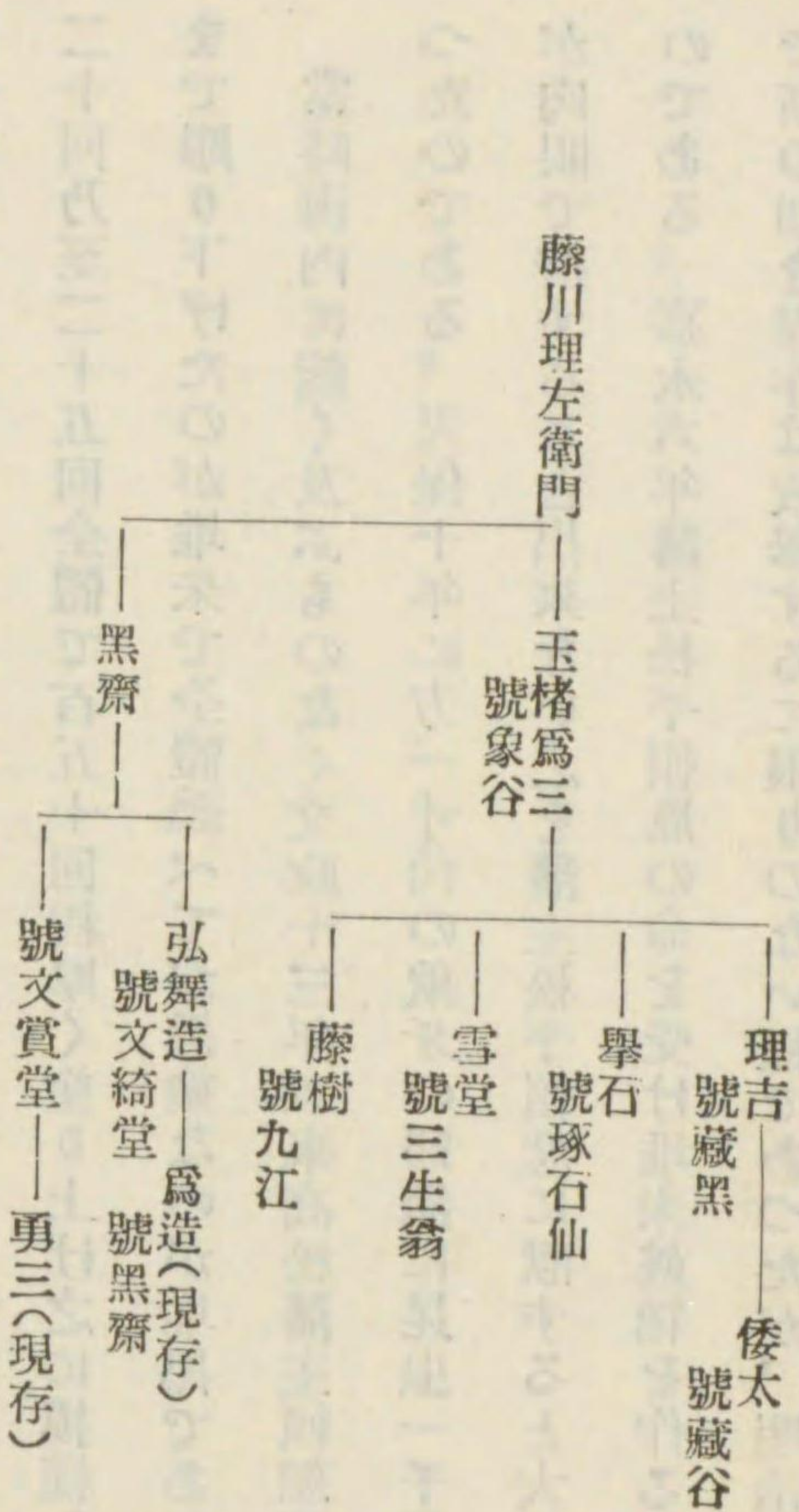
の間柄であつた。中年に及びて専ら意を漆器彫刻に注ぎ國內は勿論支那及遠くシヤムの髹法を探究し之を學ぶこと數年で遂に其の蓋奥を究め明代の唐山の張成存星等の遺風により本郡古代の製法に基き運刀は漢製用漆は宗代を主にして一種の髹法を斟酌し鎌倉時代の風韻を加へ古來未だ其の實例を見ない髹法を創作し、本郡漆器に一新機軸を現はしたのである。其の籃骨傳漆法は竹籃又は松の如き材を榛地アチとし之を堅固な下地として漆を塗裝すること十數回乃至百數十回で之に獨特な刀を以て線様の緻密な多く花卉草木等の模様を劃刻し之に青黃紅等異色の彩漆で劃刻した刀痕に填め平面に研磨し其の模様光彩を一層鮮明ならしむる一種の漆象眼である。

又此の外漆繪の外輪を同刀で彫り仕上げ又は明清の彫漆を研究し象谷独自の刀法を堆朱堆黒其の他の上に案出したが就中紅花綠葉塗の如きは最も卓越せる工法で古來未だ其の實例を見ないのである。堆黒堆朱は支那宗代の法で塗を一色二十回乃至二十五回全體で百五十回程厚く塗り上げ之に模様を彫刻した漆器で底に朱を塗り上に黒漆をかけ朱のある所まで彫り下げたのが堆朱で全體總べてが黒塗なのが堆黒である。

當時海内に能く及ぶものなく文政十三年以來高松藩主頼恕頼胤頼聰の三代に仕へて藩主のための製作品でも三百に餘つたのである。天保十年に方一寸角の象牙の印籠に昆虫一千種を刻するに一々体を具して蠢々生動するもの様であるが肉眼で辨すること出来ない之を藩主松平頼恕に獻すると大いに嘆賞せられ帶刀を許され扶持を給し苗字さへ給はつたのである。嘉永六年藩主松平頼胤の命を受け堆朱鼓箱を作るに誠に細かく美しく出來上り引上げられて士となつたほどで斯の如き傑作は枚擧するに限りのない程であつたが、明治二年二月一日六十四才で惜しくも長逝した。

其の工法は其の弟によつて繼承され文綺堂となり或は其の子槐庵拳石雪堂藤藤榊等により繼承されたが後三代藏黒に

至つて遂に絶へたのである。



第四項 彫 抜 漆 器

本市獨特の工産品で代表的特産品として全国各地は勿論最近朝鮮、滿洲、南支那より佛國、伊國等に及び名聲を謳はれてゐる彫抜漆器は後藤太平の創始にかゝるのである。

後藤太平は高松藩士後藤健太郎の二男として嘉永二年に生れた。其先祖永正年間細川勝元時代の名工後藤祐乘より出づといふ性細事に拘忙せず幼時より技工の才に富んで手藝に妙を得てゐた茶人であつたため、慶應初年最初茶器盆類を娛樂的に鑿彫をして器物を造り知人に頒つた。然るに其の作品は堅牢で實用に適し且雅致に富んでゐたので風流人士の賞讃と好評を博したのである。然し太平尙之に満足せず數十年間研究を重ね別に朱塗の高尙な風韻に富む髹漆を考案し

之を使へば使ふほど其の色愈新しく愈々風雅となるものを創製したのである。之即ち後藤盆で存星の製作様式を一新したものである。意匠圖案の出所に支那系統のため文人墨客其の他趣味家の間に賞翫せられ線色調、形狀に於て特に其の雅味が豊富である。其の後需要は益々多くなり到底娛樂的では希望者の要求に應ずることが出来なため遂に娛樂より本業に轉じ廣く製作が行はれる様になり宮内省献上の光榮に浴すること數度に及んだ。太平は大正十二年六月十九日七十五才で歿したが、爾後之を踏襲するものはよく採長補短幾多の改善を圖り之を優秀な日常必需品とした。特に材料は數年に亘つて充分乾燥させた松の外板、櫻、桂等の堅材を用ひ塗法として讚岐塗(後藤塗朱塗)漆塗春慶塗等を施し茶器盆類の外家具類の製作にも此の彫刻法が行はれ土産品或は好適なる家庭實用品として好評を博するに至つたのである。主なる製造工場は

- 田 町 株式會社 文新堂
- 五番丁 株式會社 讚岐工藝社
- 内 町 合資會社 一和堂
- 古新町 後藤 工場
- 古新町 後藤 彫抜製造工場

第五項 武具及彫金其の他

(一) 明珍家 明珍家は其の祖武内宿禰より出で三十二代宗介に至り近衛院より明珍の號を賜はり後世々甲冑燦煉を

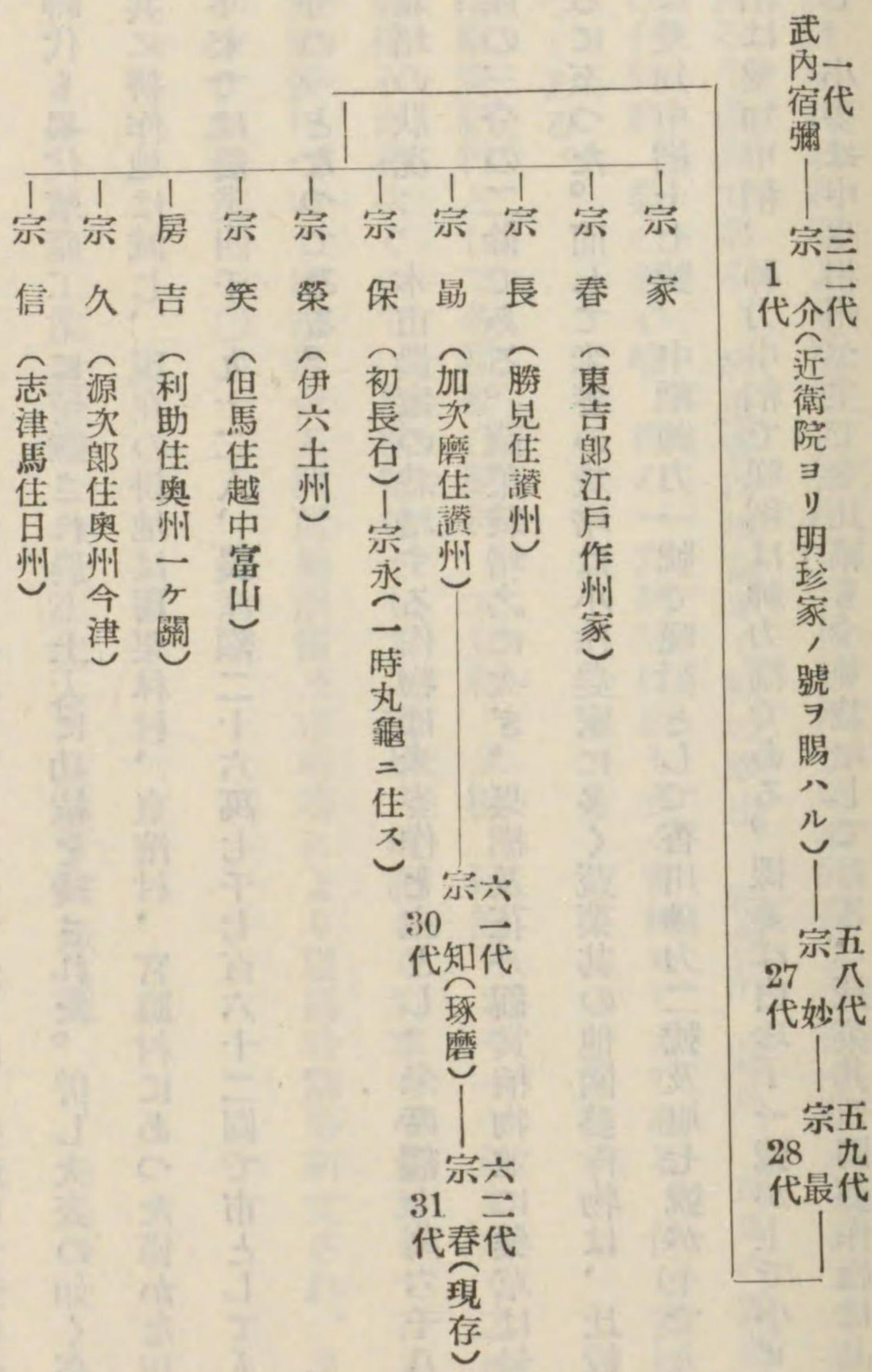
業とし世に現はれてゐた。宿禰五十八世の嫡明珍家二十七代宗妙は松平八代藩主頼儀に召され江戸より寛政六年三月二十六日高松に來り仕へた。これ高松明珍家の祖で享和元年九月十六日九十四才にて死したのである。後宗最宗昂を経て三十二代（武内宿禰六十二世の裔）宗春（現主）に至つてゐる。宗春は天保十四年十一月十五日高松に生れ幼より父祖の業を紹ぎ萬延元年十一月江戸に赴き十ヶ年間甲冑燦煉の業を研究し明治二年歸郷十八才の時大圓山妙見甲及面鏡を作り藩主松平頼聰の上覽に供した。め其の賞として家祿を給せられた程であつた。又命を奉じて舊天主閣の古代鐵金物を鍛冶して大香爐を製作上納し、軍神金杖を英公の廟前に精煉鐵如意を小松宮家に明治三十六年現今上陛下に精煉鐵香爐を献上し、同四十三年に精煉鐵製蓮葉式饌盒を大正四年御大典奉祝記念品として精煉鐵製花瓶一對を御大禮奉祝に精煉鐵製花挿を其の他香爐三徳式天下太平鼎鍛鐺短刀を献上した等の光榮を荷ふて居る。

(二) 岩井桂次 文化、文政、天保頃に亘り革製武具家として明珍宗春等と交友深かゝつた。

(三) 彫金家 石黒政守は文政頃江戸より高松に來り石黒政常系の人として一家をなしてゐた。三谷壽次茂義は文化頃の彫金家にして兵庫町に住し菊岡系の光堂門となり第十吾と共に當時一派をなしてゐた。

(四) 棟伊賀守 天保時代大阪より來て石清尾八幡宮社前にて刀鍛冶を業とし一家をなしてゐたと傳ふ。

明珍家系圖



第四節 現時の産業状態

第一項 農業及家畜家禽林業

其の一 農業

高松市は殆ど郷東川の沖積地で二百五十尺乃至二百八十尺に至るまで殆ど全部花崗岩砂礫及和泉砂岩砂礫と粘土との

五層よりなり、表土は埴土質あるも主に花崗岩質砂質壤土又は壤土質砂土で、農作物には物理的性質、化學的成分とも好適で、磷酸鹽の吸収力強く水を飽和するも尙大氣を通じ、氣候收穫時期の乾燥と相俟つて、特に讃岐の良米を産するのである。唯表土浅く窒素不足の欠點がある。筥原郷として筥原、東濱、西濱、宮脇、上村、中村、福岡、今里を併せてみて讃岐郷名として最初に見える奈良時代、平安朝初期は殆ど漁家と農家であつたと思はれる。更に莊園の盛時であつた後宇多天皇の世、大覺寺統の莊園全國二百六十餘ヶ所の中讃岐三十八ヶ所中の一として富田地となつた時も勿論農家が殆どであつたであらう。生駒親正の城下町となつてからは、生産に大變化があつた。

松平時代も累代殖産工業に留意され農業上大に功績を残された。併し次表の如く高松市街の發展につれ一面宅地等の増加と共に耕作地は減じ、現在の耕地は舊栗林村、東濱村、宮脇村にあつた僅かな田畑で耕作されてゐる位であるから昭和五年末では農業四千〇九十二人、農産額二十六萬七千七百六十二圓で市として人口に於て二十分の一、生産高に於て五十分の一となつてゐる。

農作物栽培の状況 本市農家の栽培する作物は米麥作を主とし、米産額十萬六千八百三十九圓、麥七萬千八百十八圓で全農産の三分の二餘である。蔬菜栽培之に次ぎ、果樹及花卉觀賞植物並に藥草は最近の創業であるが、近來特に増加を見るに至つた。而して米麥の栽培は小作農家に多く蔬菜其他園藝作物は、比較的自作農家に多い。米の品種は中稻梗は愛知中稻十七號、中稻神力一號で晚稻として香川神力二號及旭七號が主で大土八號及雄町一二二一號である。糯中稻は愛知中稻、神力中稻で晚稻は神力糯である。裸麥は白珍子一號が主で小ビンカタギ一號、屋根裸一號も少量栽培し、小麥は中生相州が主で金比羅も少量栽培してゐる、蔬菜其他園藝作物は品種雜駁で改善の餘地が多い。

耕地面積地質氣候等より殆ど二毛作で、且甚だしい集的農業で梗一段歩二石九斗餘裸麥二石四斗五升餘で、日本全國稀に見る生産高である。病虫害は相當多く稻の螟虫、稻熱病、越瓜、胡瓜の露菌、西瓜の蔓割病、茄子の立枯病、柑橋の介殼病、梨の姫心喰、柿のへた病等は最も多く害極めて大である。併し麥奴班葉病の如きは被害防止に實蹟を擧げつゝある。

肥料は販賣肥料として各種配合肥料、大豆粕、米糠、硫酸アンモニヤ最も多く之に鍊粕、過磷酸石灰、鹽化加里、油粕智利硝石が相次ぐので、自給肥料として人糞尿、堆肥多く野草も少量施してゐる。

農産物販賣については市農會及同所屬團體及市場等により販路時期等研究され、又縣農會の統制により向上發達しつゝあるのである。

其の二 家畜及家禽林業

役牛役馬は著しい耕地の縮少と一農家當反別の僅少と市内へ供給する蔬菜類觀賞花卉草木類の栽培等による甚だしい集約農業のため、且又交通機關の完備自動車の發展のため減少するに至つた。

之に反して乳牛搾乳場及屠殺牛豚馬は急激に増加し昭和五年度には屠殺額十七萬餘圓で縣下の半ばに達してゐる。家禽は殆どが鶏で、鶯及び七面鳥は名目の存する程である。昭和七年六月三十日現在鶏鶯及七面鳥總計三萬四千餘羽年産卵數三百八十五萬五千餘個、飼養戸數一千二百餘戸で十五戸に對して一戸飼養し、人口二人強に一羽の割合で人口一人に付年生額卵は四十六個強當りである。最近飼育戸數には大なる變化はないが、飼育羽數は著しい増加を示してゐる。

る。しかし尙市内需要を充すには更に多く不足してゐる。

林業は石器時代及青銅器時代の天産物採取業時代の人々にとつては石清尾山系は生活維持の重要地域であつたが、藩政時代となつては一の天險として軍事上利用のため伐採を許さず唯藥草の栽培地として保護せられてゐた位で森林としての利用は甚だ少かつた。

現在の石清尾山系は風致區として本市の景觀を飾るの外、保健上頗る重要な地位を占めてゐるので林産物として記述すべきものはない。

高松市農會

高松市農會は大正三年五月一日宮脇村の本市偏入と同時に設立されたもので初代の會長河野藤太より小田知周、阪田幹太、藤本充安、佐野久宣、中野幸次、石原留吉を経て現會長岡田忠次郎に至る。

事業の主要は農事視察、農作物收穫研究並に品評會、米麥撰種試作地設置、仲介斡旋、種苗改良穀物改良、農事改良組合の奨励、副業奨励等である。

會員數一五三一（昭和七年四月一日現在）役員は會長副會長各一名、評議員十名、職員は幹事二名、技術員二名で經費一ヶ年二千八百六十六圓（昭和七年度）である。

第二項 水産業

本市は北方瀬戸内海に面し現在東福岡町詰田川口より西西濱町郷東川口まで、海岸線約一里十町程あつて淡水産漁業地こそ皆無の状態なるも、水産業に恵まれた地形である。遊牧の有史前より人と水産物とは關係深く、紫雲山系を北麓を海濱とした時代は兎も角本市は奈良時代既に東濱西濱筥原なる漁場があつたらしく、又製鹽も行はれてゐたのであらう平安朝に朝廷献上品中鯛、鹽鯛、乾鮓、楚割、大鯛、鮪、海藻、鯖、食鹽の海産類が見える。現在水産業戸數六四三戸三〇七四人で内製鹽業八三戸四六四人で残りは皆漁業々者である。

水産物價格は約一一七萬圓で内漁獲物約一二萬圓、水産製造物約五三萬圓で食鹽の三三萬餘圓、てんぷらかまぼこの十九萬圓が殆どである。尙土産物の鯛の溜焼も珍重されてゐる。

てんぷらかまぼこは阪神地方へも移出され、食鹽は本市水産物の過半を占め、讃岐三白の一として綿砂糖なき今日も盛大を全國に誇つてゐるが、其の起原遠く生駒高俊と西島八兵衛、松平初代藩主頼重と矢野部傳六、同五代頼恭と梶原景山、同九代頼恕と木村亘、寛速水及久米榮左衛門等の功蹟である、以下水産業の各につき沿革と現状を記すのである

其の一 漁獲物

漁獲物額年一一三、二四五圓であるが、漁場が近海とは云へ縣下一圓に渉る關係上、地先魚市場で同額位は販賣されるが本年度本市魚市場で魚取扱高は朝鮮、宮崎、大分各縣、臺灣等の移入を合して六六四三八三圓なるより（縣内分漁獲高二七八二五五圓、移入三八六一二八圓）内約八割即ち五三一五〇六圓は本市に於て消費する故、本市漁獲高は本市需要の二割に過ぎないのである。

漁獲法は専ら地元海面を根據として、縣下一圓の海面で小規模の漁具で漁獲してゐる。動力ある漁船も漸次多くなつた。漁獲物は鯛、平目蝶、黒鯛、鮫、鰻、鱒、鱈、牡蠣、蛤、海鼠、鯉、あまのり等である。

其の二 淡水産漁類及養殖

淡水魚類は本市内に養漁池も河川沼地等も殆どなきため皆無の状況であるが、近年娯樂觀賞用の金魚及鯉の子の養殖が急に増した。此の外紫菜の養殖もある。

其の三 水産製造物

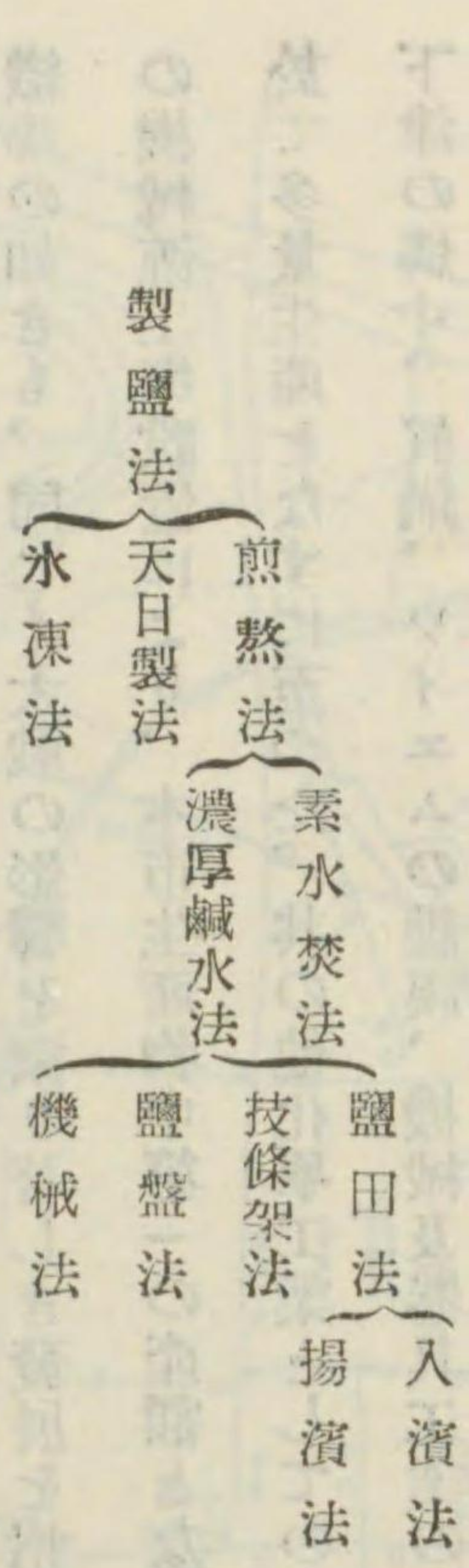
讃岐では奈良朝までに武器と陶器の製作で有名であつたが、奈良朝に至つ更に食鹽と綾綿とを加へたのである。平安朝には食鹽の外鹽鯛の産さへ記録されてゐる

藩主頼恭の時、相引川牟禮地前を埋め鹽田を新設され續いて梶原景山に西湯元鹽田たる亥濱子濱を開かしめ同八代藩主頼恕の時代には、木村亘及箕速水、久米榮左衛門により鹽田を開き、製鹽政策は實行された。

維新後製鹽業者の統一を欠ぎ方針不確定のため萎微として振はず、明治十七八年頃には愈食鹽の價格暴落し、十州鹽田の如き經營困難となる、時移りて日清戦役となり一時暴騰したものの、外國鹽の輸入により漸次衰へ遂に廢止の状となる。併し日露戦役は遂に食鹽の專賣制度を生み、後多少の曲折は有つたが今日の確固たる盛況を現出したのである。

前述の如き人力の外入濱鹽田に好適せる天然は地形的に花崗質砂濱で遠淺で大河なく地下水の地底より湧き出づることなきと、土質地下もよく撒砂は直径〇、一耗乃至〇、五耗の多形角で黒色で多少粘土の混入した海砂は全國第一の稱がある、又海水に鹽分多く大暴風雨激浪少く于滿の差適當で、氣象上晴天多く降雨少く空氣乾燥し氣温も比較的高いので製鹽理想境と云ふべく、更に努力多く交通の便にして且近く九州石炭の所在は一層好都合である。

本市の製造法は入濱鹽田法で鹽田に鹽田地臺撒砂沼井あり釜屋に鹹水溜前熬温釜（鐵釜）烟道、鹹水濾過装置鹽置場あり、包装の燃料の石炭があつて操作が行はれてゐる。



其の他の水産製造物 本市水産物加工業は、昭和五年度戸數四二戸で主としてんぶらかまぼこの製造で、年額約十九萬圓で内約十萬圓は市内八萬圓は隣接町村及縣内約一萬六千圓は主として阪神市場へ移出される。罐詰は約二萬六千圓である。此の他フカヒレ少量を製するので土産品として鯛の濱焼、魚煎餅からすみ等を少額産出するのである。

第三項 工 業

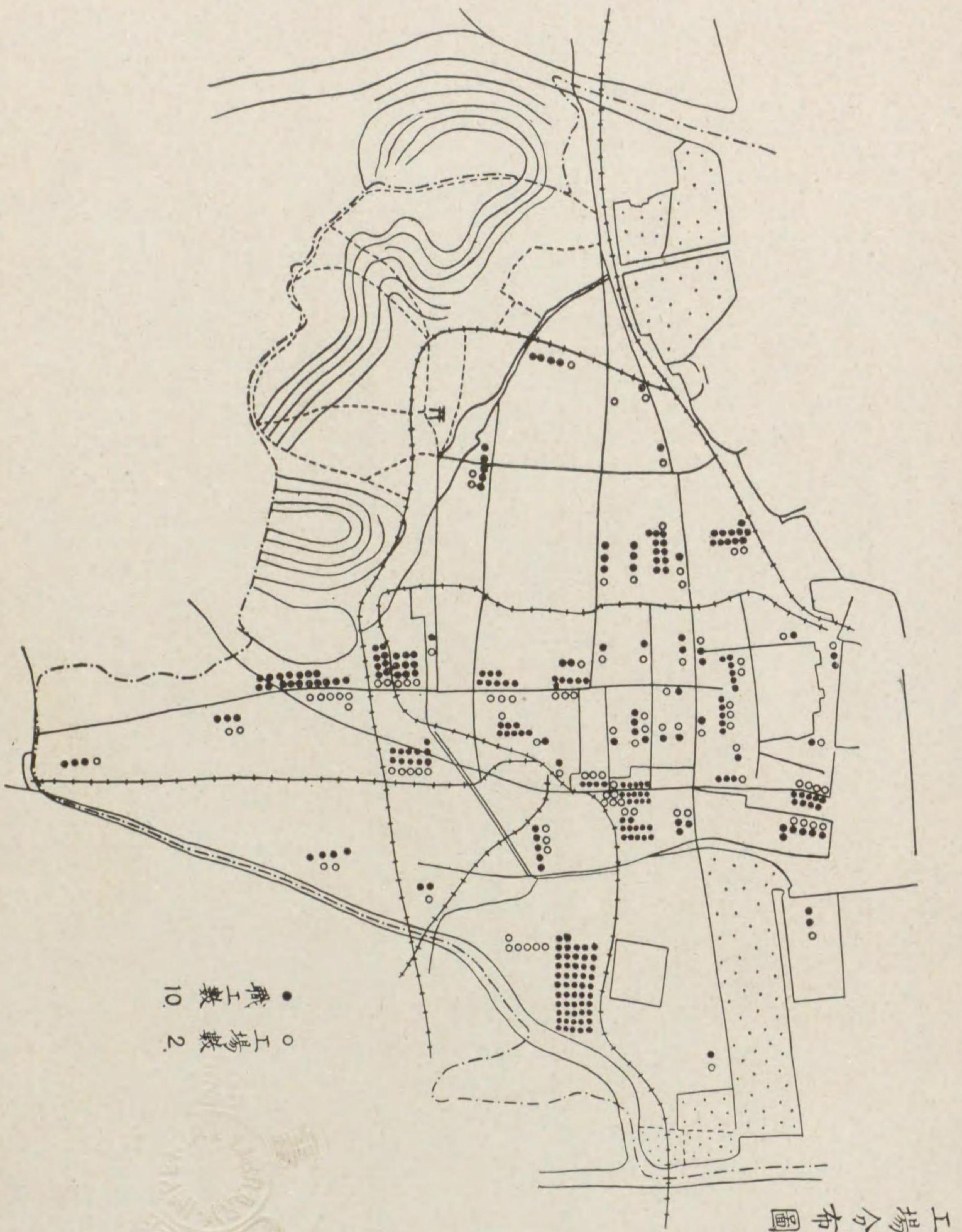
其の一 總 説

高松の位置は建設當時に於ては他に比類なき程經濟的に秀れてゐたが、近世の工場的大工業地としては面積は勿論、

後方地域も狹隘で工場用地を得るに至難の状態にあるのである。又工業の企劃に極めて密接な關係を有する自然水に乏しく河川水運の便に恵まれず加ふるに電動力の供給至難のため工業界は多年遅々として進まず、殆んど家内工業の域を脱せないものであつた。併し土地、資本、原料、動力こそ恵まれないが氣候、勞力、交通等は工業地に適してゐるので大正七八年の歐州大戰の餘波は著しく工業界に生氣を漲らし、従來の家内工業は機械工業に小規模のものは大規模大資本の下に經營管理せらるやうになつたのである。

綿糸紡績は倉敷紡績株式會社の高松工場の設置に依り、一躍本市生産物價の六分の一に垂んとする主要生産物となつたのである。其の他藩政時代よりの本市は勿論讃岐の特産物として全國に販路を有する和紙、彫抜、漆器、日傘、保多織等の如きも、同じく大戰の影響を蒙り著しき發展を招來せしもので特に和紙の如き丸高、眞鍋、高松、栗林、藤本等の機械漉工場設置により、本市生産物中第一の産額となり、彫抜漆器に於ても文新堂、讃岐工藝社、一和堂等の工場に於て多量生産をなすに至つた。其の他化學工業としての高松製薬の工業用藥品岡内、納田、森、櫻村、干切谷等の賣薬下津の燐寸、眞鍋、ワイエムの護謨、機械及器具工業の度量衡器錘及増錘諸機械、諸鑄物の鎌田、楨田、和泉、鶴尾、宮本、多田、畑尾等の工場で製作せられるもの、小西等の製材、雜工業として日本印刷等の印刷、飲食工業の三好、中谷等の清涼飲料水等何れも生産額を激増したものである。

最近一般經濟界不況の影響により生産額の稍減少を見るに至つたのは遺憾と云ふべきも、本市主要特産物の和紙、彫抜漆器、金屬製品の如きは常に確實なる生産額を示しつゝあるは斯業の發達と有望とを明示するものである。



昭和五年度
工場數百八十二(職工五人以上の工場)職工數二千六百四十六人、工場分布圖
次ぎの如し
工場分布圖

其の二 染織工業

本市染織工業は最近異常な發展を來たし約二百二十万圓の産額を有し、縣下染織工産物の五分一餘本市の工産物五分一に當り、産額より擧ぐれば、本市最大工場たる倉敷紡績株式會社の高松工場の綿糸の五千六百八十捆價格百九十万圓に達する綿糸紡績業を首位としてゐる。

次は製綿の十六万八千貫價格十三万圓餘にして、蠶糸類、染物、綿織物及莫大小と相繼ぐのである。以下詳説してみよう。

其の1 蠶糸類

蠶糸の業は遠く太古に始まつてゐたが、應神天皇の朝歸化の秦氏が彼國で行つてゐる蠶業の法を傳へてより、一層精しくなり諸國に行はれ盛大となつたのである。併し其の後製糸類は異常な増加を示すも、製糸法は遅々として進歩せず安政六年七月横濱開港と共に生糸の輸出さへ開始されたるも、舊態依然たる手挽坐繰の法であつた。

本市も同様古くより手挽坐繰の製糸が行はれてゐたのであるが、昭和二年六月上之町に現三福製糸工場設立され、機械製糸は始められたのである。

本市製糸唯一の工場である三福製糸工場には五十三釜、高壓煮繭器一個設備されて居る。勿論家内工業であるが昭和五年生産高生糸二三五〇貫價格一〇二九三〇圓、屑物九二〇貫價格三五三六圓を産出してゐる。原料の繭は香川、徳島、愛媛縣産のものを用ひ、多く製品は神戸經由米國へ輸出されてゐる。

其の2 綿絲紡績及製綿

綿絲紡績は本縣工産物の二位を占め昭和四年度の如きは一千五十餘万圓の産額に達し、又本市に於ても第二位となる綿絲紡績は昭和五年度に於て、

高松市	本縣	製造戸數	職工男	女	計	數量	價格
一	四	三七人	二四二人	一六八人	四三三	三七七 <small>圓</small>	六五〇 <small>圓</small>
五	三七	三七七	三七七	四三三	五八〇	一八三〇 <small>圓</small>	

なる工業力を有してゐる。高松市唯一の工場で又最大なる工場である倉敷紡績株式會社高松工場は大正九年の創設である。従業員二千有余人を有し、一日二十五入七十捆の生産力がある。出荷總數千五百五十二噸で、中八百五十九噸は汽船便で大阪へ、他は鐵道便で濱松、名古屋、茶屋町、木の子、井原、今治等の機業地に移出され、撚糸用金巾製織用に充たされてゐるが、海外では印度、支那方面に仕向けられてゐる。原綿は神戸より移入し、副産物の落綿絲屑は全部大阪に仕向け、布團綿、古絲原料、綿火藥等に使用されてゐる。

綿は讃岐では奈良時代より從來武器の製作、陶器の製造以外食鹽や綾錦も盛大となりしため製綿業も漸次發展し、更に後世天文年間の末印度より再び木綿種子傳へられ、又高松藩初代藩主生駒親正征韓の役の凱旋に際し、從來より良品種の綿の種子を持歸りしものゝ如くで、爾來益々盛大となり或時は讃岐三白の一と云はるゝ程となつたのである。併し維新前後より外綿の優良且つ安價なるものゝ輸入により日一日と減じ、綿の栽培は全く跡を絶つたが紡績業等と前後して製綿業は起され、製造戸數四戸職工數四四人、一六八〇〇貫、價格一三四四〇〇圓である。

其の三 織物莫大小及染物

本市の特産品で古き歴史を有するものは保多織であるが衣服の變遷と近代工業により一變せられ現在の製造種類は次の通りである。

綿織物は廣巾物には綾錦布、綿繻子、金巾、粗布、小幅物には白木綿、織色木綿、特殊物タオルなどで莫大小業は製造戸數僅かに數戸に過ぎず。

染物も維新前まで概ね植物性染料で、之に幫助劑として明礬、鐵漿、酢、石灰、藁灰、煙草灰、豆粉等を用ふるものがあつた。

城下町高松建設に際して職人町として、紺屋町が設けられ主として藍染が行はれて來たのである。維新後礦物性染料特にアニリン及アリザリン染料の輸入により一大變化を見たので、植物性染料は甚だ衰微しつゝある状況である。

染色原料としては徳島産の藍、大阪、京都産の人造染料、各種綿布を主として家内工業で、藍染と浸染との設備多く舊法により行つてゐる。現在戸數二五、職工七〇人、染賃六四九四〇圓で縣下の七割を占め法被は九州、臺灣、朝鮮、山東、滿州に迄販路を有してゐる。

其の三 機械及器具

本市工産物中異彩を放ち新案特許權を有し或は農林省の指定工場として全國に名を知られた製品を有するのは、機械

器具工業で金屬製品、機械類、鋳力細工は何れも縣下の過半を占め度量衡器は縣下唯一である。昭和五年度の生産状況は

製造戸數	職工數	數量	價格
鐵製鍋釜鐵瓶類	一戸	一五八	一八〇〇〇円
火鉢	三	七九	二五〇〇
其他	五七	一四三	一四四六五〇
刀物	三	九	七二〇〇
度量衡器製作	三	五九三〇八箇	五四五五一
衡器材料製作高	内 同	二四四	一四一
衡器	内 同	五八四三九	四八九六三
同修器	四	六二五	五四四七
錘及增錘	一	七七五〇三四	一六六〇四七
分銅	一	七一六三七五	一一三九三四
金屬桿秤	一	三二六〇	五二五七
臺秤及上皿桿秤	一	四九七七〇	三六七六六
機械類	三〇	五六二九	一〇一九〇
車輛	一二	一	一五三〇〇〇
船舶	六	一	三八五〇〇
農具	一五	一	六一二〇〇
鐵力具	四二	一	三八五〇〇
總計	四八	一	八五〇〇〇
			七九二一四八

で縣下の略半ばの産額を示してゐる。

其の1 鑄物

機械器具工業中鑄物業は安政年間高松藩御用鑄物師が鑄物製造を試みたのが高松に於ての嚆矢で、爾來民間に於て製造が漸次盛となつたのであるが、明治六年現畑尾鑄造所主龍太の祖父太三郎が釣鐘及荒磯火鉢を鑄造したのが初めて又現宮本鑄物鐵工所主和太郎の祖父五郎（高松藩鐵砲方）も本市鑄物業の功績者である。

個人經營進出と共に明治廿三年には讚岐鑄物合資會社（社長宮本芳太郎）等の設立を見、火鉢及錘の製造を行ひ、品質の改良販路の擴張を圖つたため讚岐鑄物火鉢は大いに聲價を高め漸次發展したのである。併し財界の動搖により讚岐鑄物合資會社は昭和二年解散の悲運さへあつたが、個人經營のものは相當繁榮してゐる。

度量衡器の製作、修覆及衡器材料の製造 何れも縣下唯一の生産品であるが、中でも度量衡器錘及增錘衡器半製品は明治十八年現鎌田鑄物工場で創始されたのであるが、研究と改良は遂に質の優と器格の正確と安價に於て、全國を風靡して他の追隨を許さず今も朝鮮總督府唯一の指定は勿論全國の指定ともいふべきものである程で、内地は勿論臺灣朝鮮、關東州、滿州にも販路を有してゐる。

鐵製鍋釜鐵瓶類火鉢及其他鑄物類 此の中で現畑尾鐵工所新案特許の鹽田釜は使用範圍の狭いため産額こそ少いが甚だ有名で、年産額一万八千圓を有し、讚岐鑄物火鉢等と共に内地各地は勿論朝鮮、支那方面へ賣出してゐる。鑄物の原料として銑鉄約八十萬貫は主として朝鮮兼二浦産、コークス二十萬貫、木炭五萬貫は主に九州産のものを使用してゐる。

其の二 機械類

文化の進展と共に機械器具の使用漸く盛となり、之が修繕を必要とすることにより機械鍛冶として明治初年頃すでに創業し、爾來逐年發達し現今では各種内燃機關と、建築用金具及製紙用機械と和泉鐵工所等の銃器との製作を主としてゐる。現鶴尾鐵工所主清の祖父利吉郎清重は、高松藩の鐵砲鍛冶であつたが性來頭腦緻密で發明創造力に長じて、夙に明治三年苦心考案の結果電氣船を造り、更に之に改良を加へ蒸氣船を建造し高松神戸間を運航し稱讃を博し、又當時神戸沖に沈没した佛國軍艦の拂下を受け部分品により自ら船舶機關を研究した。又世に珍奇な電信機を發明公開した程で、當時明珍某と共に高松二傑と稱せられて又本市機械工業の先覺者であつた。

明治三十一年に現鶴尾鐵工所では、石油發動機の製品を出し後ガス發動機を製作してゐたが明治四十年以來のドイツ式モノローガス發動機は有名で、又同分工場の純國産無生水重油發動機は市内で機械工業として最大工場の槇田鐵工所の製作になる漁船用小型發動機關マキタ式二サイクル及び四サイクル重油ディーゼル機關と共に、船舶用として經濟的で性能優秀價格低廉で内地は勿論臺灣、朝鮮、カムチャツカにまで駈々と驥足を延ばしてゐる。又前述の槇田鐵工所製作の陸用小型マキタ式四サイクル及び二サイクルディーゼル機關は和泉鐵工所、村上鐵工所、池田鐵工所等の製作の發動機と共に、農用として馬力の強大と燃料の寡少と云ふ經濟的的特性を以て認められてゐる。機械類の原料は鉄鉄、鋼、眞鍮及軟鐵で高松、大阪、神戸、九州及び東京方面より約年額三十五万貫を購入し、工場には旋盤、平削盤、穿穴機、其の他の機械を有して、鑄物製品に手工又は機械工作で仕上を行つてゐる。製品として發動機五百七十四臺、馬力數三千五百五十馬力、其の他二十万貫を産出し、縣内は勿論神戸、大阪より朝

鮮滿州にも販路を有してゐる。

其の四 船舶製造

我國は大湖沼大河川こそは稀であるが、四面海を環らすため船舶の必要上早くより造船法航海術は進歩してゐた。特に讃岐は瀬戸内海の重要な地點に位置するため水産業及交通上は勿論かつては海賊の根據地たり、後年日本水軍の發祥地たりし關係上最も早くより發達してゐて、平安朝に於ける南海の海賊藤原純友の天變の亂、源平合戦、倭寇の根據、元寇の亂、豊太公の征韓、朱印船等と數へ來れば讃岐の造船業の發達が窺はれるのである。

併し本市の現在は尙近世の大造船業迄に發達せず、小形の船舶が船大工の手によつて造られてゐる状態である。

香川縣造船組合

創立昭和五年十一月現組合長寺岡定道である。主として發動汽船、帆船、漁船の建造、修繕をなして居る。

其の五 化學工業

現在化學工業生産額は三百八十万圓に達し、本縣化學工業生産額の三分の一餘、本市工産額三分の一に達してゐる。製品としては讃岐特産品の和紙を始め彫拔漆器、陶磁器あり、縣内唯一の燐寸、護謨あり、歴史的工藝品たる漆器、彫拔漆器、陶磁器あり、或は瓦、肥料、賣藥、蠟燭及木蠟等あり、それ〴〵特色と異彩を放つて居る。

年産額より擧ぐれば、和紙の二百万圓を首位に、彫拔漆器の五十万圓、賣藥の三十万圓、肥料の二十八万圓が相次ぎ

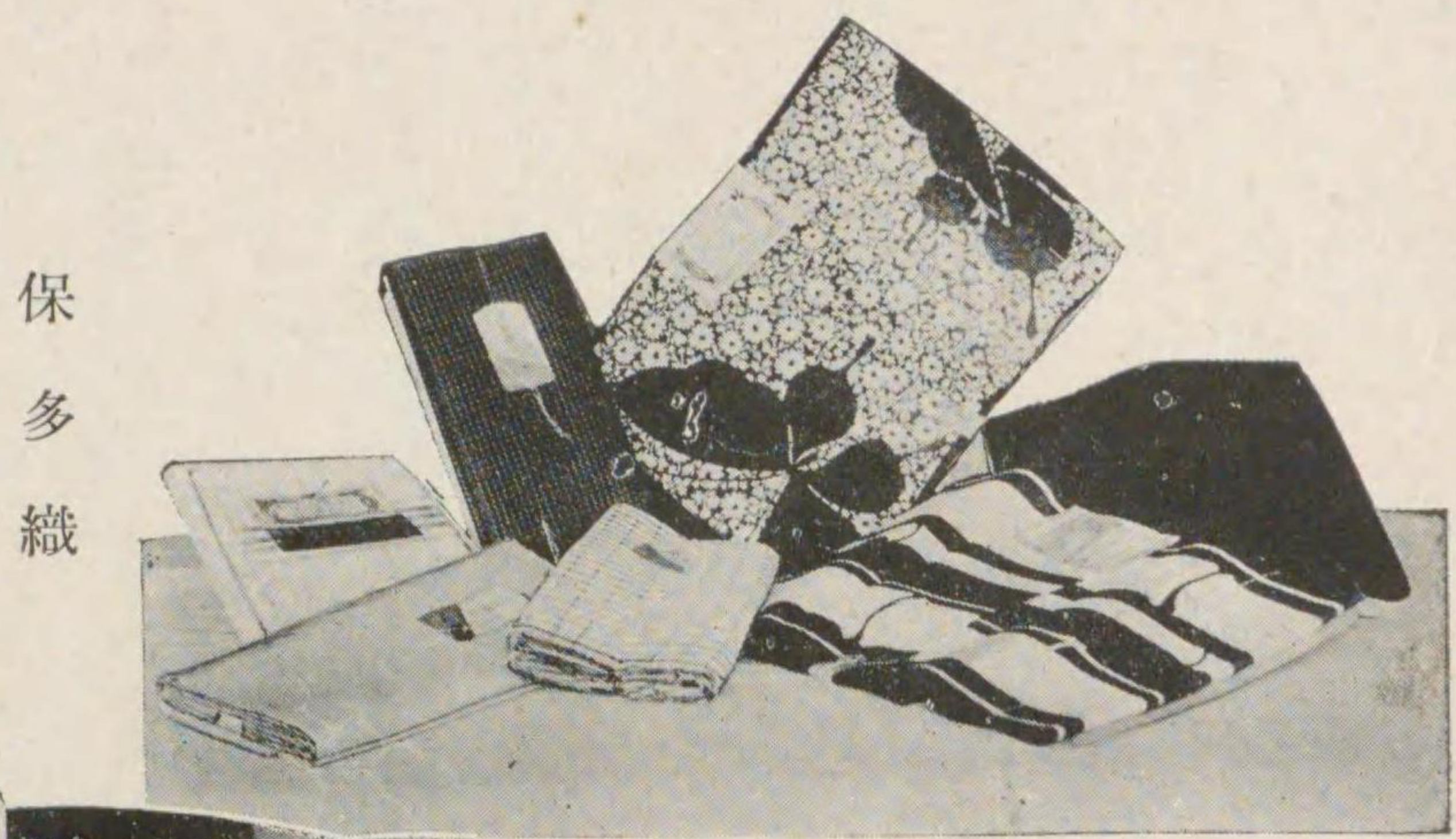
護謨製品、炭酸マグネシウム、植物性油、燐寸、瓦、漆器、骸炭、硝子製品、蠟燭、陶磁器、石鹼と云ふ順位である。以下沿革と現況の概要を述べん。

其の1 和紙

高松地方の製紙は古來より香東川の清流を利用して手漉法で漉紙を製造したに初まり松平藩の時奉書紙の製造を命ぜらるゝに及び紙會所まで設けられるに至つた。特に五代藩主頼恭は紙漉師を養成して紙漉地方で製紙させた。後藩の保護で下級士族の内職となり。手漉法で維新まで続けられましたのである。他府縣のそれと異り專業的に發達したため技術特に原料の配合法は全國に比類なきまでに發達してゐた。

維新後の製紙 從來の手漉法は猶繼續されたが藩の保護なくては大製産地品に對抗すべくもなく、歐米の近代工業法輸入されて以來、益々壓迫され之が爲、從來の手漉は殆ど杜絶し機械製紙に變化し、大量生産により生産品の増加と製品の改良と生産費の節約に努力しつゝある。斯くて本市生産額の六分の一即二百萬圓を越へ、南隣鷺田村の生産を併せて約四百萬圓の産額を有し、本縣工業界の優位を占め、使紙として全國生産高の大半を占め、吸水性の多い良品で且非常な廉價なため高松の白塵紙といへば塵紙の標準となつてゐて、東京、大阪の如き全國市場で優越的地位を占め、土佐、伊豫に優る盛況である。現在の製紙場は左の十三ヶ所である。

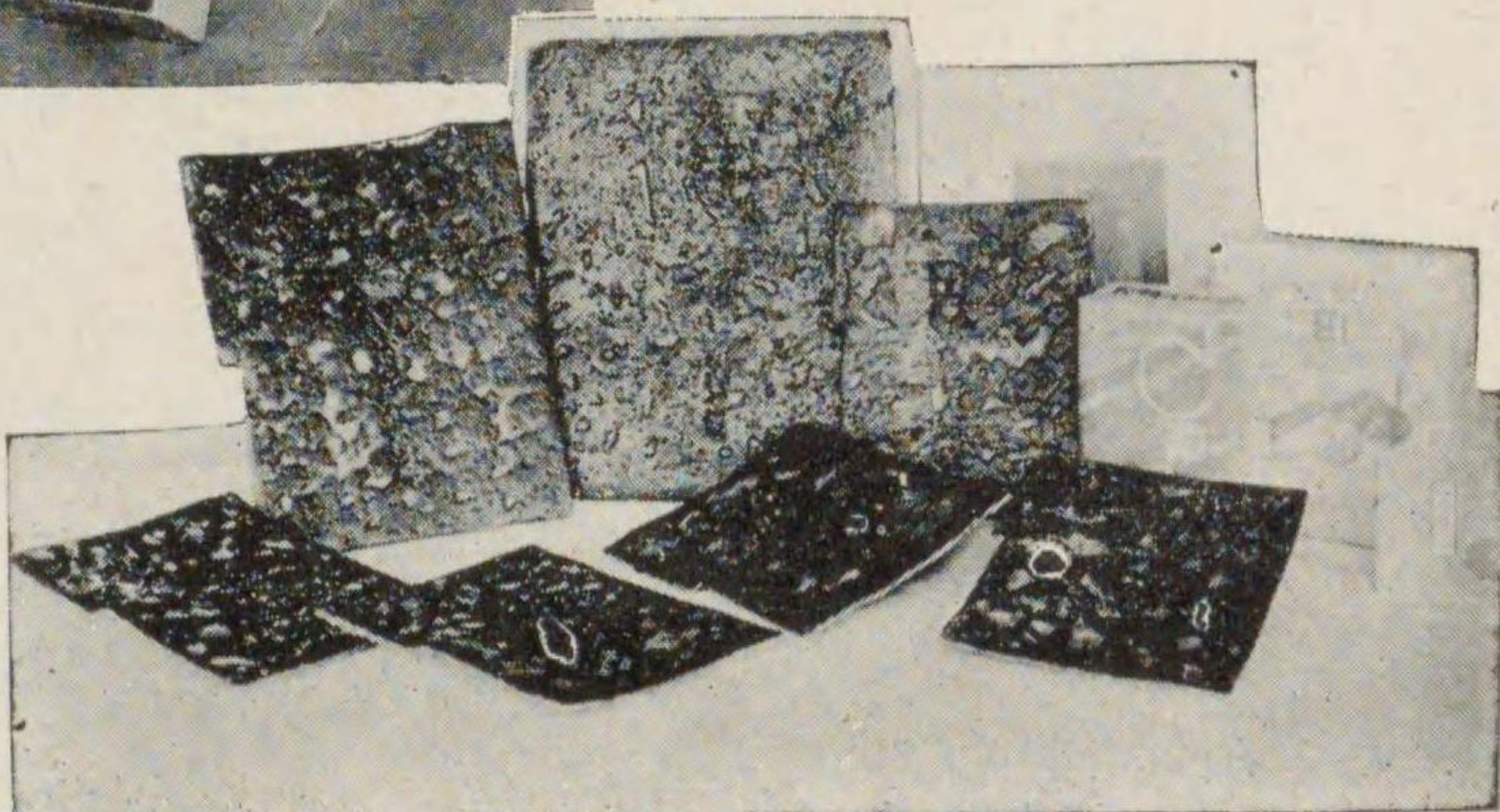
- | | | | | | |
|----------|---|---|---|-----------|-----|
| 岡 | 製 | 紙 | 所 | 大正十二年四月創立 | 中野町 |
| 高松製紙株式會社 | | | | 大正八年八月 | 宮脇町 |



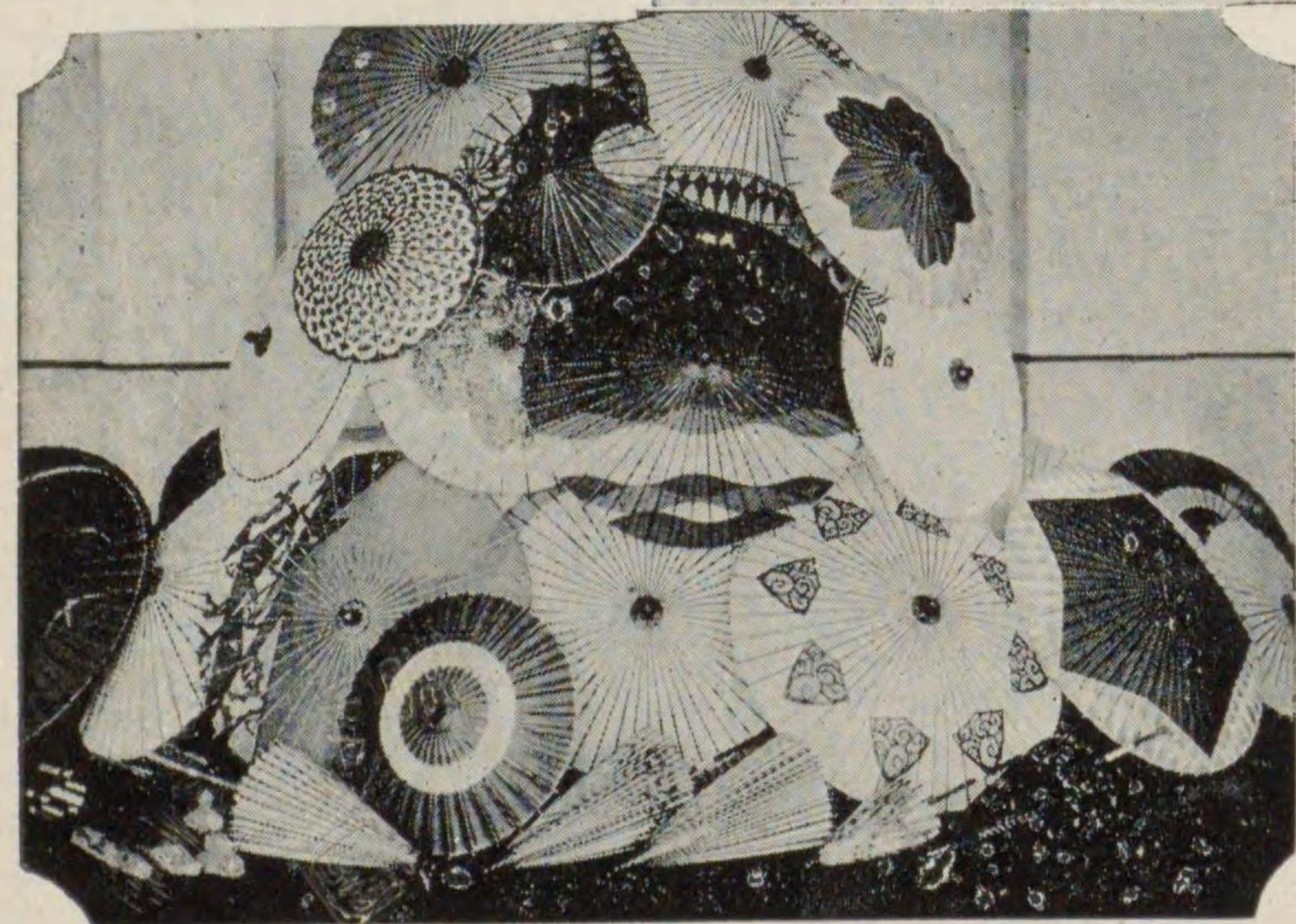
保多織



白塵紙



瓦煎餅



日傘

浅野	製紙所	明治三十九年一月	中野町
川内	製紙工場	大正三年二月	中野町
合資會社眞鍋	製紙所	大正五年十月	中野町
宮武	製紙所	大正五年十月	中野町
丸高	製紙所	大正三年一月	築地町
岡田	製紙所	大正十四年一月	花宮町
松下	製紙所	大正八年八月	中野町
高橋	製紙所	明治十九年十一月	栗林町
栗林	製紙所	大正十年一月	中野町
池田	製紙所	明治三十五年四月	花宮町
藤本	製紙所	明治元年三月	栗林町

製品及販路 主として塵紙を製し、日常の使紙として前述の如き好評あり、大阪、神戸の關西地方を中心に東京、北海道、樺太、中國、九州、臺灣、朝鮮、滿州に及んでゐる。

機械漉製造法 大正二年松島町高宮工場が機械製紙の創始である。一般に原料はマニラ麻即芭蕉科植物の葉の纖維と、古南京袋、即上海で紡績原料なる綿の空袋及古船綱とで何れも同じ纖維で大阪商人の手を経て輸入され、此の原料の多い程良質である。尙米藁、桑皮、楮、反古、パルプを原料とするがパルプは多く北米より輸入され、大抵原料

の八割以上を占めてゐる。併し原料の複雑なるため従来大製紙工場では此の種使紙の製造は手をつけてゐなかつたのが、不景氣の爲め製造を開始した事は高松製紙家の脅威であらう。

其の2 工業用藥品及賣藥

本市化學工業生産物中和紙、彫拔漆器に次ぐものは藥品である。工業用藥品は高松製藥所の炭酸マグネシウムで、本社を大阪に置く、明治三十五年縣下に生産豊富なる苦汁の精製に着眼し、綾歌郡松山村に事業を創始し、後大正九年一月現工場即濱ノ丁高松製藥所竣工と共に移轉したもので、炭酸マグネシウム並びに滋養飲料パーピスの大量生産を行つてゐる。現在二二二〇〇封度一三二一〇圓の産額を示してゐる。

賣藥は家傳藥として歴史の甚だ古いものがあるが、明治十五年八月創立の現岡内勸弘堂創製の千金丹等は岡内勸弘堂納田合資藥館、森回生堂、櫻村藥店、千切谷藥店等で盛に移出され國內は勿論滿洲にまで多數の賣子を出して有名なものである。

其の3 燐寸

本邦に於て初めて設立された燐寸工場は、明治八年四月加賀の人清水誠が東京芝三田四國町吉井邸内に工場を創め、日光ドロ樹を軸木とし、黄燐燐寸を製造したのである。而して十一年には二万四千圓の輸出を見、十二年には外國品の輸入を防遏して、進んで支那市場に於て他國産のものとの競争するに至つた。

燐寸製造の本市に起つたのは明治十二年蜂蟻社として士族授産のため創設されたのが始まりであるが、我が國燐寸工業の不振と共に業績不振の爲め、明治十九年下津氏に譲渡して下津製燐所と名づけ業務の刷新改革を圖り、漸次成績挽回して居たが昭和三年に至り下津燐寸株式会社と改めて現在に至つて居る。

軸木は多く北海道産のものを購入してゐる。移出先は九州、沖繩、山陰、四國が主である。

其の4 護謨製品

我國護謨工業の起源は極めて最近で、明治十九年東京に三田土合名會社の創立が嚆矢である。従つて本市の創始も大正五年で、本縣護謨工業生産の殆ど全部を産出する市内三工場即ち

- 眞 鍋 製 紙 所 大正五年十月創立 製紙及護謨工業
- 關西工業株式會社護謨工場 大正九年三月 護謨加工
- ワイエム護謨工業所 昭和五年六月 護謨製品

で現在タイヤ一五〇〇組、靱摺白一二五〇〇臺、同白齒一〇〇〇枚、その他一五〇〇個價格一五七五〇〇圓である。靱摺白は大正九年より、タイヤは昭和三年より製造を開始されたもので、原料の護謨は南洋産硫黃等の混合劑及綿布と共に大阪、神戸より移入されてゐる。製品は主として四國、中國、九州、朝鮮へ移出せられてゐる。

其の5 植物性油

現在生産	生産額	價格
茶種油	一二二五〇石	二四七五圓
椰子油	五九一一二石	一一八二二圓

茶種油の起原は甚だ古く、石器時代より青銅器時代の中期まで燈火用として木材の燃焼が使用され、次に油脂が永い時代を支配したもので鎌倉時代、北條氏の末紀蠟燭が照明に使用された後、石油の傳へられた明治初年まで繼續されたのである。併し電燈ガス燈全盛の今日も尙燈明其の他に多くの用途を有してゐる。

植物油の殆ど全部を占める椰子油製造は内地にも稀な工業で、昭和四年二月創立の北濱町昭和商會が唯一のものである。原料は裏南洋諸島より輸入し、製品椰子油は阪神より四國、九州、臺灣地方へ販路を有し、専ら化粧用に使われてゐる。

其の6 其の他

瓦は用明天皇の元年（紀元一二四六年）百濟王、瓦工四人を献ぜしより本邦製瓦法は創始されたのである。大化改新には瓦工を督する土工司置かれ、奈良の都なるや都市の美觀を添ふため瓦葺を奨励せしため、瓦の製造漸く盛となつた。本縣の創業も當時で後生駒氏城下町高松の大建設に當つて、此業を營む職人町瓦町が設けられたのである。其の後幾多の變遷を経て現在に及んでゐるが、製法に大なる變化を見ず、舊法により行はれてゐるが本市も同様で市内需要を充すにも足りない有様である。

肥料 堆肥、綠肥、下肥は昔より自給肥料として行はれてゐるが本市に於ける人造肥料の製造は

動物質肥料	一九四四貫	五二九八圓
植物質肥料	四六六三九一	九七一〇九
調合肥料	八四六五一八	一七六六八八

殆ど配合肥料又は單に粉碎した肥料で、原料として鱈粕、大豆粕、麥糠、醬油粕、硫酸アンモニヤ、過磷酸石灰、鹽化加里等で、之を唯粉碎するのみか、又は粉碎し配合して製造するので、動力粉碎を工場に有してゐる。製品は縣下を主とし僅に兒島地方へ一部分を移出してゐる。

其の五 飲食物工業

飲食物工業額は現在年百二十餘萬圓で縣下の僅か十八分の一であるが、少額ながら縣下工産物としては首位を占めて讃岐工業を代表する醬油あり、最近飛躍的な進歩を遂げ縣外に移出する餘力を示した清酒がある。又創立古く縣下産額の過半を占める製氷、清涼飲料水、罐詰、麩類、蒟蒻、素麵があり、縣下唯一生産のバターがある。又菓子には土産品として特色のある瓦煎餅、魚煎餅、源平餅等が特産品となつてゐる。

其の1 酒 類

清酒の起原は遠く太古にあり、木華開耶姫命は狹名田を以て天甘酒を醸しぬ云々、素盞鳴命は八休酒を造らしめ八岐の大蛇を退治するに用ひ云々、大貴巳命は麴より米酒を始製し給ふ云々、此の時代の酒は如何にして造りしか詳でないが應神天皇の時百濟人が米を口に嚼みて糖化醱酵せしむる造酒法を傳へたといふことである。後造酒法は進歩したが皆濁酒の域を脱せなかつた。慶長の頃伊丹で鴻池の祖先の酒屋山中勝庵が始めて酒を清ますことに成功したのである。之より清酒法全國に廣り國々に銘酒を産出する様になつた。本市昭和五年度現在清酒製造戸數五戸二九五四石價格二二一八〇圓味淋五石價格六五〇圓白酒一石價格一三〇圓の産出である。

其の2 清 涼 飲 料 水

我邦清涼飲料水は明治初年、東京築地輕子橋畔で支那人蓮昌泰がラムネの製造を開始したのに創まり、同家で製造を見習つた洋水と云ふ者が、明治十四年獨立してラムネ屋を始め、後明治十七年頃より陸續として工場が設立され、激増する需要を充たしたのである。

本市では明治二十三年四月現扇ラムネ製造工場主三好政太郎により創始されてより、生産力を漸次高め今や縣下の凡そ四分の一を占めて中讃一帯を販路としてゐる。

清涼飲料水は種類が甚だ多くラムネは全縣に比し良製品を出してゐる、其の成分より大別すると、鹽類炭酸水、酸性炭酸水、甘味炭酸水、藥用炭酸水等である。就中中一清涼飲料水製造工場の中一印、扇ラムネ製造工場の扇印、大山山田、遠藤等の清涼飲料水、高松製藥所のパーピスは廣く好飲されてゐる。

其の3 醬 油 及 味 噌

醤油は本縣工業を代表するもので、昭和四年度の如き一千二百萬圓を越へた。小豆島が主産地で現在千葉縣の野田醬油と天下を二分し大阪市場の七割神戸市場の九割五分を供給し、主として關西市場に活躍してゐるが、近時關東方面より遠く北海道方面に飛躍しつゝある。價格低廉而も色澤濃厚、芳香に富み風味卓越の評が高い。

醤油と味噌とは食品としての起源頗る古く、既に四百年前即ち足利氏の末世京都に於て溜醬油と稱するものが造られたのを嚆矢として、搾汁を行ふになつたのは約二百年前正徳年間である。生産が工場組織によつて行はれ、家庭的自給より商品化するに至つたのは徳川二代將軍秀忠の時代即元和二年田中玄蕃が千葉銚子の地を卜して斯業を創始した

と云はれる。醤油の醸造は清酒のそれと等しく地勢氣候に至大の關係を有する、製造法は自家用的の小麥麴、大豆、食鹽水を主原料とした舊慣墨守に近いものである。

味噌は一層自家用多く、即醤油の如く氣候地勢に大なる關係なく、麴、大豆、食鹽水を原料として醱酵作用により造られてゐるが、本市では原料の割合如何により白味噌、赤味噌、甘味噌、鹹味噌等の如く、營業的に醸造され商品化されてゐる。昭和五年現在醤油は製造戸數二戸職工數八人三四八五石價格九七五八〇圓、味噌は七戸二〇人四八〇〇貫價格二四〇〇圓の産出である。

其の4 製 氷

明治四十年六月二番丁に高松製氷會社が創設され、大正八年日東製氷と合併したが更に大正十二年高松製氷冷蔵株式會社が北濱町に設けらるゝに及び現在は其の分工場となつてゐる。職工數男二八で生産高二一四六五〇〇貫四二九三〇圓の價格を示してゐる。飲料用は勿論冷蔵用の需要増加のため註文に應じかねる好況を呈してゐる。

其の5 罐 詰

最近時代の進展文化の向上に連れ社會生活の單純化と嗜好の向上等のため、罐詰、罐詰の需用は年々増加し、本縣製造戸數七數量四九四一二貫價格七三五六四圓の産出あるも、尙移出の八萬圓に對し二十一萬圓の移入をなしてゐる。而して本縣産出の過半を占めてゐる市内の産出狀況は現在製造戸數二數量二二二五〇貫價格三七五八五圓で、中魚介一七一〇貫價格二九五五圓、果實一三〇〇貫價格二〇八〇〇圓、蔬菜二五〇〇貫價格三七五〇圓、其他五〇四〇貫價格一〇〇八〇圓で此の中殆どは丸さ印の鹽屋町明石罐詰製造所工場で製造され、マテ、飯鮓、水蜜桃の罐詰は特に

特産品としてゐて、明治三十三年四月の設立で職工數男七女四〇計四七を有し阪神方面を主要販路としてゐる。

其の六 雑 工 業

現在雑工産額は三百四十餘萬圓で、縣下の四分一本市工産額の三分の一に當つてゐる。製品には本市は勿論讃岐の特産物たる輸出向日傘及麥稈帽子、文人籠、蚊取線香、玩具獅子頭がある。之等は歴史的な工業で平安朝時代既に讃岐の朝廷献上品の一であつた鹿皮、牧牛皮、苫、菅圓座等雑工業の末流とも考へられる。又本市は讃岐の中心四國の玄關たるため印刷製本は、縣下の七割即ち三十七萬圓の額を示し、洋服、皮革製品、裁縫品、煉炭類、提灯、傘、製材及籐製品は縣下産額の過半を占めてゐる又少量ながら現在の讃岐三白の一とも云はれる麥稈眞田もある。産額より擧ぐると三十九萬圓の傘類が筆頭で、木製品の三十八萬圓、裁縫品の三十七萬圓、印刷製本の三十六萬圓、其の他の三十四萬圓、洋服類の三十二萬圓、製材の二十五萬圓、帽子の二十三萬圓、履物、煉炭、皮革製品、線香類、竹及杞柳製品、石製品、疊、團扇、麥稈眞田、提灯、紙器、籐製品、玩具、蕁蘆及花苳、藁製品、足袋の順位である。

其の 1 傘

維新前迄は傘の使用は士族に限られてゐることとて、需要甚だ少く従つて專業となすものなく、藩士が内職として製造してゐたのである。然るに維新以後獨り士族に限らず、一般にも傘の使用をされたので、需要激増し且つ就中春から夏を飾る繪日傘は讃岐特産品として誇り得るものゝ一つで、價格の低廉と優美雅趣に富む特色のため世人の賞讃を受け販路大に廣まり隆盛を見たのである。尙且つ最近は海外に進出し英國及米國に於ける海水浴場の金髮娘に、佛領

印度、支那、南洋等南國娘の手に愛用せられ、これが亦日本の流行を一層大ならしめたのである。昭和五年度狀況は

	製造戸數	職工男	女	計	數 量	價 格
雨 傘	一一二	一一二	二〇	三二二	五二〇〇〇本	三六四〇〇圓
小供用馬繪入傘	六〇	一六〇	四三〇	五九〇	三四六五〇〇	六九三〇〇
内地日傘	五〇	一八〇	四八〇	六六〇	二七九〇〇〇	一〇六〇二〇
輸出向日傘	六〇	一七〇	四五〇	六二〇	八八六五〇〇	一七七三〇〇

で日傘は上春專屬工場として、市内に六ヶ所佛生山に三ヶ所庵治に一ヶで、其の他は間接に従事せるもので、縣下現在一二九六三二〇本價格二二四九一圓の生産である。

販路は日本全國六大都市を中心として配給せられ、大阪、京都、東京を大華客先とし、輸出先は英國、米國、佛領印度支那の順席である。

其の 2 麥稈、經木眞田及帽子

麥稈眞田は明治七年横濱居留米國人モリスが東京府荏原郡大森村の麥稈業者に奨め、麥稈で眞田の様なものを造らし其の見本を米國へ送り幸ひ五千本の注文を受けたのを嚆矢とするのである。併し當時は蘇芳の煮汁で赤染し、米の磨汁で漂白する有様であつたが、明治十二年亞硫酸ガスで漂白する法が米國より傳へられ、輸出品としての聲價を擧げたのである。

本縣では明治十五年大阪の人原田伊之助が小豆島草壁に來て麥稈の買占を行つた。村民眞田を造り輸出すると聞き之

を習つたのに創まつたのであるが、地方小供家族の内職に好適なため一つは讃岐人の手工得手なため益々隆盛となり現在讃岐三白の一とも云はるゝ程となり、岡山、広島縣等と競ふ生産地となつた。而して用途は主として麥稈帽子であるため、原料の豊富は勿ち麥稈帽子の大生産地となつた。昭和五年度生産状況は次の通りである。

帽子總計	製造戸數		計	數量	價 格
	職工男	女			
(本縣)	一三	八一	一四六	八一七五〇打	二三二八五〇圓
羅紗又はセル地製	四二	一五一	一四一	二九二	一二六七二八
麥 稈 製	一	一	一	一二五〇	三九八六四一
其 の 〇	一	一	一	六三〇〇〇	一〇二五〇
麥稈經木眞田	二九四	七一	一六四	一七五〇	二〇一六〇〇
(本縣)	三九六〇〇	一四三二六	三八二三六	三九六〇〇	二二八一三〇六
				五〇三一四九	

本市の重要工産物である麥稈製帽子の原料である眞稈眞田は市内は勿論縣内より求め膠、縫糸及附屬品は大阪より購入する。

製品の販路は阪神地方を中心として、全国各地へ仕向けられてゐる。

其の3 玩 具

高松郷土玩具は松平頼重入封當時に端を發したと傳へられてゐる。以來幾多の變遷を経て土製嫁入人形、張子玩具土

焼玩具等が製作されたが、ブリキ製セルロイド製の安價な文化的玩具が漸次輸入されて高松玩具は壓倒された。併し張子玩具中獅子頭一刀彫人形などのみは特産物土産品として異彩を放つてゐる。祭典用獅子頭は明治十八年頃の創業であるが漸次玩具用獅子頭に變じた。玩具用獅子頭は今や需要増加し地元及坂神地方を中心に全国各地に販路を開いてゐる。

其の4 線 香

市内線香の産出は本縣産の九割即ち六萬二千圓に達し、製造戸數四職工二十二人を有してゐる。此の中殆どをしめる蚊取線香は、現田町古市末廣堂工場主古市嘉吉が普通線香の製造の餘暇牛馬の蚊遣線香を考究しつゝあつたので之に志し、明治四十年頃創業したのである。後更に研究され蚊取退治印、金時熊印の良品を産出してゐる。尙更に蚊取安心器を創作し實用新案特許を得て賣出し好評を博してゐる。

昭和五年度職工數九渦卷蚊取線香四二〇〇〇〇枚價格五三〇〇〇圓、棒狀一四〇〇貫七〇〇圓及普通線香一ヶ月間製造品との生産で全国各地、朝鮮、滿洲、臺灣、布哇、南洋方面にまで進出してゐる。

其の5 木 製 品

本市の木製品は殆んど家内工業で手力工具、家内工業的設備を有するのみである。製品は洋家具、履物、挽物、曲物指物、箱類、桶樽類、木箸等が主なるものである。

原料は洋家具(檜、櫻、鹽地、栓、桂、枋、朴、南洋材等の潤葉樹樅、杉、紅松等の針葉樹)和家具及建具(枋、松、櫻、鹽地、杉、檜、樺、米松、米栴、北海松、米檜等)下駄(桐)桶(榎)篩(北海松(櫻皮))等を使用するのであ

るが、移輸入先は北海道産の檜、櫻、鹽地、桧、桂、朴及び吉野、播州、木曾、伊豫、土佐等産の樅、杉、檜、日向産の松、鳥取産の柝、朝鮮産の紅松、越後、會津、岡山産の桐、馬來地方の南洋材米國西岸の米材である。

其の6 竹製品

味噌、筥、飯籠等の竹製品は古い歴史を有してゐるが、特産品の文人籠は盛物籠、花籠等で、明治十年頃の創業に係り、爾來逐年發達し大正八九年頃を最盛期とし、後輸出の不振と一般財界の不況に因り産額漸次減退した。併し昭和五年度製造戸數四二職工數男七一女四三價格五八〇〇圓で、内文人籠製造九戸職工約五〇價格約四萬圓、杞柳製造一戸職工二價格八六三圓である。

何れも家内工業で原料は苦竹、雌竹、しのぶ、藤を使用し日向、大分縣内の安原等より移入してゐる。販路として文人籠は大正八九年頃迄は過半数輸出され、日傘と共に本市貿易品として氣を吐き其後も堅牢雅致を特色として、松山別府、阪神地方製品に劣らず阪神京濱地方を主要販路としてゐるのである。

其の7 特別工業電氣と瓦斯

我が國で電燈會社最初の設立は明治二十年東京電燈會社である。高松市では明治二十八年高松電燈會社設立され同四十五年四國水力電氣高松出張所の設立を見昭和五年高松電燈會社と四國水力電氣株式會社とは合併した。高松變電所は大正元年高松市西濱新町に設立。栗林變電所は大正十四年高松市花宮町に設立。

電力の供給は大正元年開始

我が國で瓦斯に關する施設は明治五年横濱瓦斯局を始とす。

高松瓦斯會社高松出張所は明治四十四年設立され大正五年四國水力電氣株式會社と合併して高松瓦斯會社と改稱す。

第四項 商業

一、總説

生駒親正は治平時の城として經濟的思慮より近世城下町を新しく笠原莊に建設した。松平藩歴代殖産興業に留意し、特に糖業と製鹽業等の政策當を得て古來早くより阪神及中國方面との商業關係は結ばれてゐたのである。

特に松平藩末期より明治維新前後に商業は急激な發展を見て、廢藩置縣直後に於て既に生氣ある商業都市を構成し、類廢的城下町の面目を一新してゐたのである。而して交通の發達と文化の進展は爾來著しく都市の發展を促し、就中商業の發達は最も目覺しいものである。

關西主要都市として市の内容と外觀が整備せらるゝにつれて商業の發展と共に工産物の激増と海陸交通の便は益備はつた其既往を顧みれば、明治七年既に舊藩士田中庄八大阪、神戸、高松、多度津間の航海を開始し、引續いて大阪宗像の阪神、多度津線の高松寄港、岡山偕行社の阪神岡山線の寄港あり、明治十三年には下横町七千坪の自費埋立をなし七十五間の防波堤を築き、明治三十年には讃岐高松鐵道株式會社の鐵道延長し來り丸龜、高松間の汽車を始めて見、同三十三年には高松港第一期工事が完成したのであるが、當時一ヶ年の降乗客は十萬人程であつた。同三十七年の第二期完

成により高松堀川二港を抱擁し東西二條の防波堤棧橋の建設あり、同四十三年には宇野、高松間の鐵道連絡が開始され停車場は西濱より現地に移轉され、同四十五年には高松電氣軌道の高松、長尾間の電車、大正二年に四國水力の今橋志度間、同四年には今橋公園間、引續いて築港まで延長し、同七年には高德自動車の高松穴吹間に自動車通じ、同十年には高松宇野間曳航式による貨軍航送開始し、昭和二年には琴高電鐵完成、同三年三月には現在の高松港第三期竣功し、同四年には高松宇野間自動貨車航送されると云ふ交通の至便は高松をして四國産業の中心地として重要な位置に進出せしむるに至り、内外商勢は頗りに好調を示めずに至つたのである。且山紫水明東は源平の古戰場として又標式的熔岩臺地として古銅安山岩の板狀節理の壘石の存在としての屋島、歴史的な八栗寺あり、寒霞溪妙義山耶馬溪と同地質の集塊岩の奇峯聳ゆる八栗山とを控へ、西は郷東川の清流を境へとして、勝賀山の古城趾を望み、北は海洋の美を集めたる瀬戸内海に面し、南方紫雲山下には天下の名勝栗林公園を抱き、尙琴平、善通寺、寒霞溪は勿論其の他の海岸美豊かな史上に名勝に情景盡くることなき遊覽都市として、觀光客の往來頻繁を加ふるありて、業界一般に生氣を漲らしつゝあるのである。次に高松商工會議所並に現在の商勢のパロメーターたる會社の分布圖、金融機關、各種組合、株式會社、合資會社、合名會社、劇場寄席等を列擧して見よう。

二、高松商工會議所

一、起原及沿革

明治四十一年九月二十一日高松市南新町細溪宗次郎外五十三名發起人となり高松市を地域として高松商業會議所を設

立するが爲め發起認可を申請し同四十二年四月認可、同年五月六日發起人より設立認可を申請し同月三十一日認可せられ、事務所を市内南鍛冶屋町十八番地に置く。かくて同年九月二十三日議員選舉を執行し、十月十四日左の如く役員の認可を受けた。

會頭 小田 知周 副會長 逸見常太郎 常議員 岡 田 寅 彦 外六名

明治四十四年五月二十三日正副會頭再選認可、同年十二月十八日内町五十番地に事務所を新築移轉、階下を會議所經營の商品陳列所とす。

大正十年七月七日兵庫町十四番地に事務所を移し、更に昭和三年三月二十一日古新町十番地ノ一なる讚岐會館の竣工と共に事務所を移した。

創立以來の會頭は左の如し。

會頭	小田 知周	大正二年六月まで三選
	北村 苟吉	大正四年五月當選就任
	北村 苟吉	大正七年十月當選就任
	田 中 定吉	大正八年六月當選就任
	井上 耕作	大正十年四月二十五日當選就任
	下津 揆一	大正十四年五月八日當選就任
	千葉久太郎	昭和三年十月十二日當選就任

中村新太郎 昭和四年七月二十六日當選就任

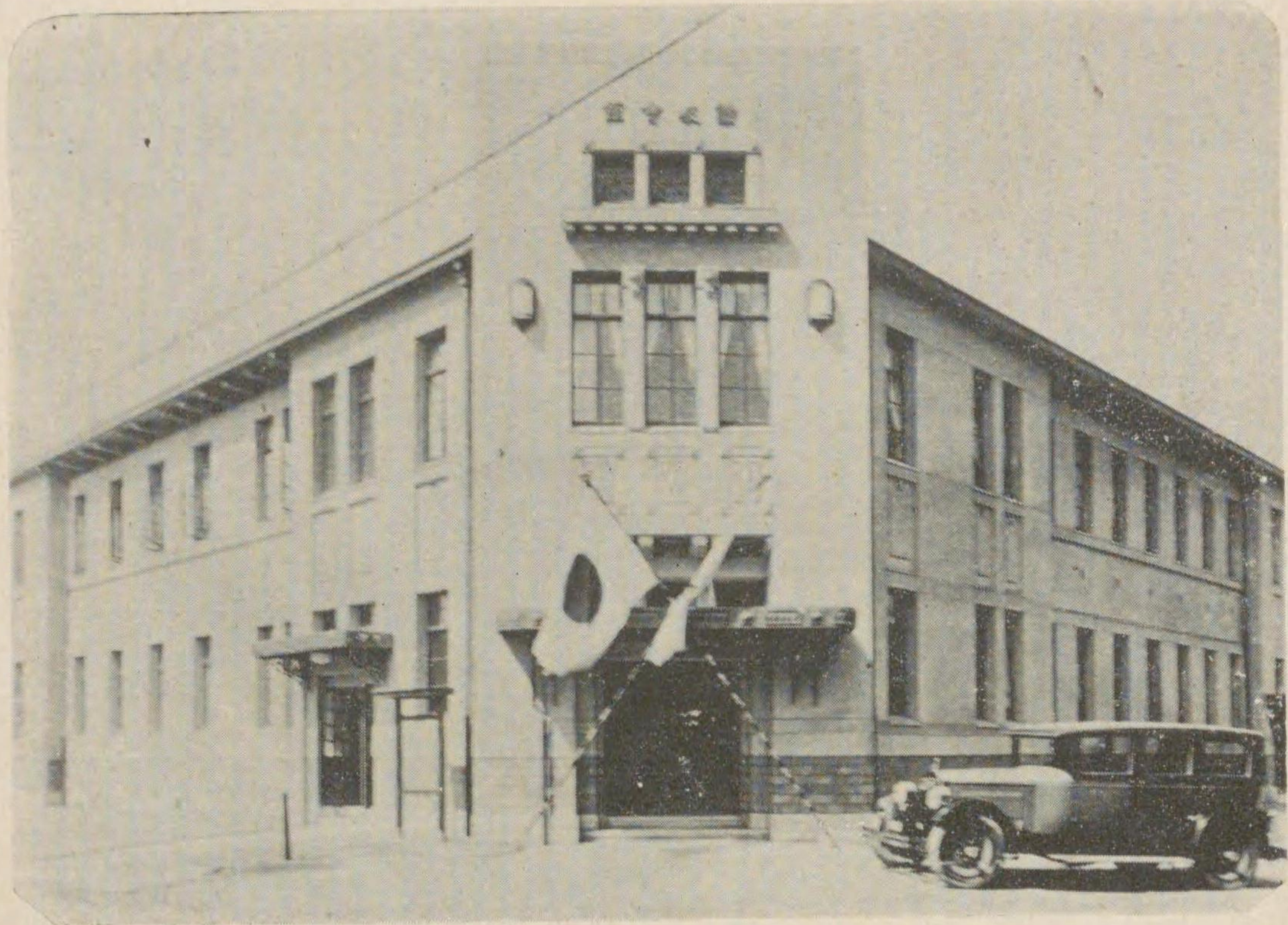
現在議員數は選出三拾五名特別七名で選舉有權者は九百四十三名である。

金融機關

名	稱	資本金又ハ出資金	創立年月	位 置
日本勸業銀行	高松支店		大正十一年二月	兵庫町
高松百十四銀行	銀行	一、二、六二〇、〇〇〇	大正十三年三月	丸龜町
讃岐貯蓄銀行	銀行	一、〇〇〇、〇〇〇	大正十年十一月	南新町
安田銀行	高松支店	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	明治四十五年六月	丸龜町
中國銀行	高松支店	一五、〇〇〇、〇〇〇	昭和五年十二月	丸龜町
岡山合同貯蓄銀行	高松支店	一、六二〇、〇〇〇	大正十一年二月	片原町
不動貯金銀行	高松支店	八、〇〇〇、〇〇〇	大正五年四月	兵庫町
愛國貯金銀行	高松支店	五〇〇、〇〇〇	大正九年四月	南新町
讃岐信託株式會社	株式會社	二、〇〇〇、〇〇〇	大正十五年二月	丸龜町
香川第一無盡株式會社	株式會社	一〇〇、〇〇〇	大正十五年十二月	古新町
高松信用組合	信用組合	六九〇、二四〇	大正十一年十一月	南銀治屋町

備考 一 日本勸業銀行は大正十一年二月廿日讃岐農工銀行と合併す

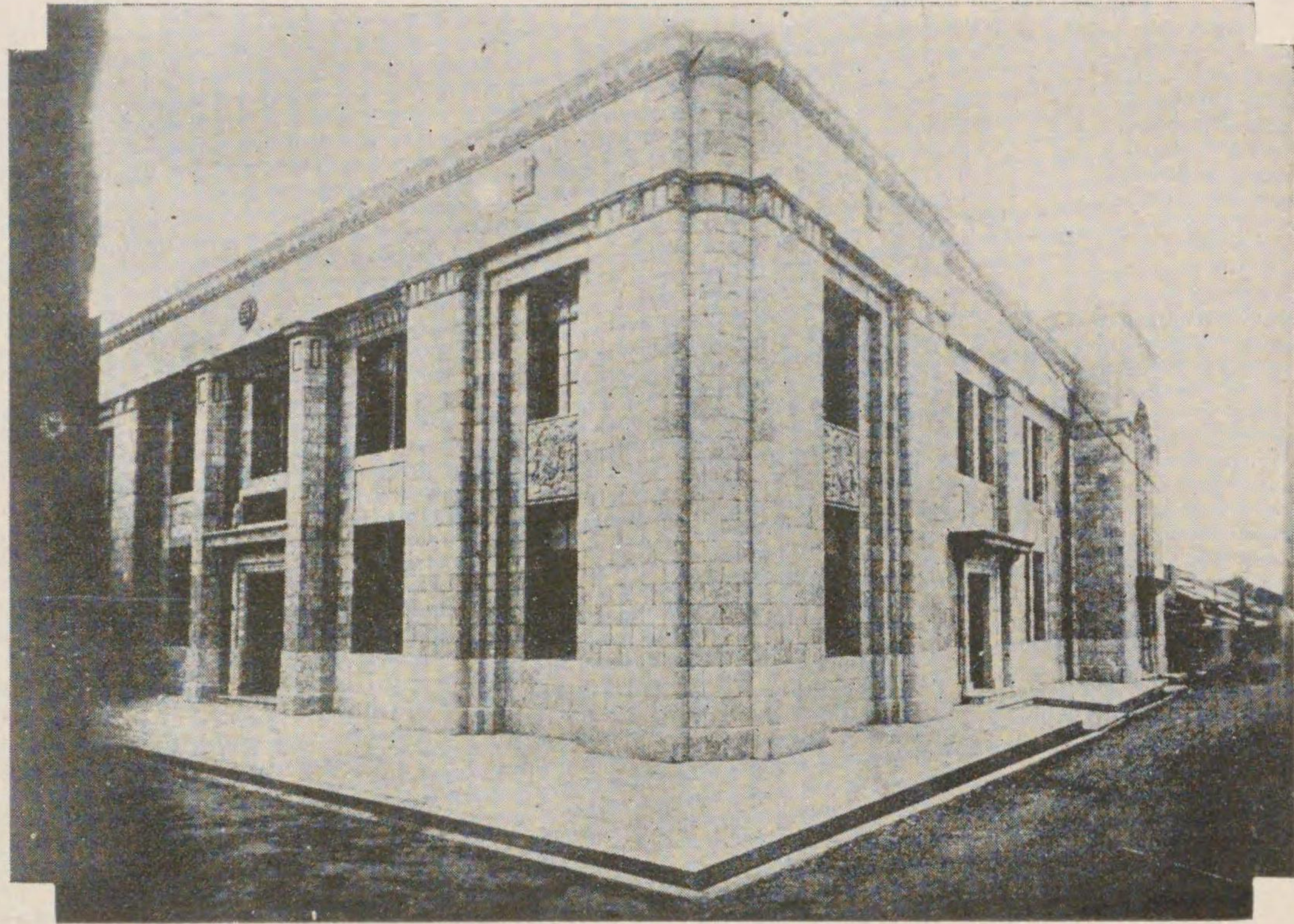
一 高松百十四銀行は大正十三年三月三十日高松銀行と合併す



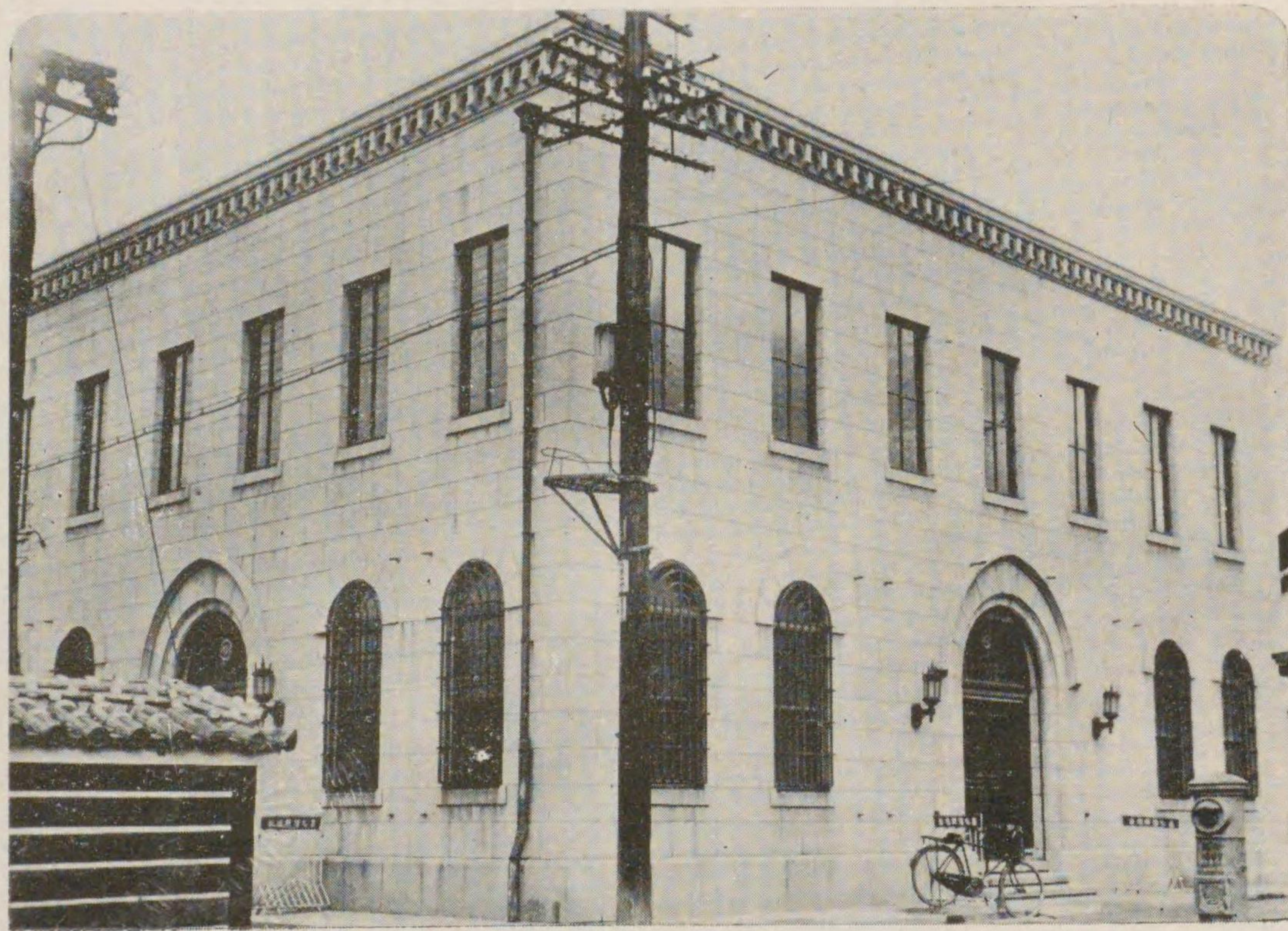
高松工商會議所(讚岐會館)



西濱港



高松百四十四銀行



高松信用組合

市内各種團體

各	合 組 業 同	合 組 業 產	名	所在地	稱	所在地
香川縣水產組合	讚岐製紙同業組合 東讚醬油釀造同業組合 東讚鹽田同業組合 讚岐彫抜品同業組合	香川縣蠶種購買販賣組合 共同會信用購買利用組合 高松信用組合 香川縣信用購買利用組合 購買販賣利用組合高松農業倉庫	香川縣信用購買販賣利用組合聯合會 高松信用組合 共同會信用購買利用組合 香川縣蠶種購買販賣組合 購買販賣利用組合高松農業倉庫	北濱町 南鍛冶屋町 北濱町 香川縣廳內 東濱町	北濱町 南鍛冶屋町 北濱町 香川縣廳內 東濱町	北濱町 南鍛冶屋町 北濱町 香川縣廳內 東濱町
高松精米業協會 高松米穀商組合 高松旅館營業組合	古新會館內町 東濱町 西ノ丸町 古新町	香川縣織物同業組合 香川縣清涼飲料水同業組合 高松傘同業組合 香川縣造船組合	高松住宅購買利用組合 香川縣織物信用購買販賣組合 高松醬油購買組合 東讚鹽業信用購買組合 香川縣畜產販賣購買利用組合	高松町 南鍛冶屋町 北濱町 香川縣廳內 東濱町	高松町 南鍛冶屋町 北濱町 香川縣廳內 東濱町	高松町 南鍛冶屋町 北濱町 香川縣廳內 東濱町
高松金物商組合 高松洋品雜貨商組合 高松飲食店營業組合 高松實屋營業組合 高松陶器商組合	田町 商工會議所內 松島町 百間町 通町	二番丁 今新町 旅籠町 西ノ丸町	南鍛冶屋町 築地町 新瓦町 西ノ丸町 鹽上町	南鍛冶屋町 築地町 新瓦町 西ノ丸町 鹽上町	南鍛冶屋町 築地町 新瓦町 西ノ丸町 鹽上町	南鍛冶屋町 築地町 新瓦町 西ノ丸町 鹽上町

畜産組合	農會	種													
		高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松				
香川郡畜産組合	香川縣農會	料理業組合	料理業組合	紙商組合	醬油商組合	吳服太物商組合	酒造組合	酒造組合	漁業組合	系類商組合	煙草小賣商組合	ラヂオ商組合	養豚組合	洋服商組合	菓子商組合
中野町	市役所内町	百間町	松島町	鹽屋町	百間町	丸龜町	上横町	上横町	濱ノ丁	田町	大工町	丸龜町	西濱新町	南新町	西内町
香川縣畜産組合聯合會	香川郡農會	高松材木商組合	高松桐下駄製造組合	高松履物商組合	高松乾物海産物罐詰商組合	高松養鶏組合	高松眼鏡商組合	高松浴湯業組合	高松土産品商組合	高松靴商組合	香川縣漁船發動機組合	高松小間物化粧品組合	高松文紙商組合	高松蓄音機商組合	丸龜町
縣廳内	中野町	北濱町	南新町	丸龜町	百間町	市役所内	丸龜町	栗林町	新港町	南新町	築地町	兵庫町	南新町	丸龜町	丸龜町

株式會社

商號又は名稱	主たる業務	位置	代表者氏名
株式會社あいや	呉服販賣	大崎久米太郎	大崎久米太郎
讚岐起業株式會社	土地建物販賣	廣瀬小三郎	廣瀬小三郎
株式會社高松魚市場	魚類委託販賣	中村新一郎	中村新一郎
高松土地建物株式會社	金錢貸付土地建物販賣	十河權三郎	十河權三郎
朝鮮實業株式會社	土地其他不動産所有	熊田長造	熊田長造
讚岐肥料株式會社	肥料製造販賣	灘波清平	灘波清平
香德自動車株式會社	自動車運送營業	日下喜八	日下喜八
讚岐青果市場	蔬菜果實の委託販賣	平尾喜一郎	平尾喜一郎
高松製氷冷蔵株式會社	製氷及冷蔵	中村新一郎	中村新一郎
琴平電鐵株式會社	鐵道運輸營業	大西虎之介	大西虎之介
高松炭團株式會社	炭及製炭	龜田由太郎	龜田由太郎
高松炭團株式會社	炭團製炭	山内勝造	山内勝造
關西工業株式會社	護謨加工工業	吉田益次郎	吉田益次郎
宮脇開益堂	圖書雜誌販賣	宮脇仲次郎	宮脇仲次郎

高松電氣軌道株式會社	株式會社 興 興 興	高松百十四銀行	大正製瓦株式會社	高松劇場株式會社	株式會社 高松製版印刷所	株式會社 四國民報社	高松製紙株式會社	高松釀酢株式會社	株式會社 讚岐貯蓄銀行	株式會社 文新堂	高松木材株式會社	南郊田園都市株式會社	株式會社 吉川自動車會	高松グラウンド株式會社	
乘客貨物の運送	不動產所有公共事業の援助	肥料製造販賣	一般銀行業務	セメント製瓦製造販賣	劇場 賃	彫刻漆器家具製作	印刷業	新聞印刷業	製紙業	貯蓄銀行業務	漆器彫拔品製作販賣	材木販賣	不動産公債株券の所有並管理	乗合自動車營業	運動場の賃貸
鹽上町	栗林町	南新町	東濱町	丸龜町	西通町	大工町	五番町	宮脇町	西内町	内町	山本町	南新町	北濱町	櫻上町	西濱新町
北村吉	鎌田長八	逸見常太	岡井壽美	中村新太郎	渡邊覺宗	宮武孝造	熊田長	香西榮太	今井浩三	鎌田金四	山本金四	瀬尾三郎	坂本榮等	細川宗次郎	吉川高直

讚岐信託株式會社	株式會社 十全商會	丸通高松合同運送株式會社	株式會社 高松石炭商會	株式會社 綾田商會	香川第一無盡株式會社	資生堂香川販賣株式會社	下津燐寸株式會社	鹽江溫泉鐵道株式會社	丸一運送株式會社	平井興業株式會社	高松臨港倉庫株式會社	株式會社 讚岐競馬俱樂部	高松證券株式會社	株式會社 高松百貨店	株式會社 宮脇樂器店	株式會社 居島溫泉	讚岐信榮株式會社
信託業務	煉炭製造販賣	運送取扱業	石炭販賣	化粧品販賣	無盡業	化粧品販賣	燐寸製造販賣	鐵道業	海陸運輸取扱業	活動寫眞常設館溫泉場經營	倉庫業	競馬場の賃貸	有價證券賣買及金融	百貨店經營	洋樂器類販賣	浴場經營賃間其他	土地家屋の管理
丸龜町	九番町	新港町	新港町	南新町	古新町	西内町	二番町	鹽上町	西ノ丸町	内町	東濱町	櫻濱町	西瓦町	内町	丸龜町	福岡町	東瓦町
原田豊	根本内	藤澤宣	住吉武	綾田吉	大崎繁	宇治原	下津探	大西虎	福田大	平井清	灘波清	今井傳	大磯定	國東照	宮脇仲	山崎次	大崎次郎

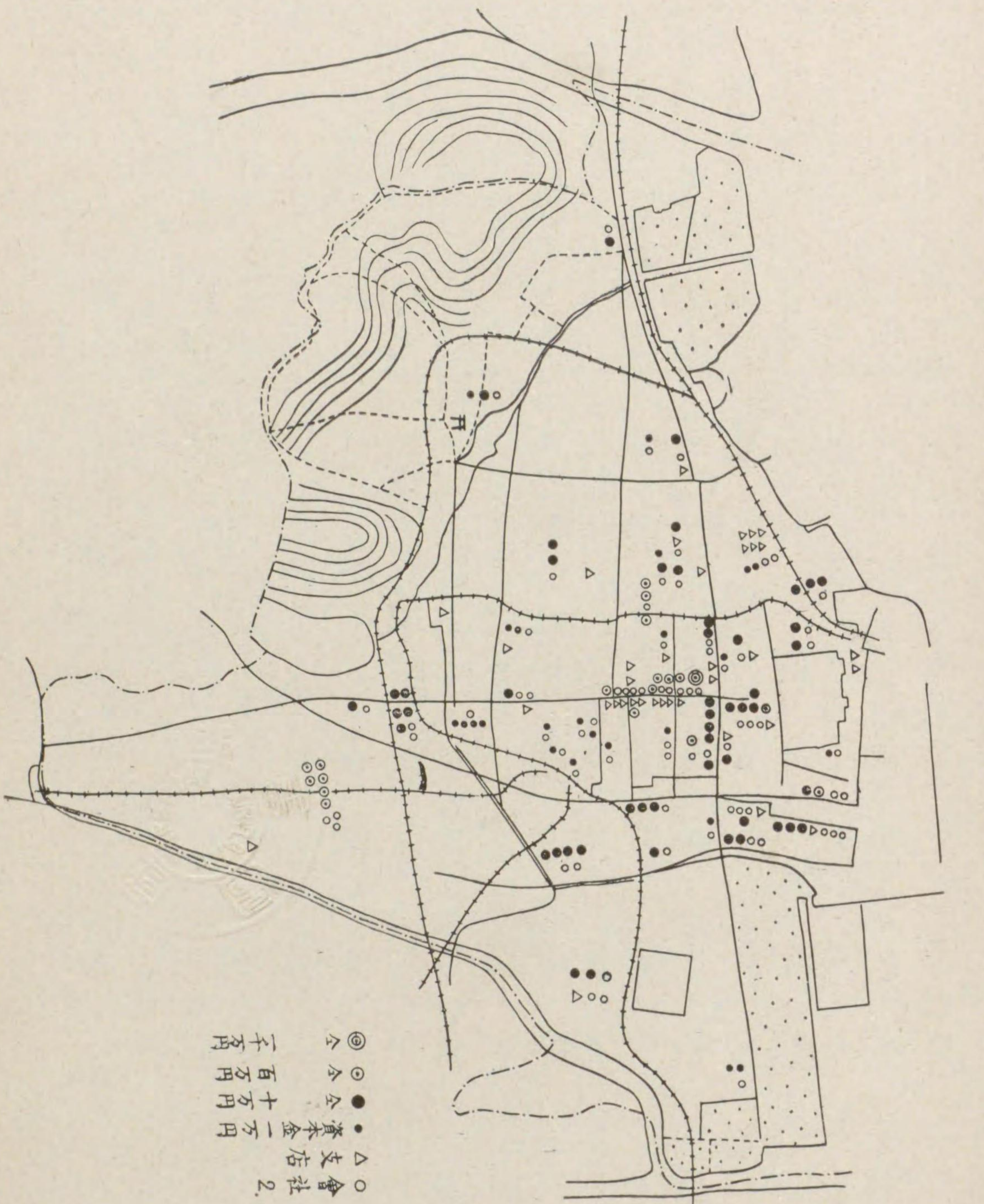
株式會社千葉商店	砂糖及水飴製造販賣	南新町	千葉
株式會社菓子類製造販賣	菓子類製造販賣	西通町	岸田
株式會社古市商店	各種織物雜貨の問屋仲立加工販賣	北濱町	古市
株式會社廣治商船株式會社	旅客貨物の運送		籠池幸太郎

合資會社

合資會社庵治石材井關商會	石材採掘販賣	井關町	井關政太郎
合資會社牟禮印刷所	活版印刷業	西瓦町	牟禮政次
合資會社光榮社印刷所	石版印刷業	南瓦町	山本庄次
今雪石油合資會社	石油販賣業	築地町	今雪與四郎
合資會社上春商店	日傘製造販賣業	宮脇町	上春次郎
合資會社高松商船組	運送業	新港町	田中永作
小西木材合資會社	木材販賣及製材業	新坂町	小西龜吉
高松電送合資會社	運輸取扱業	八坂町	宮地唯二
合資會社中村商會	紙販賣業	古新町	中村藤藏

合資會社三木忠商店	砂糖販賣業	今新町	三木忠雄
高松鹽元賣捌合資會社	鹽元販賣業	築地町	中橋源作
合資會社高松造船所	造船業	東濱町	高橋徳平
合資會社岡内勸弘堂	賣藥製業	通上町	岡内清次
合資會社中川商店	附屬品の販賣及付帶一切の業務鐵鋼材料機械工具	鹽上町	野村次男
合資會社上野靴下製造所	莫大靴下製造業	東濱町	石川林藏
合資會社石原林藏商店	肥料製造販賣業	高濱町	高川ヨネ
合資會社高川商店	賣藥化粧品	内濱町	福永逸作
合資會社子寶旅館	旅館並食堂營業	濱ノ丁	長谷川吉太
合資會社長谷川商店	諸紙文房具販賣業	田番丁	廣谷昌平
合資會社四國酸素工場	壓縮酸素填換販賣業	五番丁	宮本和太
合資會社宮本鑄造鐵工所	鐵鑄物製造業	東田町	宮本和太
合資會社田舎商店	生牛賣買及仲立業	片原町	中村儀市
合資會社眞鍋製紙所	製紙業	中野町	眞鍋百三郎
一和堂合資會社	彫拔漆器製造業	内野町	松田春一
合資會社昭和商會	植物油及肥料製造營業	北濱町	久保正春
合資會社民谷商店	青物乾物販賣業	井口町	民谷美登
合資會社蘆澤日新堂	書籍雜誌其他物品の販賣	南新町	宮協隆義

合資會社喜多猿八商店	合資會社米小野屋	合資會社東條商店	合資會社宮原商店	合資會社香川モーターズ商會	合資會社上田彦次郎商店	合資會社カガシ化粧品高松倉庫	合資會社高松自動車工作所	合資會社ミヤコ洋服店	合資會社氏家柳月堂	合資會社松尾建具店	合資會社泉川商店	合資會社川六旅館	合資會社中平嘉吉郎商店	合資會社伊藤商店	合資會社馬場商店	合資會社若宮燃料商店	合資會社三田吳服店
藥種販賣	米穀販賣	吳服太物販賣	化粧品小間物類販賣	自動車販賣及修繕	砂糖水飴製粉販賣	カガシ化粧品販賣	自動車修繕	洋服類の仕入並に販賣	菓子製造販賣食品仕入販賣	建具及和洋家具製造販賣	米麥雜穀販賣仲立	旅館營業	海產物並乾物販賣	諸油製造販賣	漆器家具類の製造販賣	諸燃料の取次販賣	吳服反物雜貨販賣仲立
松島町	新瓦町	北古馬場町	丸龜町	壽町	通町	兵庫町	濱ノ町	片原町	南新町	東瓦町	通町	片原町	通町	井口町	田木町	新材町	北古馬場町
喜多	宮地	東條	宮原	灘波	上野	平野	宮武	竹内	氏家	松尾	泉川	西山	中平	伊藤	馬場	若宮	三田
榮一	均熊	桂太	清平	退藏	義博	左近	初太	億清	太二	清一	山一	嘉吉	政吉	岩太	末太	良一	廣一



會社及支店分布圖

○ 會社
△ 支店
● 資本金一千万
● 資本金一千万
● 資本金一千万
● 資本金一千万

宇川織物合資會社	綿織物製造加工	幸町	宇川興次郎
合資會社丸高商店	内外穀物賣買及委託販賣	通町	景山
讚岐商事合資會社	有價證券賣買仲買土地建物同上	魚屋町	辻野マツ
合資會社若宮石炭商會	石炭販賣	新材木町	若宮平次郎
合資會社三田玩具商店	玩具販賣	北古馬場町	三田芳清一郎
合資會社池田鐵工所	各種鐵工機械	鹽上町	池田芳太一郎
合資會社小比賀建築所	建築請負	中野町	小比賀馨一
合資會社岡島材木店	材木販賣	岡田美代吉	岡田美代吉
合資會社住友商店	吳服太物及洋反物販賣	北古馬場町	住友文五郎
合資會社吉原商店	洋服製造及販賣	南新町	吉原文五郎
合資會社四國モーターズ商店	自動車の修繕賣買	西新通町	藤井茂
合資會社住友旅館	旅館食堂及土産物販賣	西ノ丸町	住友盛一郎
讚油商事合資會社	石油、重油、輕油、マシンの販賣	北濱町	長尾喜太郎
合資會社田村商店	酒類の販賣	松島町	田村喜太郎
合資會社新田増吉商店	印材製造販賣	大工町	新田増吉
石材合資會社井關商會	建築、彫刻、碑石、庭石、石材販賣	内ノ町	井關政孝
合資會社奈良自動車商會	自動車運輸自動車貨物運輸	濱ノ町	奈良榮一
中一ラムネ合資會社	清涼飲料水の製造販賣	北濱町	中谷勝美

合資會社岸又商店	果實青物及其他食品販賣	中原町	岸	一次
合資會社千足屋	ゴム製品醫療機械藥品類販賣	鹽屋町	西山	義一
松本合資會社	和洋酒類醬油酢賣買	栗林町	松本	多三郎
合資會社長崎商會	米穀肥料並に新炭賣買	新通町	長崎	松吉
西村鐵工合資會社	鐵工業	通町	西村	ヨシエ
合資會社池田商店	金物荒物類の販賣	田町	池田	傳吉
合資會社中山商店	各種油類の賣買	田町	中山	忠男
合資會社三千堂	印刷彫刻諸印刷樂器販賣	片原町	川原	正義
合資會社雨森商店	食料品販賣	片原町	雨森	幸太郎
合資會社金久商店	食料品販賣	兵庫町	高岸	直一
合資會社太田吳服店	吳服太物類の販賣	西新通町	太田	澤一
合資會社堤商店	硝子類額縁の販賣	鹽屋町	堤	直一

合名會社

商號又は名稱	主たる業務	位置	代表者氏名
高松酒造合名會社	清酒醸造	三番丁	池田長三郎
丸宗合名會社眞鍋吳服店	吳服	丸龜町	眞鍋宗三郎
讀岐度量衡合名會社	度量衡器製作販賣	藤塚町	宮本次三郎
岡本酒造合名會社	酒造業	藤塚町	岡本貞吉
合名會社豐田屋商店	和洋家具製作販賣	丸龜町	眞鍋賢次郎
丸善醬油合名會社	醬油醸造販賣	藤塚町	溝淵菊次郎
合名會社神原藥房	藥品賣販	濱ノ丁	神原直吉
合名會社日本製粉興業社	精粉機の製造販賣	櫻町	川西文吉

計 八
總計 一四一

劇場寄席其他

名	稱	位	置
大 中 玉 新 栗 高	衆 座 座 座 座 座	内 内 片 花 栗 百	町 町 町 町 町 町
ラ イ オ ン	和 雲 温 温	八 玉 高	昭 玉 高
館 館	座 泉 泉	兵 東 百	座 泉 泉
町 町	庫 瓦 間	内 内 内	内 内 内
	町 町 町	町 町 町	町 町 町

第五章 衛生及救恤

第一節 總 說

本市は一歳中寒暖の差が餘り著しくないばかりでなく晝夜の氣温高低も極めて少なく、加ふるに西南には紫雲の山聳え、北には玉藻浦湛へ東は田園遠く開けて居るから大氣自ら清朗であつて頗る人體の健康に適して居る。殊に空氣の濕潤であることは呼吸器の健全を保つに最適の地である。

しかし飲料水は正保元年松平頼重が水の乏しいことに困つてゐるのを察して地中に暗溝を作つて清水を各戸に引いた位で、水量が少ない上に水質も餘り良くない。従つて時々悪疫も流行して夥しい死者を出したこともある。近時上水道の敷設によつて衛生的にはなつたが腸チブス患者等の數は餘り減じない。尙ほ傳染病ではコレラ、痘瘡等の突發的流行があつたが、今日では交通上移入されても衛生機關及防疫施行等が相當に整頓して居るので著しい傳播を見ない様になつた。

家屋も舊藩時代は殆んど草屋で、しかも陰鬱な構へであつたが近代に入つて漸次改善せられ通風採光に注意する様になつて昔日の面目を改めて居る。

醫術は明治初年から醫學校を起す等斯業の研鑽に努力したから大いに進歩してゐる。今日本市に開業してゐる醫師は百三十一人で醫師一人について六百十四人の割合で、産婆八十一人で一年出生兒二千五十三人に對して一人取扱數二十五

人を示してゐる。飲食物の程度も食物の種類が多く且つ新鮮なものを得られ易いから他の地方に比して栄養を取ることが容易である。又舊藩時代に於いては衛生思想の幼稚な結果流行病が一度起ると容易に終熄せず且つ多數の死者を出して居た。其都度藩主は金穀を出して之を救済してゐたのである。大風、洪水、地震、火災等の災害によつて米麥實らず家屋の倒壊焼失によつて士民の難澁甚だしいものがあつた時は藩庫を空しくするまでに救助して共に苦しむと云ふ有様であつた。近代に入つては市營並に民營の各種社會事業が統制せられて病床に呻吟する不幸なる者も生活苦に悩む貧困者も各救恤の恩恵に浴することが出来る様になつたのは社會の組織上、市民の幸福上から見ても誠に欣ばしいことである。

第二節 藩政時代の衛生

第一項 衛生思想

藩政時代には公共の施設として見るべきものは殆んどなかつた。大疫流行に際しては時の藩主が藩醫に命じて注意事項を諭告する位であつた。

従つて當時の士民共に衛生思想は極めて幼稚で、大疫は凶年の後に來るとか週期的に流行するものである等と考へて居た、特にこの時代は醫師に診療投薬を依頼する者は比較的少數で多くは素人治療を行ひ賣藥加持祈禱等によつて治療せんとしてゐた。

非衛生的な迷信行爲は所々に行はれて居た様である。

第二項 流行病

流行病に對しての思想は極めて幼稚であつた爲一度發生したら病毒は四散して容易に終熄する模様がなかつた様である。

殊に享保年間には大流行が三度訪づれ其他の年にも數に於いては少ないが相當に發生し流行してゐた。

左に最も流行甚しく時の人心を不安に導いたものを擧げて見ると、

正徳五年(賴豊)には春から秋にかけて大疫大流行して士民生色を失つた。

享保八年(賴豊)には四五月の頃に痘瘡が大流行して死者數千人を出し非衛生的な迷信も隨所に行はれ悲惨な状態を呈した。

享保十五年(賴豊)には夏期に於いて疫癘大流行した。

享保十九年(賴豊)には春から夏にかけて大疫流行して極めて多數の死者を出し一家全滅したものも澤山あつた。

延享三年(賴恭)には九月頃疫癘大流行した。

安永二年(賴眞)には春から夏にかけて大疫流行して多數の死者を出した。

安政五年(賴胤)には八月に入つて虎列刺大流行して一家全滅した家も多く特に場末の町に傳染甚だしく當時の人は之を「コロリ」と名付け大なる脅威を感じてゐたと云ふことである。

文久二年(賴聰)には四月から七月にかけて麻疹の流行甚だしく死者多數生じて藩廳も手の下し様がなかつたさうである。

第三項 醫 事

天和二年藩主松平頼常は侍醫に命じ藥草を栽培させて士民に與へ其の疾苦を救ふた。又五代頼恭は常に民隱を憫恤するを務とし平賀源内を小吏の子から擧げて藥園のこと掌らしめ藥草園を栗林莊に設け藥材の栽培を研究せしめた。又採藥者と稱する職を置いて封内に派遣し己も亦時に微服山川を跋涉して藥草を搜訪し、これを藥園に移して研究に資した。東南は阿讃國境に至り西は象頭山を境として凡そ深山幽谷に其の跡の至らない處はなかつた。源内の去つた後は池田玄丈、深見作兵衛等が代つて指圖した。園吏に倉知彌次郎と云ふ者があつた。よく頼恭の旨を体し古草に通曉してゐて人蔘の藥料として價値あることを知つて良種を選んで栽培して醫藥に供した。

爾來舊藩時代には醫學校が設置せられて居なかつたから世業の者は其の道に通じて居る者の私塾で學習し又江戸、京都大阪並に長崎其の他の諸國に遊學して藩醫又は町醫としての素地を修得してゐた。而して他國に遊學する藩士にして醫學に志す者は藩費の支出なく皆私費である。微祿の者に對しては多少の貸與金があつた。

維新前洋醫學の研究を急務とする頃となつては其の學費は悉く藩費から支給せられてゐた。頼重入部以後藩醫並に町醫を通じて醫學に關する著述を行つて一世を益した篤學な名醫も相當にあつた。現に市内各家に所藏する醫術書を見ても明かである。

殊に文久頃には解剖學の眞價を知つて當時の醫師は既に人體について實地解剖を行つて研究して居た様である。尙ほ舊藩時代の醫師は皆貧困者に對しては施療施藥をして社會的に奉仕することを一種の掟とし且つ誇としてゐた。

左に文久三年に於ける藩醫を掲げて當時の醫師の階級並に各専門の大體を擧げて見やう。

奥 醫 師

一、米 百 俵	本道針科兼	御ヒ格	玉越 桂翁
一、高 貳百石	本道	御ヒ	岩 瀬 周 哲
一、高 貳百石	本道	御ヒ	築 地 玄 通
一、高 百 石	本道	御ヒ	千 野 默 庵
一、米 百 俵	針	御ヒ格	矢 島 柳 平
一、高 貳百石	口科	御ヒ格	兼 康 祐 庵
一、高 貳百石	眼科	御ヒ格	渡 邊 玄 齋
一、米 百 俵	眼科	御ヒ格	平 塚 鷗 盟
一、十五人扶持	外科		杉 原 養 軒
一、十五人扶持	外科本道兼		笹 山 壽 庵
一、十五人扶持	本道針科兼		葛 西 俊 助
一、十五人扶持	本道		長 尾 元 章
一、二十人扶持	外科		間 島 玄 俊
一、十五人扶持	本道		鈴 木 松 菴

- 一、十人 扶持 本道 菊地隆伯
 - 一、十五人扶持 本道 渡邊玄藏
 - 一、五人扶持 本道鍼科兼 宇佐美元端
 - 一、七人扶持 本道外科兼 梶原官佐
 - 一、十五人扶持 本道 池田秀軒
 - 一、十人扶持 本道 宮武良齋
 - 一、高百石 針科 安達傳益
 - 一、十人扶持 針科 秋山三益
 - 一、十五人扶持 本道 幸田周庵
 - 一、十五人扶持 本道針科兼 町川百折
 - 一、十人扶持 本道外科兼 山田三純
- 表 醫 師
- 一、七人 扶持 本道 宮武正策
 - 一、五人扶持 本道産兼 岩佐民章
 - 一、五人扶持 本道 谷本芸無
 - 一、五人扶持 眼科 三井光慶

- 一、高百五十石 本道 宮武正立
- 一、米二十俵四人扶持 ナシ 鹽田俊昌
- 一、五人扶持 ナシ 築地立甫
- 一、五人扶持 鍼 岩井謙介
- 一、三人扶持 産 本村立庵
- 一、五人扶持 本道 並 辻仙齋
- 一、五人扶持 針 並 尾崎健仲

藥 坊 主

- 一、三人 扶持 片岡如軒
- 一、五人 扶持 向山好哉
- 一、三人 扶持 但馬來山
- 一、三人 扶持 六車諦輔
- 一、五人 扶持 久保久安
- 一、三人 扶持 二川由章
- 一、三人 扶持 柏原玄弘
- 一、三人 扶持 木村尙謙

- 一、三人 扶持 並 山崎一齋
- 一、三人 扶持 並 美濃壽軒
- 一、三人 扶持 並 石田良平

二、舊藩時代に於ける醫家

生駒氏時代以前は記録の徴すべきものがない。松平藩政時代に入つて頼重の侍醫に神谷梅庵あり。水戸から陪從した駒井心山があつた。心山は醫にして儒を兼ね其の性行は西方寺山下なる名碑伊藤東涯の撰文に委しく書かれてある。頼常の頃雨森三哲召されて江戸から高松に來住し侍醫となり兼ねて儒學を講じたが世に三哲が珠數切講釋として有名であつた。

享保の頃米澤雪庭あり病を療する神の如く貧民に施藥して多くの人を救ふを樂とする名醫であつた。

頼恭の時に藩醫池田玄丈あり。命を受けて栗林公園内藥園に和人蔘を初め諸藥草を栽培して大に之を研究した。同じ頃奇才平賀源内、長尾宗益、玉越其閑など皆之に與つて居た。

玄丈の子文泰の時は頼恭病歿して頼眞に代つて居た爲め藥園は次第に廢せられたが、玄丈の弟子向山周慶醫術の外頼恭玄丈の遺志を繼いで讃岐砂糖を創始し藩財政の資源を作つた。

寶曆の頃町醫者に片岡光吉あり。門人頗る多く著書萬病通療六十一卷がある。

寛政享保の頃谷本芸齋、松原玄弘あり。何れも醫にして詩文をよくした。

同じ時代に南新町の賣藥を業とする家に生れた長町竹石が畫名一世に高く江都に於て諸名流と交り詩翁漆谷と共に高松文雅風流の源をなしたと云はれてゐる。曾孫は長町耕平である。田中五峯も此の頃の藩醫で山水花鳥をよくした。醫師文人の書畫詩文が一世を風靡した時代である。

此頃に至つて醫を世業とする家漸く多くなつた。即築地、長尾、柏原、谷本、諸家の如きこれである。

築地家は其先長州の人寶曆の頃文長尙明讃岐に來往し醫を以て藩に仕へ其の子孫元安、尙貞、尙直、立坪代々其の家を傳承した。

長尾家は延享年間徳裕出で奥醫師となり

徳裕―迪徳―賓吉―徳隣―相繼いで明治に及んだ。

柏原家は先世備中より中讃阿野郡柏原に來住して氏となし又後に山田郡湯元に移つた。玄厚に至り醫となつた。

玄通―謙好―謙益―長英
―孝章

謙好は廿二才の時長崎に至り蘭醫シーボルトに學び牛痘種法を受け嘉永二年藩に歸つて種痘法を施し同三年士籍に列して奥醫師となり讃岐洋方の先覺であつた。又藩事に奔走して功勞が多かつた。

謙好の子謙益は大坂緒方洪庵に學び歸つて藩奥醫師後營所軍醫を奉じ亞いで高松病院醫員となつた。明七義塾を起し醫員を養成す等斯道に盡す處多かつた。著書に更老溫泉考がある。

孝章は謙好の季子で蘭方を緒方洪庵の門に學び其の塾頭となつた。又江戸で石川良信に學び一橋家奥醫師となつた。著

書に羅斯古化學新書、耳科提綱箋注格致蒙求西遊日記舟車日乘等がある。
千野良岱は高松藩奥醫師で内外科の治術に妙を得治を乞ふもの常に門前に滿つたと傳へらる。

著書は名家載覽大東類方、醫按裁斷、和蘭制劑、禁方小續等頗る多い。文化十三年歿、子寧國父の業を繼いだ。
少しおくれて鹽田時敏蘭方を唱へ外科全書醫方握機等を著し。

手塚鷗盟、但馬來山、六車杏隱、谷本璋(芸齋の子)渡邊松窩、相ついで出でたが同じ頃那阿郡三條村の人古川齋は經史
砲術に長じ長崎に至つて醫學を學び歸つて醫業を開いたが名聲甚だ高かつた。

文久二年高松藩に召され福原兵庫等の衛戍にあたり明治維新後居宅を學校に代へて子弟を教へた。
醫師は當町に於ける學問、兵學の先覺者であつて維新の際大に働いた人が多かつた。

幕末並に明治初期には三井松堂、細谷松披、長尾鷲岳あり竹石の曾孫長町耕平、相原謙益の子長英など輩出した。
明治卅五年一月出版長尾藻城著「高松新繁昌吏」の病院と醫師(高松の衛生機關)を抄録すれば

- 高松市公立病院 舊香川縣立病院の後身
- 柏原病院 院長 柏原長英
- 前田胃腸病院 院長 前田道弘
- 拙誠堂診察所 院長 長町耕平
- 十全堂高阪醫院 院長 高阪駒三郎
- 長尾三橋堂醫院 院長 長尾折三

- 宮武内科醫院 院長 宮武秀夫
- 柏原産婦人科醫院 院長 柏原義雄
- 太田醫院 院長 太田辰三
- 武下外科醫院 院長 武下吉次
- 赤松醫院 院長 赤松齡三
- 青木病院 院長 青木素一
- 山田眼療院 院長 山田仲三郎
- 梅谷眼科醫院 院長 梅谷幹人
- 湖崎眼科院 院長 湖崎武吉
- 宮本眼療所 院長 宮本義夫
- 築地醫院 院長 築地新次
- 明石醫院 院長 明石種次郎

第四項 賣藥

舊藩時代の醫藥は殆んど賣藥であつた。従つて各藩共可成な進境を見せた。當地にも其の製造が甚だ盛んで各様なものが案出せられて一般民に重寶がられた。

五香湯—元和年間三番丁寺町本典寺開基僧「日慈」の創製しはじめたもので胎毒、瘡毒、便秘、痔疾等によく同寺の家傳で相當に認められてゐる。

退痔散—内町六車藥房製で其祖六車甲斐守道長が永祿年間足利義輝に調薬して上つてから其効を認められ一子相傳して公衆に施薬すべき命を受け當時から退痔散の名稱があつた。痔疾一切其他婦人病に特效がある。本縣以外にも出荷してゐる。

養胃丸—寶曆年間から製造せられたもので小兒の熱病専門薬で其他種々な効能を持つてゐる。現今も盛んに製造せられて他府縣へ出荷されてゐる。

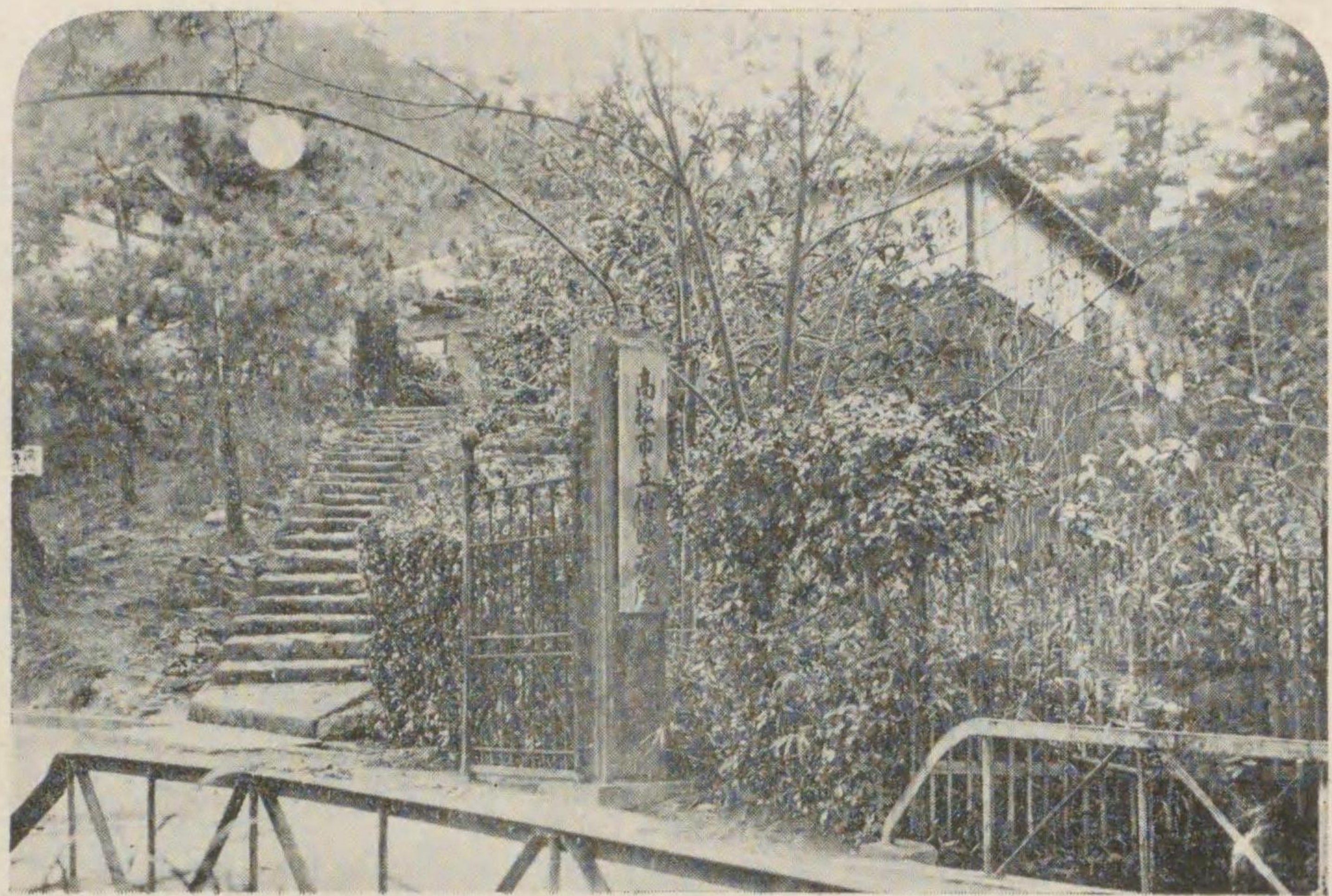
萬寶振出し薬—寶曆二年播磨屋甚右衛門春忠の創製で婦人病に特效がある。田町平野藥局は其の家元である。

萬病一枚膏—元祿年間に創製せられたものでリウマチス、中風、脚氣其他打身切傷によい貼用薬である。現在販路擴大し朝鮮、臺灣、京濱、京阪神等に販賣せられ製造元は壽町安達藥房である。

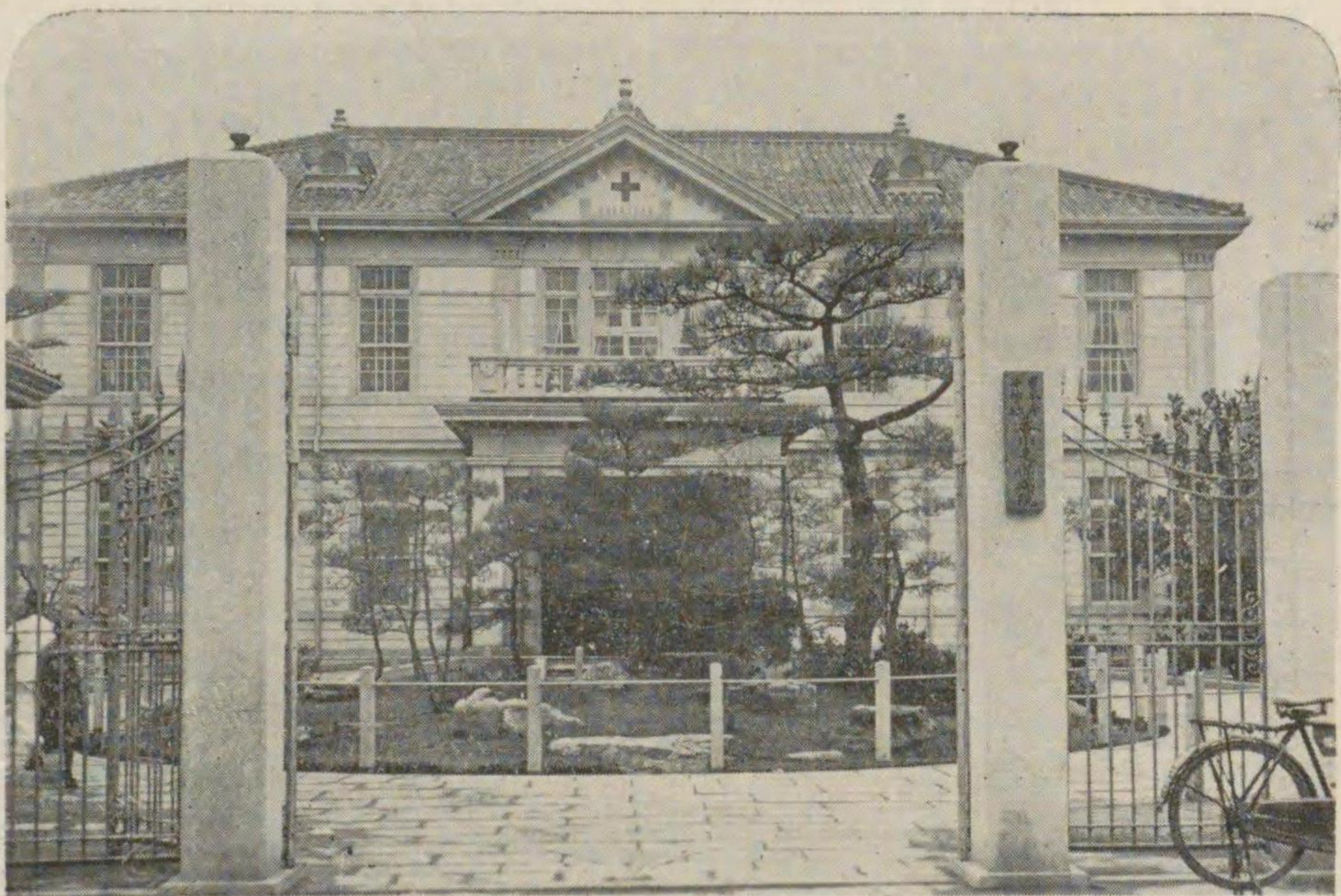
はづかし丸—製造元は東濱町齋藤藥店で文化年間の創業である。しやく、せんき、くだりはら、あつけ等によく効能を表はす様である。

黒燒散—松平頼重入部に際し水戸から隨從して來た雨宮君重が傳へたもので、よう、ちよう、胎毒、吐瀉、下痢、熱病痛風に特效あるもので今日は家元も變更し昔日の面影が全然なくなつてゐる。

尙ほ維新後作られたもので全國に盛名を馳せてゐる。千金丹は清涼劑としてばかりでなく胃腸カタル熱病一切によい効能を表はしてゐる。其他白龍香、赤龍散、猛將軍等があつて各特效を持つてゐる。



高松市立傳染病院



日本赤十字社香川支部病院

第三節 明治以後現代までの衛生

第一項 衛生思想

明治直後から市制を實施する頃迄は舊來の思想が残存して未だ保健衛生に關する智識も不充分の域を脱してゐなかつたが漸次開發されて向上進展の跡を表はす様になつた。

殊に醫學の進歩衛生組合の設置、其他各種會合の成立等によつて愈其の自覺の度を高め今日に至つてゐる既に上水道の設置を見、今又下水道の布設を見んとしてゐる。これは近代都市として當然のことゝは云へ全市民の保健思想が向上した證左であつて欣ぶべきことである。

第二項 衛生概況

市内には元衛生聯合組合として、各町に衛生組合があつた。其の數七十七組に上り組合事業は年と共に發達し其の活動又顯著なるものがあつた。

大正十一年縣令第五十號に依つて、聯合組合が解散したので、同年十二月二十日高松市衛生組合が組織され、市内一圓を以て組合區域として、各町に分區を設け、準則に従ひ組合の規約を定めることゝした。組合の事業としては、清潔方法、消毒方法、傳染病豫防等に關して衛生についての學術の研究を行ひ又組合員の衛生思想の啓發其の他必要な事項を勵行し、各分區は區内の衛生思想の向上普及を計り、特に個人衛生の發達に努め、其の實

績を擧ぐることに努力してゐるのである。
高松市衛生組合役員(昭和七年十二月現在)

副組合長 湊 力 藏

各分區 長

市内分區 分區長

内町丸ノ内 大須賀 壽

同 北部 藤井 武平

同 南部 堀 禮三

同 西部 矢部 恒明

同 中部 田淵 寅吉

同 東部 片岡 通正

西ノ丸町 加島 常三

鶴屋町外七ヶ町 萬壽榮 次郎

片原町西部 入船 幸吉

同 中部 藤原 與三郎

外磨屋町 大島清一郎

新材木町 村上 鶴吉

東濱町南部 灘波 清平

同 北部 中村 又吉

井口町 國分 武吉

通 町 長西源 三郎

新通 町 岡 正行

新鹽屋町 松川 梅吉

鹽屋 町 井上 龜太郎

南鍛冶屋町 吉田 忠次

同 東部 三笠伊三郎

百間町 佐々木禮三

大工町 宮地唯次郎

御坊町 多田 命三

北古馬場町 石田彌太郎

今新町 富山宇太郎

丸龜町 長井嘉太郎

古馬場町 前田道弘

栗林町東部 龜井 詮

北龜井町 吉田忠四郎

南龜井町 柏原義雄

南新町 安田美代造

田 町 永田政次郎

同 西部 宮武 正義

同 厚友會 木内 計太

福田町南部 近藤 近次

古新町 岡崎 泰久

兵庫町 浮田安太郎

南紺屋町 竹谷彌太郎

三番町 川崎 舍正造

四番町東部 辻 庄太郎

同 西部 内海 涉

五番町 多田 羅正俊

六、七、八、九番町 長谷川 雅三

花宮町 久本 實次

東瓦町 佐伯 爲一

西瓦町 玉垣 又市

新瓦町北部 龜井 武吉

同南部、田町一部 川津 德太郎

南瓦町 明珍 一太

東田町南部 河野 茂

同 北部 南 茂太郎

福田町北部	川口龜吉
同 中ノ町	石濱巖
八坂町	白井条次
宮脇町	大島芳太郎
新湊町一丁目	和田大次郎
玉藻町	福家誠
新湊町二丁目	十河秀夫
同 四丁目	田邊武一郎
西濱新町西部	笠井久吉
昭和町幸町	關信義
福岡町東部	岡野政助
同 西部	中村清次
松島町中部	三好平吉
同 西部	伊吹安太郎
桶屋町	富山竹治
栗林町西部	國見三郎
同 北部	

中新町	櫻村武三郎
旅籠町	森山傳三
天神前	古川清六郎
西濱町東部	榎本清三郎
同一、二丁目	山口勇
同 西部	川西學而
濱ノ町	鹽田亮一
西新通町	池田梅吉
一番町	奧村清一
二番町	宮田信清
西通町	野村辨次郎
木藏町	吉田喜次郎
同 東部	天笠岩太
同九、十丁目	藤本熊太郎
鹽上町南部	小坂安太郎
同 北部	谷本清七

楠上町、櫻町 正木晋次郎

上ノ町 宮武彌太郎

中町中部東 池奥熊次

同 西部 紀太理平

同 東部 村川熊太郎

同中和會北 多田茂

同中和會東 丸吉幸造

昭和町 二川伊太郎

野方町 石濱吉太郎

栗林町、中野町 村尾義太郎

西新通町 朝倉大吉

西濱町西北部 清水廣吉

西濱町親睦 大津好太郎

西濱町東部 中川藤松

西濱町中央部 秋山萬太郎

花園町西部 濱野吉太郎

同 南部 三好財次

鹽上町東部 藤本常一

藤塚町北部 今澤義三郎

同 南部 久本竹藏

中野町中和會西 多田兼次

鹽上町 藤井林利

藤塚町 横山林五郎

壽町 安達儀三郎

藤塚町 田中長太郎

藤塚町西北 川本健之助

大濱東部 中川藤松

中 部 秋山萬太郎

大 濱 大津芳太郎

二、屠場

従前は個人經營として屠場を設立して居たが、明治三十九年四月法律第三十二號屠場法に基いて、元の香川郡東濱村に於て、永久村營事業として個人の所有場を借り受け、其の敷地に百十八坪の建物を建設して従事中、大正十一年一月同村を廢し、其の區域を本市に編入したので、其儘引継ぎを受けて、高松市屠場と改稱し市營事業としたのである。其後汚物溜不完全のため牛血の處置に困じたので、昭和五年八月淨化装置工事に着手し、同九月三十日竣工、經費約二千三百九十二圓を要し現在に至つてゐる。

囑託獸醫一名及看守人一名を置いて主として牛馬羊豚の屠殺を行つてゐる。

三、火葬場

市營火葬場なく、市内三番丁各宗聯合教會と稱する團體の經營で、市の接續村香川郡太田村大字今里字楠川に設置してある。

其の設備と内容は相當に充實してゐるので、市民の火葬は此の場所で執行してゐるのである。

四、汚物、塵芥掃除

明治三十三年三月、第三十一號汚物掃除法に基いて、同年四月から掃除夫を雇入れて、各戸の塵芥を集め處分して居たが從來の方法では永續することが出来ないで、大正元年十月に市設塵芥假置場を建設し、同二年から同十年迄は汚

物處分請負規則により、全部請負人によつて焼却するか、又は塵芥を其儘賣却して居たのであるが、同十一年以來財界不振の結果、請負人から解約の申出があつたので市は自体で處分しなくてはならない立場になつた。其處で運搬處分法に大改良を加ふるの止むなきに至つて、大正十四年度からは手曳車に馬車一臺を購入し市外遠隔の農家と交渉して無償交付して肥料に供し、或は低地の埋立等に利用することゝしてゐた。しかし本市の發展愈急となつて、今迄の様に處置することが困難となつたので、何等か適法を講じなくては、消化出来ないことゝなつた。

其處で市は大に決する處あり市會に提案協賛を経て昭和六年七年の二ヶ年繼續事業として、四萬四千圓の豫算で、自然逆風式装置によつて塵芥焼却場を建設し、昭和七年十二月廿六日竣工を告げた。これによつて市内一日の塵芥數量約壹萬貫を運搬して、悠に焼却處分し得ることゝなつたのである。

五、墓地

市の墓地としては古來本市の西端にある萬日墓地のみであつたが大正五年五月元の宮脇村、大正十一年一月元の東濱村、同年十一月元の栗林村等を廢して其の區域を市に編入した結果、元の宮脇村に屬する姥が池、元の東濱に屬する楠川、四本松、沖松島、元の栗林村に屬する靈源寺、貝の口、柳三味の七墓地を加へて現在八ヶ所の共同墓地を有してゐる。

其の總坪數一萬六千四十二坪で墓碑總數一萬五千四百九十基である。(昭和六年調)

其の數の多きものは萬日墓地で面積八千三百四十一坪、墓碑一万一千百七十八基で、最も小なるものは四本松であつて

七十坪八十基である。

六、湯屋

正保二年十月九日松平頼重は内町、疊屋町某の願出でによつて湯屋開業を許可したことが本市に於いての最初の町湯即ち銭湯であつた。

以後願出で、開業する者が可なりあつたが、いづれも男女混浴は勿論極めた非衛生的な設備で保健上から見て考慮すべきものばかりであつた。

其の間幾多の變遷を経て明治時代となつて幾回かの浴場令が出て遂に現今の様になつたのである。

今日市内には七十二軒の湯屋があるが設備と衛生上で完備してゐるものも漸次増加して來た。

七、上水道

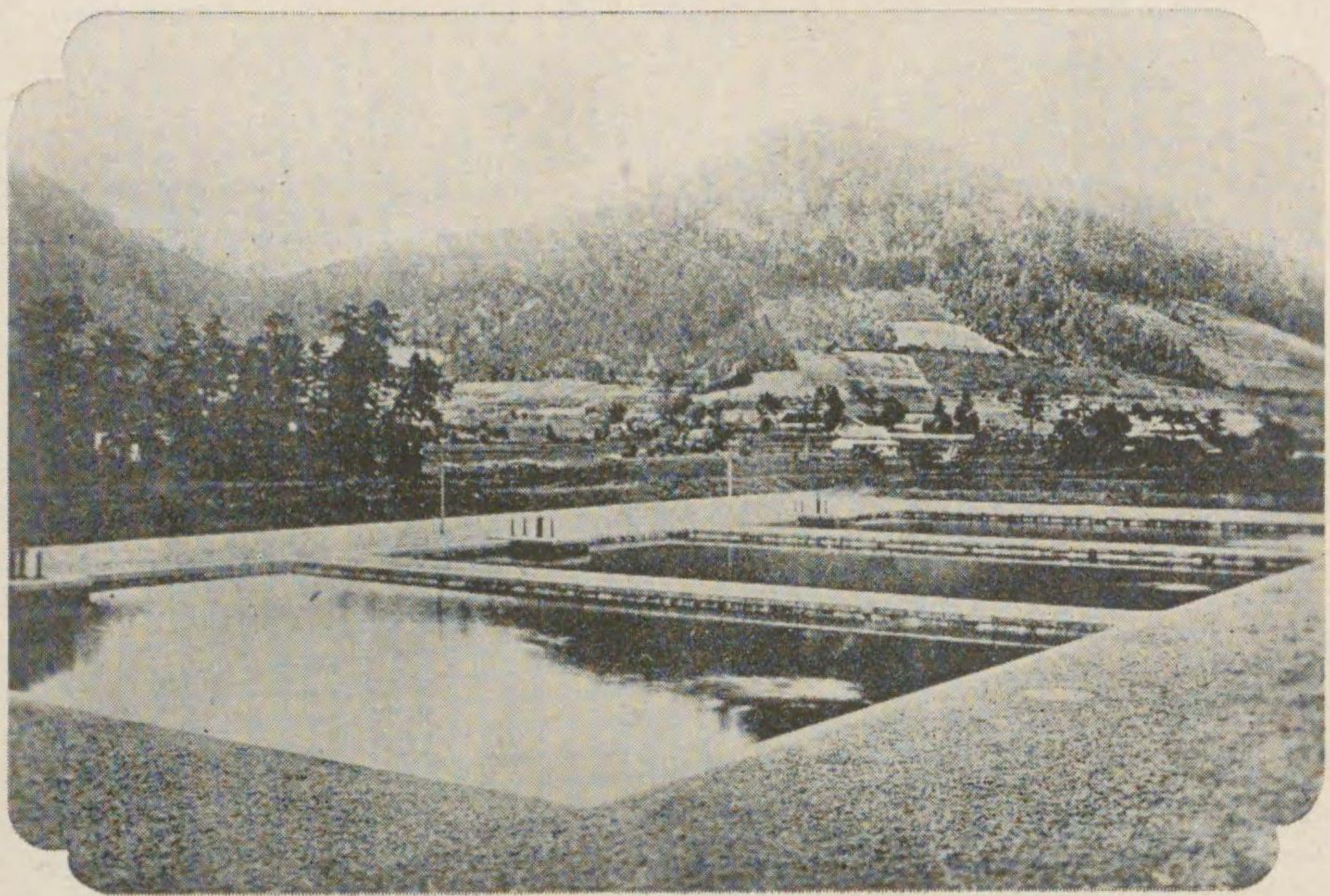
沿革

高松は古來水質悪しく飲料水に乏しかつた。

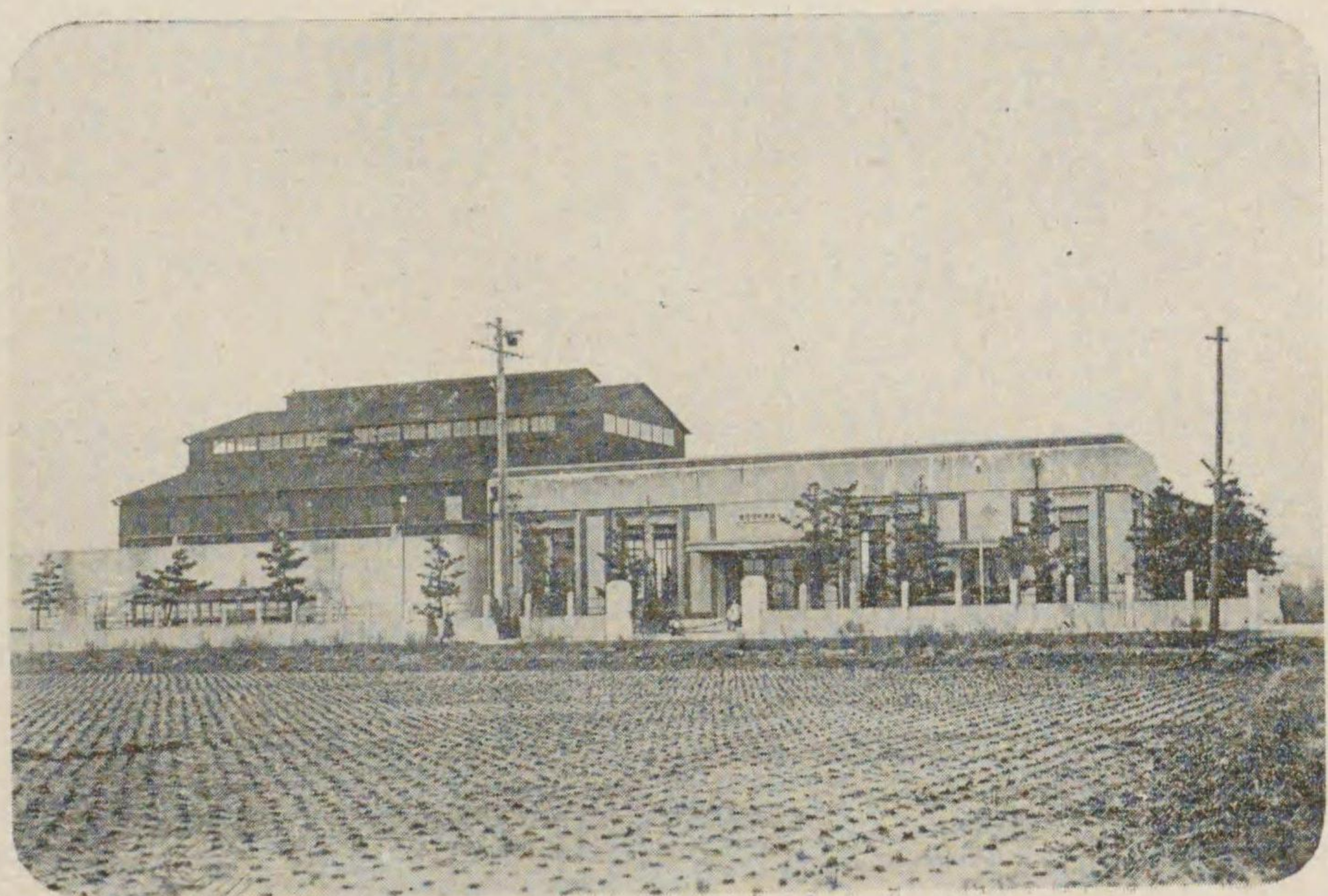
松平頼重入部後正保元年(紀元二三〇四後光明 將軍家光時代)

市内龜井町に水源池を鑿ち暗渠を設けて市民の飲用水とした。これが今の新井戸で事は同地の碑文に詳かである。明治維新後も新井戸水利組合として樋管の保存に力め新井戸水位の低下により栗林に補助水源池を設け昭和六年末に於ても辻井戸一九、個人井戸三五八合計三七七個はこの給水を受けて居る。

水源池 瀘過池



第二鑿井 唧筒場



尙舊藩時代よりの簡易私設水道として大井戸あり瓦町より覺善寺前道まで現に使用され三四十戸の範圍に亘つて居る。其他良水源として今井戸（外磨屋町藤森荒神社西側）九つ井などがある。思ふに郷東川の舊河線と想定せらるゝ市内中央西寄の南北一線は水質良好であるが東部は一般に水質不良である。

上水道工事の沿革

市制施後年を経るにつれ人口増加、地域の擴張は上水道布設の要望となり此の工事を促す聲が高くなつた。そこで

明治四十一年四月水道布設事業調査機關の設置を市會に諮り。

明治四十四年八月工學博士中島銳治を招聘して實地踏査をなし。

大正三年十一月工事に着手し大正十年九月一日より給水を開始した。

工 事

本市水道は香川縣香川郡弦打村大字鶴市字御殿香東川筋に集水渠を埋設し、伏流を集め之を唧筒場内吸引室に導き低揚唧筒に依り同所に設置せる瀘過池に揚水し瀘過水は再び唧筒場内高揚室に入り高揚唧筒を以て西方寺山の高地に設置せる配水池に揚水し之から鐵管で市内全部に配水した。

補助水源の施設

本津川補助水源

爾來市街地の發展と人口の増加に伴ひ必要に應じ漸次配水鐵管の布設延長工事を施し給水人口は年と共に増加し來た

ので大正十二年香川郡香西町本津川下流に極めて姑息的な補助水源を劃し總工費豫算金二万五千餘圓を以て同年十二月起工し翌大正十三年三月竣工した。

此の補助水源の施設に依り冬季渇水期に於ては斷水の憂目再現をすることなく克く平靜を保ち得る事が出来た。併し夏季渇水期にあつては一般河川の水量著しく減少するに反して使用水量は豫期以上に増大する爲め需給相伴はず此の時期に於て特に多量の降雨なき限りは時間斷水を決行する様になつた。其の上弦打村御殿水源地附近に於ける灌漑用水問題は年々歳々被害の程度を増大する傾向を呈し水源の適當な擴張方法を講ずることは眞に焦眉の問題となつてきた。

鑿井の實施

香東川に依る貯水池の源泉擴張は多額の費用を用し猶且つ水量の累年著しく涸渴の状況にある香東川を信賴し之に依つて補助水源を求めることは決して永遠の安全を期する所以でない。

そこでいよゝゝ鑿井の計畫を進め萬全を期する爲め先ず現水源地に可及的接近し而も水量の豊富なりと思考する左記二ヶ所に試掘した。

一、大正十三年二月十二日香川郡香西町(丸龜街道に沿ひ約八丁西側)地籍に深度二百八十九尺内徑二吋の瓦斯鐵管を以て井側管とし同年四月十九日完成した。

一、大正十三年十二月二十二日市内栗林小學校々庭(運動場東端)に深度二百五十尺上部三十尺は内徑三吋の鐵管以下は内徑二吋四分一の竹管を以て井側管とし同十四年二月十七日完成した。

そこで元東京市水道部長にして當時鐵道省水力課技師野口廣衛、日本鑿泉合資會社技師小林正視、京都帝國大學教授理

學博士小川琢治、同大學理學博士松山基範、並上治同大學講師來高、試掘井を踏査研究せられ遂に其の地質的的確なることを證明され左記の如く鑿井の實施をなした。

工 事 別	着 手 年 月	竣 工 年 月	總 工 費	水 源	一 日 揚 水 量
創 設 工 事	大正三年十一月	大正十一年三月	一、四四六、二七圓	香東川 伏流水	四五、〇〇〇石
擴 張 工 事	大正十五年四月	昭和二年 七月	二四七、七七九	(鑿井) 第一香西町	七、五〇〇石
				第二楠上町	一三、〇〇〇石
				第三 櫻町	一二、〇〇〇石
				第四香西町	八、〇〇〇石
昭 和 五 年 四 月	昭 和 五 年 七 月	二八、七九二	(鑿井)		
專 用 栓	共 用 栓	計			
五、七八六戸	一、八九二戸	七、六七八戸			

八、下 水 道

本市在來の排水路を見るに、溝渠として築造せしもの少く、單に路側を掘鑿せるもの或は用水路を幾分變更して粗雜なる空石積をふせるものが多い、此等排水路は勾配緩なるため比較的水路幅員廣く而も完全なる排水系統無きたため、濁

水の氾濫傳染病患者の増加蚊軍の發生等種々の災害を蒙つて居た。

此處に於て下水道改良の必要に迫られ、明治四十三年より明治四十五年に到る間兵庫町西端より片原町清光寺に至り北折して中川港に排水する線及び、一番丁東端より西詰に至り北折して大的場水門に出づる線の完成を見、尙大正十五年に古馬場線の竣工を得て大いに附近の面目を一新した。

然るに其の後下水の改良を必要とする處多いため、昭和四年度より全市に渡る下水道調査に着手し、昭和七年調査完成を得たので、全工事を三期に分ち第一期は舊市街及び緊急を要する新市街地の幹線第二期は主として一期工事よりの支線、第三期は一期二期の残部に施工することを立案したのである。

昭和七年二月の市會に於て滿場一致を以て第一期工事を可決し直に補助申請と工事着手認可申請などの手續を運ぶに至つた。

下水道設計基準の概略は次の如くである。

地勢、地質 市内は一般に平坦で栗林公園北門より高松驛に至る道路は比較的高く、自然に分水界を爲し東部は柚場川下流、西部は摺鉢谷川下流に向ひ緩勾配を以て傾斜して居る。地質は主として粘土及び砂礫の層より成り割合に堅質である。

排水幹線東部を四幹線西部を三幹線とす。

人口密度、昭和六年度一人當り占有面積は三十六坪二合で之を局部的に見るに是も密集したる部分は片原町の一人當り七坪四合にして、工町の七坪六合、内磨屋町の八坪三合等之に亞ぐ、以上は舊市街地の一部にして殆んど飽和の状態に

達して居る故に設計基準として、一人當り十坪とし之に亞ぐ地方を一人當り二十坪としたのである。

汚水量 一人一日使用量を六立方尺と看做し、其の最大流出量は一日使用量の二分の一を八時間内に排出さるるものとす。

雨水量 一時間の降雨強度を四十五耗とした。

排除方式 本市の街路は概ね狹隘にして、曲折多し且既に水道管、瓦斯管及び電話ケーブル等の布設あり、従つて分流法に依り汚水、雨水を各別に排除する管を設くる事は殆んど不可能なるを以て、合流式を採用した。排出地點の平均潮位は一尺一寸、満潮位平均三尺二寸、高潮位平均は五尺二寸である。(參謀本部陸地測量部基準面より測定)併して排水地點に於ける幹線内の水位は干潮位平均より低く、ために自然排水は可能なるを以て抽水場の設備を爲し機械的に排水する事としたのである。

第三項 醫 事

一、病 院

イ、假醫學所設置から高松病院廢止迄

明治三年十一月講道館内に假醫學所を設立して費用は藩費を以て支辨することとなつたが同四年七月廢藩置縣となつて費用を支辨することが困難となり、遂に同所を廢止した同五年五月高松開業醫長尾益吉、柏原謙益及高阪柳軒の三名が相謀つて共立病院を創立し、舊藩の醫學所の遺緒を繼いで縣下の有志者から寄附金を募集し、三千有餘圓を得た。此際

長尾益吉は上京して院長を物色したが資金不足のため遂に私財を投じて大學別科卒業生内田抱一を院長として招聘した。同六年五月名東縣(阿波讃岐の兩國)から毎月百五十圓の補助金を得、茲に始めて基礎が確立したので一部を維持費一部を資本金として醫學校を假設し、醫生を教養し療病院を附屬せしめて高松公立病院と稱した。同七年十月再び共立病院と改稱し同九年四月十九日更に高松公立病院と改稱した。

其際共立病院から再置された香川縣廳へ金一千八百餘圓を引継ぎ又同年八月香川縣を愛媛縣に合併せられた際には一千四百餘圓の引續をした。

爾後愛媛縣では同十年四月から同十一年一月にかけて再度寄附金の募集を行ひ同十二年度迄は毎年度分賦金中から金三千圓を下附して維持の費用に當てた。該資金は悉く病院の管理に一任し病院經費に殘金ある時は之を資金に編入した。然るに同十三年四月醫學生が増加し經費の支拂が困難になつたから該病院の經費は全く地方經濟に屬すると同時に資金も亦縣廳に於て直接管理することゝなつた。同十六年四月文部省達醫學通則に基いて附屬醫學校を廢止し、同年六月高松公共病院を愛媛縣立として高松病院と稱へた。

同二十一年十二月分縣に際して本縣は愛媛縣から金四千百餘圓の引継ぎを受け之を管理し、専ら資金蓄殖の方針を執つて居たが病院縣立のことは同二十五年限り廢止となつた。此の間の院長は内田抱一、今井杏平、瀧澤清顯、梅田了、山根文策、長町耕平等であつた。同二十六年四月建築物器械一切を本市に貸與し、本市に於て之を設立し尙高松病院と稱し且つ資金五千餘圓に替ふるに公債證書額面五千圓を以てし此の利子は貸與物件保存修繕費として毎年度本市に附與することゝした。

當時の院長長町耕平之が引継ぎを受け以來柴田長造、神村兼亮、岡田忠英、神原玄神等院長として勤務した。同三十九年三月事業不振のため廢止したのである。市は縣に對して土地建物器械一切を衛生資金五千圓と共に寄附した。これが次に記述する日本赤十字社香川支部病院の前身である。

ロ、日本赤十字社香川支部病院

明治三十九年四月二十七日設立認可を得てから時の支部長小野田元瀨は之が創始經營のため八方奔走し、同四十年六月一日盛大な開院式を擧げてから、今日まで二十五ヶ年擴張に次々に擴張を以てして遂に今日の隆昌を致したのである。初めの程は内科、外科、眼科の三科だけで院長は初代に大河内常一を迎へ丹村泰介、得能孝平を経て現院長猪木脩治に及んで居る。

現在では前記三科の外に皮膚科、耳鼻咽喉科、産婦人科、小兒科等の四科を増設して益々内容外觀の充實を計つて全縣民の期待に副ふ様になつてゐる。

又産婆と看護婦の養成を行つてゐるの外各種社會事業に對して努められつゝあるは別項記述する通りである。

ハ、傳染病院

明治三十五年縣令第二十三號に基き、同三十六年四月市立傳染病院を設置し、爾來流行時に開院常時には閉院することゝなつて居たが、大正五年元の宮脇村が市に編入されたので大正六年四月から常設とし、同時に病室を増加して患者の收容力を三十名とした。

大正十年元の東濱、栗林の二ヶ村が市に編せられてから各村の隔離病舎を市立傳染病院に移轉増築してから、目下收容

力は七十名に達する様になつてゐる。
各建物は醫務室、看護婦室、薬局、應接室、事務室、附添人、炊事場、浴場、小使室、事務員炊事場、屍體室、消毒室、扣室、小使兼人夫室、病室三十五室、一室二人詰である。

従事員は嘱託醫二名、事務員一名。常備看護婦一名、人夫一名の外臨時看護婦若干名、臨時人夫若干名である。

二、醫師、齒科醫、藥劑師

近來人口の激増に伴つて、本市に於て開業して居る醫師、齒科醫、並に藥劑師の數は著しく増加して診療事務に従事してゐる。

昭和七年八月現在では左の通りである。

醫師 一〇〇 齒科醫 三四 藥劑師 四四

三、醫師會

明治二十年一月二十日愛媛縣令二十一號醫師取締規則發布以前既に高松醫師組合、高松醫會、香川縣醫師會高松支會等の名稱を以て明治九年以來會員組織で明治三十九年の醫師法發布迄繼續してゐたのである。(香川縣醫師會は高松市に事務所を置いてある)其の會長は柏原謙益、長尾益吉、長町耕平が交代でなつてゐた。これが高松醫師會の前身である。明治三十九年五月法律第四十七號醫師法發布、明治四十年二月二十三日付高松市醫師會の設立認可を得て會長に長町耕平、大正八年二月會長前田道弘に交代した。

大正八年九月勅令で醫師令發布並に醫師法改正法定に因つて大正八年十一月二十四日付申請人假會長前田道弘へ高松市醫師會設立認可があつた。

會長に前田道弘、副會長に湖崎武吉當選、昭和五年一月會長に村上直次、昭和七年四月會長に多田羅正俊當選して今日に及んでゐる。

本會の事業としては

- 一、明治二十五年赤貧者無料診療を開始した。
 - 一、大正十四年三月産婆看護婦養成所設置今日も繼續養成中である。
 - 一、昭和三年十一月から實費診療を開始してゐる。
 - 一、昭和二年一月一日から健康保險法醫療給付事業を開始して今日に至つてゐる。
- 健康保險部高松部會事務所は高松市古馬場町香川縣醫師會館内にある。
尤も本事業は政府並に健康保險組合、或は專賣局共濟組合、海陸軍共濟組合其他の社會的の大事業である。

第四節 藩政時代の救恤

第一項 定例救恤

松平頼重藩主となつてから貧困な生活をしてゐる士民に對して正月及盆には缺がさず金穀を施與してゐた。歴代の藩

主は皆其の志を繼いで凶年相續いて藩庫甚だしく不如意な時でも賑恤事業に對しては深い注意を拂つて居た。殊に松平頼恭は其の志最も厚く領内の人々から名君と稱へられて尊崇を受けた。その一例に從來死刑囚に對しては何等手當もして居なかつたが、寶曆二年九月二十日以後掟を設けて今後死刑に處せられた者には回向を西方寺に於いて取行はしめるため刑人一人に付銀一兩宛を當行ふ事となつて刑死者の冥福を祈られた。以後定例となつて維新頃まで實行せられてゐた。

又松平頼儀は寛政八年十一月以後敬老の誠を表はし封内人心に深い教訓を與へた。

當時市内富豪の特志者で正月等には身分相當な年越し米を惠與して貧しき人々を爲に盡した者は各時代通じて可なりな數に達してゐる。

第二項 臨時救恤

松平氏になつてからは天災地變の起る度毎に各藩主は、いづれも心を傾けて憐むべき幾多の人々を救助して名藩主の譽を後世に残した。しかし其のため藩庫を空しくして財政上の困難を深くした事は、一度や二度に止まらなかつた程である。

正保二年(頼重)に封内大旱に際しては新池四百六を築いて舊來の九百六十と合して總計千三百六十六として水利の便をはかつた。

承應三年(頼重)夏大旱、秋大風雨洪水の上に牛馬疫が流行して困難した時米麥を數萬人に施し銀六十貫を貸與し三四戸

毎に牛一頭を飼はしめて其の苦しみを救つた。

延寶元年(頼常)九月藩士が京商から貨幣を借入れて返却に窮困して居るばかりでなく、軍役の嗜も行屆難い状態にあつたから御隠居料の内金二千兩づゝ七ヶ年入れ足して之を償つた。

天和二年(頼常)には昨年から本年春にかけての大風洪水のため死者病者數多出來且つ非常な不作であつた爲本年に入つて饑民の最も多い松島、西濱地方を救護するため草屋數ヶ所を設けて粥を施與した。

元祿十五年(頼常)八月大風洪水で不作のため田租を免じ金穀を施與した。

元祿十六年(頼常)の春並に夏に於て饑民を賑救したばかりでなく栗林莊の築庭を行つたのである。今日栗林公園の花木泉石の美を周知する人は多いが其の生れ出た故を知つて居る人は極めて少ない。藩主として比較的薄倖であつた頼常は前にも述べた様に凶年相續いて、これが救済のため心身を勞し且つ藩庫を乏しくした人であつた。この年に至つては積年貧困のため貧民哀を訴ふる者晝夜相踵ぐ有様であつたので遂に決意して人々を築庭工事に使役し賃錢を給與して其の生計な助けさせることゝした。而して有司に謀つたが用度の不如意なことを理由として之を阻んだ。頼常聽かずして命を下した民争ふて土石樹木を搬送し日ならずして完成したが相當莫大な費用を要した。しかしこれは餘り藩庫の力を借らず概ね頼常の手より支出したのである民皆餘澤を稱へ其の仁政に悦服した。

享保三年(頼豊)正月高松に大火があつて士民家屋二千三百餘戸、船三十艘焼失した時金穀を出して賑恤した。

享保六年(頼豊)連年の凶作によつて饑民極めて多數であつたから春から麥熟の頃まで金穀を供與して賑恤した。

享保七年(頼豊)春大に饑六月廿三日、八月十四日の兩度の大雨洪水に對して金穀を出して賑恤した。

享保十六年(賴豐)天災地變相次いで起つたので士民の生活苦は極めて深刻となつて來た。そこで今日まで貸與して居た金穀の返済期限を延期するは勿論其の利息をも免じて民心を安からしめた。

寛延二年(賴恭)十二月には連年の凶作によつて人民の困窮せる者多く米三千五百石を貸與し且つ既に貸與せる銀米並に諸税の納期を弛めた。

寛延三年(賴恭)七八月大旱、且つ牛馬疫流行して斃死するもの多く春再び窮民に米二千三百石を貸與し貢租を減じて生活安定を得せしめた。

寶曆七年(賴恭)六七月大旱、七月大風洪水民屋數千戸破壊し海水溢れて堤防數十ヶ所崩壊して人畜の死傷多數を出し九月又大風洪水に見舞はれたので多額の金穀を出して士民を救助した。

安永元年(賴眞)八月大風洪水で家屋の崩壊せるもの一萬九千餘戸、破船百四十餘艘、死者四十六人、斃牛馬七十頭の災害を蒙つたから金穀を多量に出して士民の救助に努めた。

安永二年(賴眞)十二月高松大火のため延焼六百四十三戸に及んだ。藩は金穀を出して極力救助した。

天明七年(賴起)五月前年來の米價が騰貴して細民の生活に一大脅威を與へて居たため米一萬八百石を貸與して之を救助した。

寛政二年(賴起)夏期大旱の上に蝗の被害極めて甚大で百姓が難澁してゐるので米五千五百石を貸與した但し右の内三千石は年賦返納とし二千五百石は返納方を當分差許すこととした。

寛政八年(賴儀)就封記念として封内民に對して穀四千二百五十石を附與して共に欣んだ。

享和元年(賴儀)本年以後藩士であつて窮乏してゐる者に對して銀鈔を貸與する制を定め、又商工業者のために工商銀鈔

を與へて商工業の奨勵を行つた、

文政十年(賴恕)藩の用度甚だ窮迫してゐることを察した人々は報恩の微衷を表はさんと獻品したが町奉行郡奉行に預け置かれて薄利で災民共へ貸付られ又凶年に際して救助金の一助にもと考へられた。

天保五年(賴恕)家中の者久しく御借り上げ米にて難澁し居宅破損の修繕も心にまかせぬ有様に御手元金より一同へ惠與せられ又水害等によつて百姓不如意のため收納米が大いに減じ生活上の困難な者が相當に出來たから御手元金一萬千九十兩を無利子年賦納で貸與した。

安政元年(賴胤)十一月四日から大地震が起り小震十數日に及んで人家の傾頽したものが多數實に悲慘を極めた。従つて困窮する者に對しては金穀を給與し且つ家屋の修繕費をも付與した。

文久元年(賴聰)前年霖雨のため凶作であつたから粟三千三百石を與へて賑恤した。

第五節 明治以後現代迄の救恤

第一項 定例救恤

一、窮民調査

富豪、慈善家が中元、歳暮や自家の吉凶に際して個人的に救恤する習慣は前時代と同じく繼續されたが、公共團體のものとしては記録に残つて居ない。

明治廿三四年頃即市制施行後數年間引續いて窮民調査を行つて居るが毎年百二三十名を計上して居る。此等のものに金銭物品などを與へて賑恤した様であるが、組織的に救済事業を実施した事實は乏しいと思はれる。現在市社會課に於て救護法により生活扶助をなすつゝあるものは百十名である。

二、高松共濟會並に財團法人高松共濟會

歐洲大戰亂の影響を受けて物價の騰貴甚だしく殊に米價の暴騰のために窮民の生活は見るも哀れな有様であつた。此の状態を座視するに忍びず別項記す如き穀物廉賣を旨とした高松米價調節會の生れたのは大正七年八月九日であつたが、八月三十一日に至り其の事業一切を高松共濟會に引繼ぎ解散した。

高松共濟會は大正八年四月に至り曩に窮民救恤の思召を以て御下賜せられた御内帑金百圓を更に高松市から下付せられたので御聖旨を永く奉戴記念せんが爲該資金を基金として財團法人組織に改め同月十一日主務大臣から許可の指令に接し同年七月二日其の登記を終り尙高松獎學會事業を本會に移したのである。今其の事業開始を略記すると

- 一、米麥等の廉賣 (大正七年八月開始、大正九年三月末中止)
- 一、教育助成 (大正九年四月開始)
- 一、施藥救療 (大正九年四月開始)
- 一、資金貸與 (大正九年四月開始)

一、職業紹介 (大正九年八月開始)

一、貧民救護 (大正十年四月開始)

重なる役員は

- 會長 坂田 幹太 大正八年六月二十日當選 大正十年七月十二日辭任
- 同 佐野 久宣 大正十年七月十二日當選 大正十三年十月廿七日辭任
- 同 石原 留吉 大正十三年十月廿七日當選 昭和三年九月八日辭任
- 同 松原權四郎 昭和四年二月十四日當選 解散マデ
- 副會長 岸 本 正雄 大正八年六月二十日當選 大正十年七月十二日辭任
- 同 大柏清三部 大正十年七月十二日當選 解散マデ
- 幹事長 佐野 久宣 大正八年六月二十日當選 大正十年七月十二日辭任
- 同 吉田正次郎 大正十年七月十二日當選 昭和三年三月八日辭任
- 同 京 極 粹吉 昭和四年三月八日當選 解散マデ

昭和四年四月に至り市社會課の新設せらるゝや本會は其の事業一切をあげて之に合流せしめるため同年七月二日開催の評議員會に於て解散を決議して内務大臣に申請の結果十月二十一日に至り解散の認可を得たのである。

三、高松市社會課

昭和四年四月設置せられた本課は財團法人高松共濟會の事業を繼承するの外、左記社會事業の遂行に努め市内同種の

事業の連絡統一を期して居る。

- 一、市立診療所に關する件
- 一、公益質屋に關する件
- 一、職業紹介所に關する件
- 一、賑恤救済感化等に關する件
- 一、地方改良民力涵養方面委員に關する件
- 一、精神病者、行旅病人、死亡人等に關する件
- 一、住宅組合に關する件

尙軍事救發に關する事務は兵事課に於て之を取扱ふて居る。

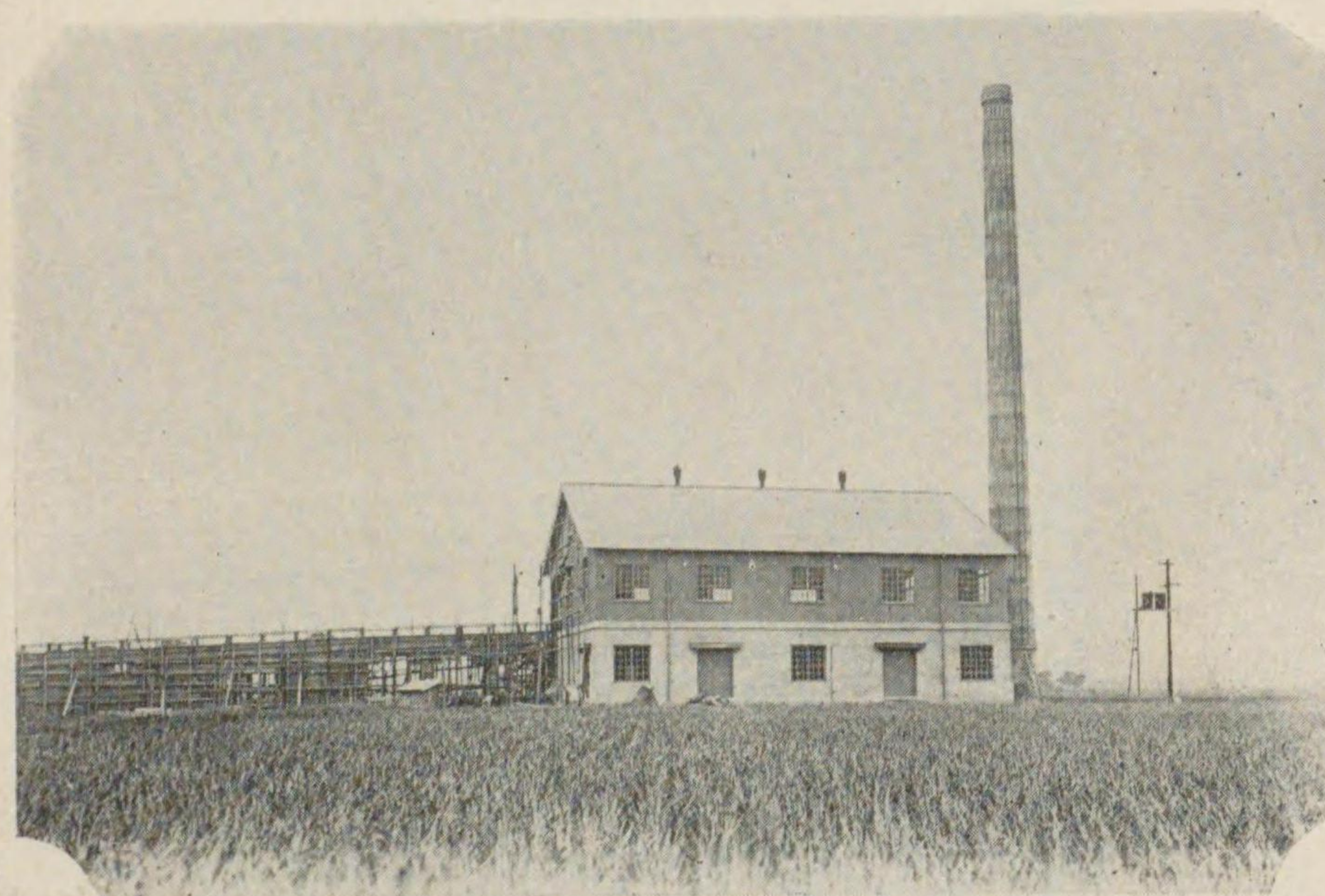
今その事業の中主なる二三の概梗を記さんに。

甲、公益質屋

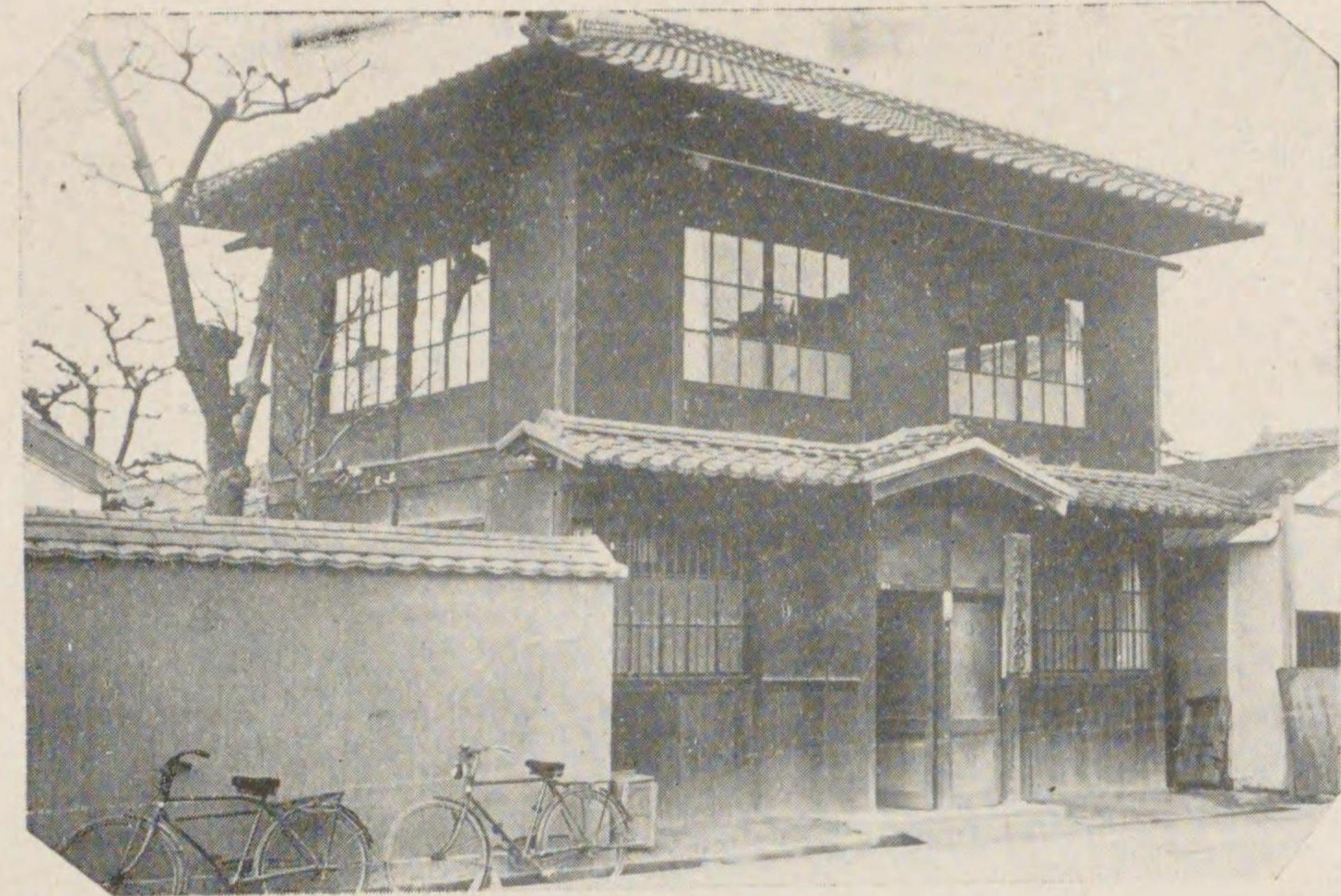
昔から、個人經營の質屋は極めて多かつたが、どれも自己營業のためで、眞に不如意な人々のために味方となつて救濟してやらうといふ強い信念を持つて居る人は少かつた。公益質屋法が公布せられて以來、各地に之が設置を見る様になつたことは、今日の世相から見ても、うれしいことである。本市に於ては昭和四年十二月、假事務所を開設し、翌昭和五年六月、新築事務所に移轉し、更に資金を増額し利息の低下を計り、多數市民に趣旨の徹底を促して今日に至つてゐるのである。



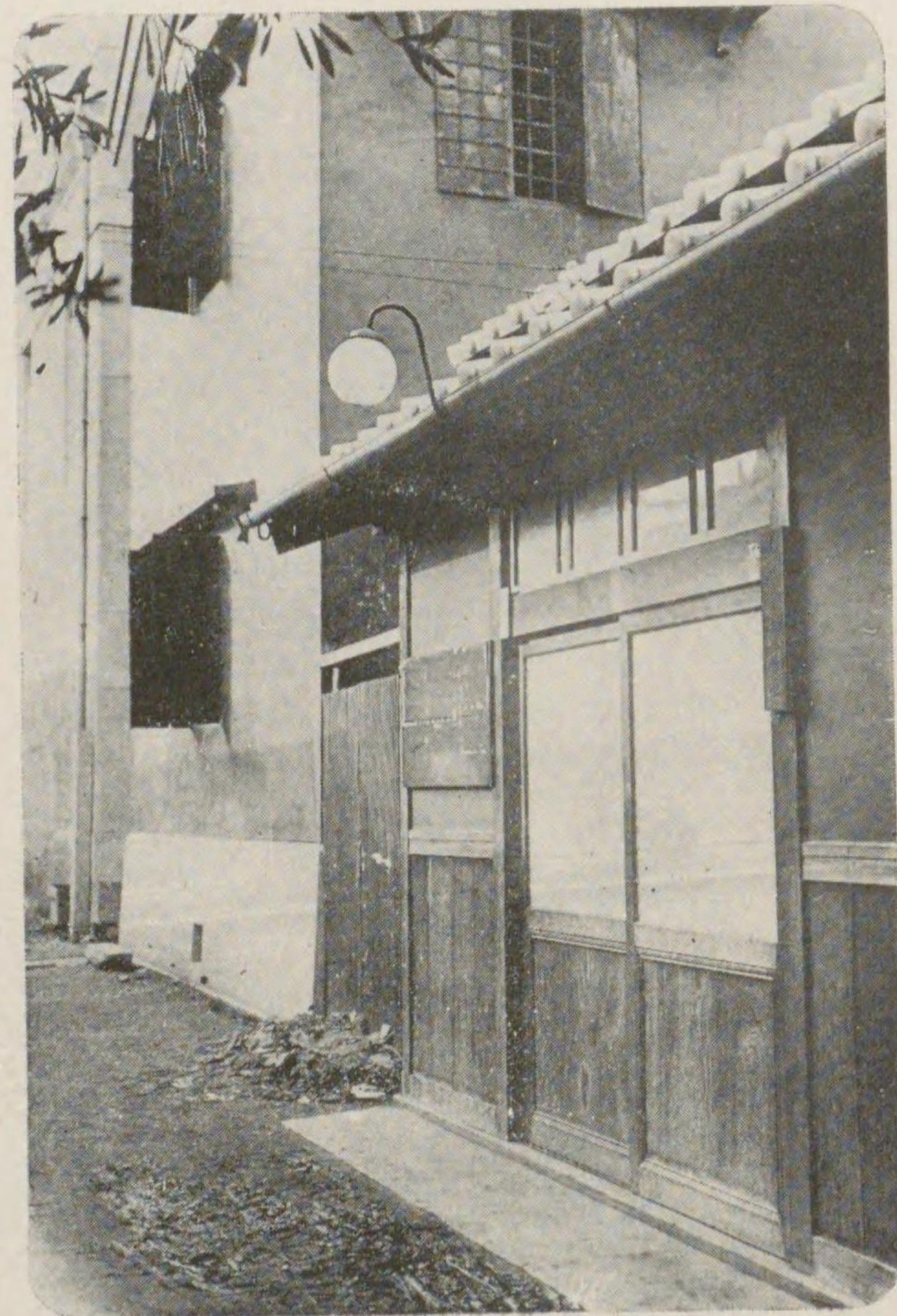
高松市立診療所



高松市塵芥焼却場



高松市立職業紹介所



高松市公益質屋

高松市公益質屋條例

第一條 本市ニ公益質屋ヲ置ク

第二條 質物ハ家具、衣類、其他確實ナル動産ニ限ル

第三條 貸付金ハ質物評價額ノ十分ノ七以内ニ於テ市長之ヲ定ム

第四條 貸付金額ハ一口ニ付五圓、一世帯ニ付參拾圓以内トス但シ特別ノ事情アリト認ムルトキハ一口ニ付拾圓、一帯ニ付五拾圓迄貸付クルコトヲ得

第五條 貸付利率ハ一月ニ付百分ノ一トス

第六條 流質期限ハ質契約成立ノ日ヨリ四月トス但シ特別ノ事情アルトキハ市長ハ二月ヲ限り之ヲ延長スルコトヲ得

第七條 質物ノ斑痕、黴生、變色、蟲鼠害ニヨル損害ハ質置主ノ負擔トス質物ガ天災地變其ノ他不可抗力ニ因リ滅失又ハ毀損シタルトキハ本市ハ其ノ責ニ任ゼズ但シ滅失ノ場合ハ貸出債權ノ全部ヲ毀損ノ場合ハ貸出債權ノ一部ヲ拋棄ス

前項ノ質物毀損ノ場合ニ於ケル拋棄ノ金額ハ市長之ヲ定ム

質物ガ本市ノ責ニ歸スベキ事由ニヨリ滅失又ハ毀損シタルトキハ貸付金額ノ一倍半ヲ限度トシ其ノ損害ヲ賠償ス

第八條 本條例施行ノ爲メ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五章 衛生及救恤

乙、職業紹介所

高松職業紹介所は大正九年元の高松共済會當時から早くも事業を開始し失業者に對して就職の斡旋仲介をなしつゝ、あつたが其後同會の組織が變更されて財團法人となるや紹介事業の徹底を期し且つ時代の要求に適合した經營を行ふ必要から大正十年十二月十六日付を以つて職業紹介法に依る職業紹介所となし同時に規程の改正を斷行して大いに面目を一新したのである。

然るに最初は創設當時の事でもあり又一般市民の職業紹介に對する理解が幼稚であつたから求人者も求職者も共に積極的に之を利用する人は極めて僅かであつたが、次第に求人求職共に紹介所を利用するものが増加しその成績は逐年良好なる結果を示す様になつた。

昭和四年四月から共済會の解散によつて事業の一切を市へ移管し、市營として内容設備の完全を期し其の機能を發揮せしめることゝなつた。

大正九年創立以來利用者累年別表

年次	求人数	求職者數	就職者數
大正 九年	二四九	一七一	三〇
大正 十年	二一九	一六九	六三
大正 十一年	三〇四	二二一	七四
大正 十二年	五六七	四七〇	九五
大正 十三年	四七六	八一九	一七九

大正十四年	七四二	一二五二	四二二
大正十五年	一、一七五	一、四五八	四九五
昭和 元年	一、五二五	一、八一九	六〇一
昭和 二年	二、三四二	一、九六五	一、〇三二
昭和 三年	二、三六〇	二、二三四	一、〇三四
昭和 四年	三、一六二	三、六二四	一、五二五
昭和 五年	四、四一七	六、三二八	二、二九九
昭和 六年	一七、五三八	二〇、五四〇	七、八二九
合 計			

丙、幼兒託兒所

明治四十一年四月一日に西濱尋常小學校が創立せられたが地方柄漁業者の子弟であるため晝間父は海に母は生魚の販賣に出で、家庭を顧るの邊なき状態にある。従つて子守をなしつゝ登校する兒童極めて多く教授上支障甚だしきものがあつた。

時の校長澁江嘉太郎之が保護について市當局並に有志と相謀り高松獎學會を組織し老婆一人を雇入れて之を保姆として學校内に於て託兒事業を行つてゐたこの事が今を去る二十餘年前に創始せられたことは本市兒童保護上特筆すべき出来事である。

其後歴代の校長之を承け大正八年四月十一日財團法人高松共済會生るゝや大正九年四月一日より同會の事業として之を移管し同校に於て保育することゝなり、爾來次第に託兒の數を増加し學校に於ては之を收容することが困難となつた。

め大正十四年の夏西濱町新開地に於て地藏堂建設の議起りし際酒見忠勢等篤志家の盡力にて地藏堂の建築を擴張し同年九月一日竣工と同事に保護所を移して着々実績を上げて居たのである。然るに其の主体たる共済會の事業は昭和四年四月より本市に新設せられた社會課に移つた、め本所も市に移管されて今日に至つたのである。昭和七年度では児童も八十餘人を算し現在の地藏堂では相當に不自由を感じる様になつてゐる。

丁、方面委員

大正十四年八月 帝國在郷軍人會高松市聯合分會は、方面委員制度を實施して、共済會と連絡提携し、相互の精神貫徹のために努力しつゝ、あつたが、昭和三年五月、香川縣方面委員設置と共に解散して、更に昭和七年一月一日救護法實施に當つて左記委任の任命を行つて、救護事業、細民生活状態の調査、保護、奨學、福利増進、教化事業等の實質的向上發展に努めてゐる。

方面事務所

方面名	方面事務所所在地	常務委員氏名
鶴屋町	内町二九〇地	澁江嘉太郎
築地	通町四四地	長西源三郎
東濱	松島町二〇二地	中野幸次
新瓦町	鹽上町一一八地	小坂安太郎
四番丁	南新町八六地	正木佐次郎

四、市場

二番丁	西通町一九五地	玉男木梅吉
栗林	中野町三九八地	紀太理平
龜阜	宮脇町六〇七地	堀川忠文

物價の暴騰によつて市民生活は絶大な不安に襲はれたので大正八年二月兵庫町に同年十月東瓦町に公設市場を設立して本市の經營とし監督として書記一名補助一名を配置して事務を行はせてゐたが大正四年三月三十一日閉鎖して現在は左記私設市場に於て廉賣を行つて居る。

花園町	食料品中央卸賣市場	(私設市場)
北濱町	同上支場	(私設市場)
天神前	二七市場	(縣農會)

五、斯道學園

明治三十三年二月法律第三十七條感化法により明治四十一年十二月丸龜市中府海南慈善會を縣代用感化院と定めたが翌年之を廢し同時に本園を創立した。當時は宮脇町字西原克軍寺の庫裡を假園舎とし四十三年一月始めて生徒を收容し大正元年十一月現在の西濱新町八百四十三番地の四に園舎を新築して今日に至つて居るのである。

六、讚岐學園

明治三十二年八月一日創立し目的は女囚の携帯兒を教養するためであつて名稱を保育場と稱し監獄官吏が經營してゐたのである。同三十三年規模を擴張して孤兒貧兒をも共に收容する様になつた。同三十四年一月眞言宗有志僧侶の經營に變更され名稱を讚岐保育會孤兒院と改稱した。同三十五年八月本市二番丁九番地に院舎を新築移轉し面目を一新し翌年度より香川縣補助金を得今日に至つてゐる。

其後主務大臣の許可を得て財團法人組織に變更し又時勢の要求に應じ其筋の許可を受け讚岐學園と改稱した。明治四十四年二月十一日内務大臣より獎勵金を受けること十五回。大正元年九月より高松市補助金を受け今日に至る。同九年二月十一日宮内省より獎勵金下賜爾後其の恵に浴すること六回、大正十一年十一月十六日攝政宮殿下恩召を以て龜井侍從差遣園内巡視の光榮に浴した。

昭和七年二月八日西濱新町字四本木四百六十五番地へ建築中の園舎竣工につき移轉した建築總坪數百四十九坪反別九百八十坪昭和七年收容人員男十六名女六名計二十二名である。

家族制度に則り園父園母は園兒と寢食を共にして薰陶をなし朝夕

兩陛下の御尊影に對し最敬禮を謹行し又佛陀を合掌禮拜して徳性の涵養に努め學齡兒童は市立小學校に通學せしめてゐる。

七、讚岐養老院

讚岐養老院は本市西南栗林公園に接する縣社石清尾八幡神社近く高燥閑雅の地にある。建物は昭和三年十月廿日松平伯爵家の寄付を受け昭和四年三月之が引渡を了して同時に移轉改築請負工事に付し契約を締結し其の上國有林六反餘の無償貸付を受け昭和四年八月竣工したものである。而して同年十一月法人組織の許可あり直ちに事業實施に着手した。當院の維持方法は基本金より生づる収入と特志家の寄附金、市の補助金によつて諸經費に充てる計劃である。

八、高松尙武義會

明治二十七八年の戦役に際して出征軍人及其の遺家族等に金品を授與して救恤し職業を與へて其の家政を助けさせる方針の下に篤志者を募つて本會を創立したのである。

然るに明治三十七八年戦役に當つて救護すべきものが益々其の數を増したので大いに擴張を期し海軍用麥藁帽子の製作を開始し被服類の縫製と共に相當の成績を挙げつゝ今日に至つてゐる。

九、財團法人讚岐修齊會

本會は西濱町十三番地にあつて、司法保護事業を行つてゐる。

明治三十三年高松監獄典獄高木光久氏の創立せられたもので、當時は讚岐免囚保護院と云ひ、規模極めて狭小で實績を擧げるには至らなかつたが、明治四十四年現在の理事今里遊玄院長となつてから、諸般の改革を斷行し、翌四十五年讚岐修齊會と改稱すると同時に今里遊玄並に當時の典獄中村忠直設立者となつて、財團法人の出願をなし大正元年八月二

十九日許可せられたのである。其後有志の寄附によつて現在の地に會館を建築大正十一年四月國有鐵道割引證發行保護會に指定同年六月内閣賞勳局總裁から公益團體と認定せられた。

大正十二年二月少年保護司の職を代行する保護會に司法大臣から指定せられた。

大正十二年以來毎年御内帑金を下賜せられ、司法省から毎年三百二十圓乃至五百圓本縣から同九百五十圓乃至千二百圓市から同二百圓交付せられてゐる。

一〇、財團法人讃岐共榮會

本會は中小住宅の貸付、小口生業資金並に小住宅資金を貸與し人事の相談に應ずるために設立せられたものであつて大正十四年十二月五萬圓の篤志者寄附金を以て財團法人を組織したのである。

世界大戰後人口の都市集中の傾向は愈顯著となり一面物價の騰貴による建築材料の昂騰があつて住宅建築數が激減したため住宅の拂底家賃の暴騰を招來し市民生活に一大脅威を加へ、これが救済策緩和策の必要を痛感させられることゝなつた。

本會に於ては四萬五千餘圓を以て貸屋を設備し參千餘圓を以て小住宅資金に融通し、その家賃及利息の收入を以て生業資金貸與の途を設け生活の確固たる保證を與へやうといふ方針で實施繼續して今日に及んでゐる。

第二項 臨時救恤

一、米價調節會

大正七年初夏歐洲戰亂の餘波諸物價の騰貴となり就中日常の食料たる米價は壹石三十圓臺より四十圓に騰り遂に五拾圓を突破する暴騰を示した。

之が爲に全国的に生活を脅さるゝもの多く諸方に米騒動なるものが續出するに至つた。この形勢を見て市内に之が救済を志すもの多々ある中に三井水忠、桑原喜平次、中村峻久、宮脇仲次郎の四氏は米價調節の主唱者となつて本會の設立を見たのである。

大正七年八月九日高松商業會議所に創立總會を開き役員選舉をなし、設立事務所を市役所内に置き、各常務委員は連日事務所詰切つて一般寄附金の募集米麥の配給其他各種の事務に忙殺されたが、同月十四日に至つて突如として市内に起つた米騒動も大事件とならずして終つたのは本會關係者並に市内有志の甚大なる努力の賜であつたのである。

本會設立によつて市内各方面の同情は救済資金たる寄附となつて現はれ僅一ヶ月餘にして約參萬圓の醸金を得、内外米を大量に購入して廉賣する一方窮民に對しては麥二合米一合計三合を施與した。

廉賣に對する希望申込は延人員三十七萬五千七百九十人殆んど全市全町に及ぶ効果を擧げたのである。

二、高松共濟會

大正七年八月二十八日創立總會を開催し、米價調節會の精神事業を繼承して細民救済、日用品の特價販賣をも行つて

居たが大正八年六月三十日解散して財産法人高松共済會に財産其他一切を引繼いだのである。

第三項 醫藥救濟

一、財團法人高松共済會

本會の事業として相當の成績を收めてゐるが他の事業に比べて稍遜色があるは本市に病療保護機關が多數であり、従つてこれが保護を受ける位置にある人々も日本赤十字社香川支部に或は愛國婦人會香川支部或は高松醫師會に求めて本會に求むる事が乏しかつた様である。

本事業はもと天神前松本貫四郎の寄附金壹千圓を基礎として、本市に於て特別會計として取扱ひ、此より生づる利息金を以て救濟事業を行ひつゝあつたので、大正九年度から該事業を共済會に於て繼承することとなり、同年四月一日から救濟事業を開始したのである。其後財團法人高松共済會が解散したので現在は本市社會課に於て取扱つてゐる。

二、高松市立診療所

本診療所は市内五番丁五十一番地舊高松稅務署跡に開設せられてゐる。

年と共に深刻な生活苦に悩まされてゐる多數の市民が多年要望して來た無料及輕費診療が出来る様になつたのは市立診療所が創設せられてからである。昭和六年二月市當局は之が所要經費を市會に提出したが満場一致を以て可決せられ市民は喜んで其の通過を祝福した。開設科目は内科、小兒科、眼科及びレントゲン科の四科であるが、開設當初のこと、

て各科に亘ることの出来なかつたことは止むを得ないことである。

開所以來の成績は極めて良好であつて市民で本所を利用する者は頗る多く毎日患者殺到して建物の狹隘を來たし業務上支障が少くない様になつた。

高松市立診療所規則

第一條 本所ハ本市中産階級以下ノ住民ノ診療ヲ爲スヲ以テ目的トス

前項ノ該當者ハ所長ノ認定ニ依ル

第二條 診療ハ所内ニ於テノミ之ヲ行ヒ出張診療ヲ爲サズ

但シ現ニ診療中ノ者ニシテ重患トナリタルトキ及ビ公費ノ救助ヲ受クル者ニテハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 診療ヲ受ケムトスル者ハ診療所ニ申出テ診療券ノ交付ヲ受クベシ

第四條 本所ニ於テ取扱フベキ診療ハ内科、眼科及小兒科トス但シ簡易ナル診療ハ各科ニ亘リ之ヲ行フ

第五條 本所ノ休日及執務時間ハ市長之ヲ定ム

第六條 市長ハ政府其ノ他ト契約ヲ締結シ其ノ定ムル所ニ據リ第一條以外ノ者ノ診療ヲ爲スコトヲ得

第七條 前各條ニ定ムルモノ、外本則ノ施行ニ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三、トラホーム治療所

大正四年四月から西濱校にトラホーム治療所同十年四月から新瓦町校、鶴屋町校の二ヶ所にトラホーム治療所を設置して一般市民の洗眼に従事し、且つ醫師一名看護婦五名をして、各小學校兒童の洗眼に従つて居たが、就學兒童年を逐ふて増加するにつれ「トラホーム」患者益々多きを加へ、殊に東濱、栗林、龜阜の三校は重症患者夥しく到底今までの看護婦にては豫防治療に關して不徹底なので、昭和二年から前記の三校に治療所を増設して、六ヶ所として看護婦三名を増員し八名となつた。

更に昭和四年四月から四ヶ所増設して、専任市醫一名看護婦十名にて十ヶ所の治療所を完成し、兒童並に一般市民の洗眼及び点眼施術を行ひ「トラホーム」根絶に努めて居たのである。

昭和六年四月市立診療所が創設せられると共に、同所の眼科醫が之に當ることゝなつて、今日に及んでゐる。

四、高松醫師會實費診療並に施療

明治二十五年本會は早くから貧困者階級の救済を重視し同情して無料診療を開始した。當時から十數年間は相當多數の希望者が施療券を持參して診療を受けてゐたが時勢の變遷して來た結果今日では希望者はあるが施療券に依る者は殆んど其影を沒した。

又昭和三年十一月から實費診療事業を開始して左の規程によつて今日に及んで居る。

一、本會は昭和三年十一月一日から御大典記念事業として實費診療を行ふ。

一、診療部事務所を本會立産婆看護婦養成所内に置く。

一、診療所は會員各自の診療所内に設く。

一、診療患者數は一會員に付毎月三名以上十名以内を限度として會員各自任意之れを豫定し本會に申出づべし。

一、本會は實費診療に要する特別診療券を發行し會員の申告數に基き豫め之れを配付す。

一、患者數豫定に達せず殘存したる診療券は翌月分に繰入れ不足數を補充すべし。

一、診療券の有効期間は主治醫が發行したる月限りとす。

一、會員は別紙様式により毎月診療せし患者氏名、年齢、病名、診療日數等を翌月五日までに本會へ報告の義務を負ふ

一、患者の資格は月収六拾圓以内及び之れに準ずるものと認め得るものとす。

一、本規程に基き患者より徵集すべき報酬は左の如し。

○診察料、任意徵集するも可及的低減す

○藥價は本會規程の四割引とす

其の他之れに準ず

五、日本赤十字社香川支部

明治二十二年大日本赤十字社香川委員部を設置したが同二十七年七月香川支部と改稱して支部を内町に置き條例及定

欸に従ひ戦時又は天災地變に際し傷病者を保護する外平時に於ては國民の健康を増進したり疾病の豫防や苦痛の軽減を圖るために必要な各種の事業を行ふてゐる左に其の概要を列記して見ると、

戦時救護準備

赤十字社が戦時に於て救護の事業を遂行するには之に當る人と之に要する材料とを準備せねばならぬ。此の準備定員は本社及各支部にて分擔が定まつてゐるが當支部は救護醫員八名救護看護婦長八名救護看護婦百二十名で之を以て看護婦組織の救護班三箇を編成することになつてゐる。現在救護員は救護醫員三名救護看護婦長三名救護看護婦九十四名で尙多數不足してゐるが、昭和九年迄には毎年十六才以上二十五才未満の女子から看護婦生徒を採用し三年間社費を以て當支部病院に委託して教育し卒業後之に救護看護婦を命し十二年間何時でも本社の召集に應ずる義務を負ふことになつて居る。

災害救護

地震、火災、洪水、暴風等の天災地變其他公衆の災害に基因する傷病者は機宜を失はず之を救護し其の苦痛を軽減することは最も必要である。當支部は常に救護員及救護材料を備へて突發事變に際し敏速に活動し得られる様準備してゐる。結核豫防

本社は明治四十年第八回萬國赤十字總會決議の趣旨に基き結核の豫防撲滅事業を実施することとなり當部は大正三年度より結核療養所を設けて貧困なる同患者を收容して之が治療を爲すと共に縣内開業醫十三名に委嘱して治療に努力してゐる。

此の外結核豫防會及縣醫師會其他と提携して豫防撲滅に努めてゐる。

巡回診療

傷を負ひ又は病氣に悩みながら経費の都合上治療を受けることの出来ない者を救護するため近効の者は支部病院郡部遠隔の者は大正十四年以來巡回診療班(醫員、調劑員、書記、看護婦)を組織して順次各町村を巡回して診療及投薬をしてゐる。

少年赤十字

當支部に於いては大正十三年に團則を定めて以來之が設立數を増加し昭和四年末現在四十五團団員數一萬二千三百九十一名の多きに達す。

六、愛國婦人會香川県支部

明治三十四年七月支部を内町日本赤十字社香川支部に併設して本會の目的たる戦死並に準戦死者の遺族及癩兵を救護する外必要なる救濟事業に活躍してゐる。其の主なる事業として

救護救濟事業

戦死並に準戦死者の遺族及癩兵等で生活に困窮して居る者は勿論一般家庭の者でも申請に基き必要と認めたる者に対しては豫算の範囲内で救護救濟する。

妊産婦保護事業

各市町村に委託産婆を置いて經濟上困窮して居る妊産婦に對しては市町村役場に申出でると適當と認めらるゝ者には委託産婆を助産に出し且つ産具を整へ産前産後の手當を無料でしてゐる。

兒童健康相談所

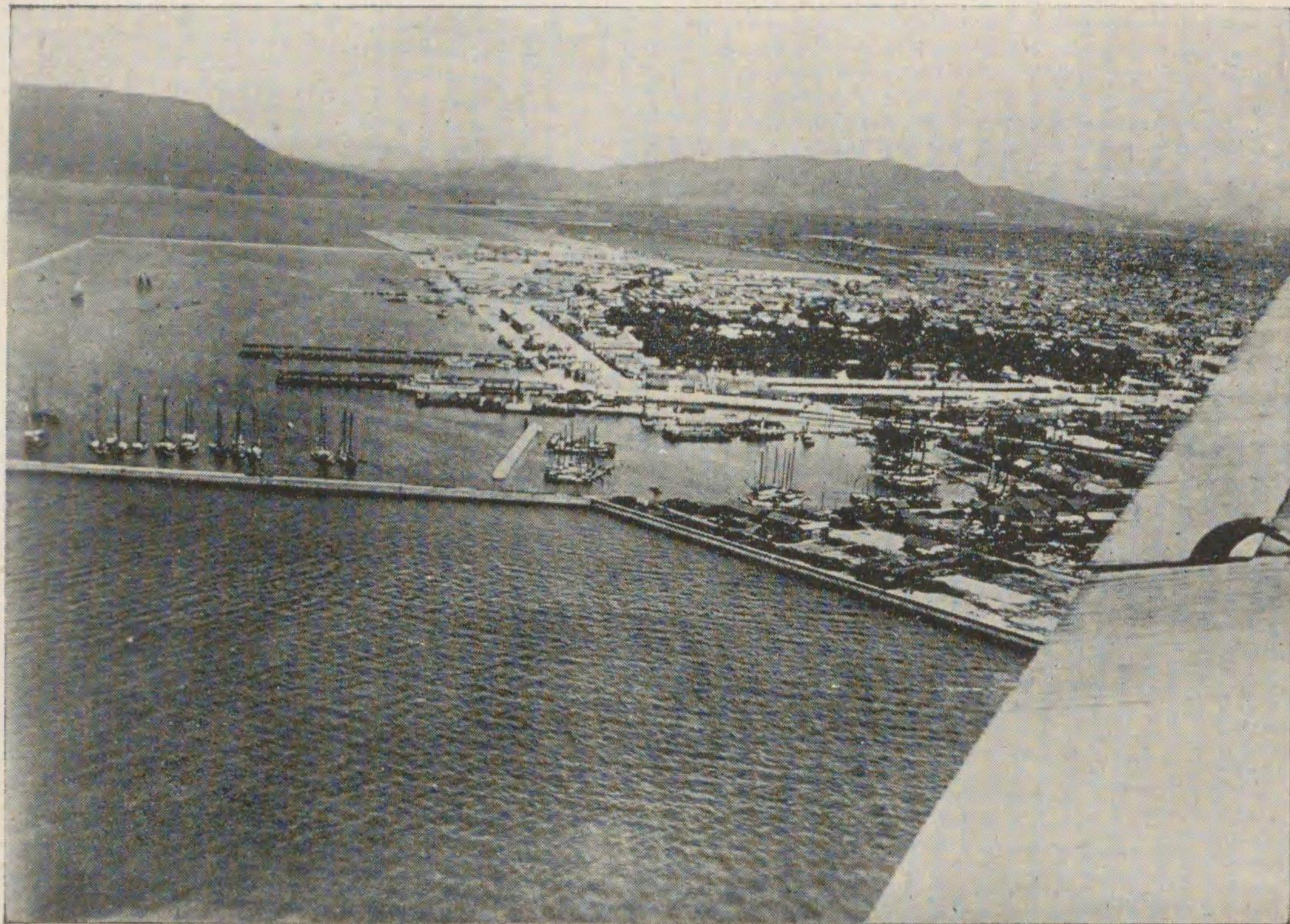
乳幼兒保護事業として健全なる國民を育成するため兒童の健康相談所を開設してゐる。此れは小兒科の専門醫師に委嘱して子供の健康相談に應じるので勿論無料である。

農村託兒所

農繁期に於ける子供の保護教養を全からしめるため又家庭作業の能率を高からしめるため町村に於ける本會員及本會の關係學校職員に囑託して昭和二年度から毎年各地で託兒所を開いて居るが、昭和六年には開設箇所七十七收容兒童總數實に六千有餘の多きに達してゐる。

社會教育

毎年諸種講習會或は講演會を開いて一般婦人の智徳の向上を計つてゐる。



高松港



高松驛

第六章 交通運輸

第一節 藩政時代の交通運輸

第一項 道路

主な街道は常盤橋を基點として東西南の三方面に擴がつてゐた。

丸龜街道は兵庫町を西進して郷東に出で鬼無、端岡、國分、坂出、宇多津を経て丸龜に達してゐた、金比羅街道は丸龜町を南に向つてお林の分れ股を右にとつて圓座、陶大橋、瀧宮、岡田、榎井を経て琴平に達するもので金比羅參詣のために作られたものである。

佛生山街道はお林別れ股を左に南進して行くもので藩主が歴代廟所への參拜道といつてもよい。

長尾街道は通俗に上道と云つて御坊川から池戸、平木等を経て長尾に至り譽水、三本松を過ぎて引田に達するものである、志度街道と云はれる下道は松島から春日川、牟禮、志度、津田、三本松を経て引田に達するもので上下の兩道は三本松で出會ふて東進し逢坂峠を越えて阿波に入つてゐた。

其他に間道と稱するものも處々にあつたが記述する程のこともない。

第二項 橋 梁

築城以後外堀の大手に架けられた常盤橋が橋としての誇を持つ位で橋らしい橋は殆んどないと云つてもよい程である

この橋は今の所謂常盤橋と云はれてゐる丸龜町、片原町、兵庫町の四つ辻になつてゐる處へ架かつてゐたもので南北に二米突七三幅九米突一高欄付の木桁橋であつた、古老に聞くと當時この橋邊りの守備は仲々嚴重を極めたさうである。其の他新橋、千代橋、高橋等は古くから架せられてゐた様であるが取り立て、云ふ程のこともない、郷東川の橋は維新以後作られたもので昔は藩の防備上架けられて居なかつた、矢張りこの川にも時によると川止等もあつたと云ふことである。

第三項 通信

舊藩時代の通信の主なるものは江戸へ書状を送ることであつた、普通に飛脚と云つて居たのは専ら藩廳の公信を發送するために置かれたもので書状の送付方は各驛の繼立をするのでなくて一人持付けの制であつた、特に至急を要するものは早飛脚によるか又は各驛繼送によつて道程の短縮をはかつてゐた。

藩士並に其の家族の通信は其の飛脚の出發以前に之を依托して置いて發送することに定められてあつた。

普通飛脚で江戸迄の所要日数は十四五日位で早飛脚は四日半で到達する豫定になつてゐた。

尙藩關係以外の者は飛脚問屋並に荷物問屋に依頼して書状、金錢、荷物等を送達して貰つてゐたが仲々費用を要して居たと云ふことである、其の飛脚も途中川止等に遇ふと日數の豫定は出来ない程に遅延することが常であつた。

第四項 水運

藩政時代の水運は甚だ幼稚で、今日から見ると全く隔世の感があつた、三四百石積の日本式帆船が唯一の交通機關で其れすら定期航海等は思ひもよらぬことであつた、藩の公用船は常に堀川の御船藏に止め置いてあつた、商人用ものは東濱港に碇泊してゐて積載貨物は、こゝから陸揚げして鹽屋町、通町邊りの問屋に取引させられてゐた。

藩主が江戸へ參勤する折は堀川を出て屋島長崎の鼻を迂回し庵治の御殿を経て北進備前の牛窓又は其の他の地に着いて海岸を東進、風波の激しい時は島陰、岬陰に船を止めつゝ大阪に達して陸路江戸に上る時と、牛窓から直ちに陸路を東行して江戸に至る場合とあつた、しかし本藩の水運は其の時代の日本に於ては有力な方で「藩主座乗の藩船が、旗指物を押し立て、單縦陣を作つて玉藻浦を船出する勇壯な有様は今も忘れられぬ」とは九十翁の話である。又藩が船方衆を取締るためには左の船方法令を定めて嚴守させて居た時であつた。

船方法令

- 一 曰毎月船與力當巡浦
- 二 曰火災之時自船與力及船頭至執楫水主當至船藏
- 三 曰於領内浦浦不論諸士輕輩及乘船出入用切手而渡部大和當爲裏伴（但預可取置藩士合判）
- 四 曰有上使過干浦浦及其所告之達之於老中令船與力至其所導引上使且可馳走
- 五 曰有使者至干西濱東濱干之時船與力至干其所不論入船出船出案内船且可馳走
- 六 曰船與力朝夕當察知東濱西濱渡海之運賃若皆定法過分取之及脚夫所乘運賃如定法取之乎否但憑西濱東濱兩所川口番人緒方傳兵衛抱者當問知様子認如船往還當令無違

- 七 曰告於浦浦有寄物則其所村目附可書寄物品於扣帳開五所遠見番所者於見之則當托置其品於其番人
- 八 曰每歲正月廿日當改浦浦船
- 九 曰如破損船不限何時當以牒指引
- 十 曰家貧有賣船不拘何時當以牒指引
- 十一 曰如西濱東濱夜廻每夜令與力各一人爲番可爲夜廻
- 十二 曰西濱東濱兩所有捕者時與力可出不嫌船頭執揖水主與力指圖相率其人當至
- 十三 曰朝夕當聞知浦浦船至他國爲驕奢且總行無法乎否
- 十四 曰有船藏入目不限何品當令立合察之
- 十五 曰如勘定可與篠原莊右衛門（職俸不詳）相議
- 十六 曰自西濱出入船切手則當番與力書之於扣帳當爲裏判於手形但如荷物船自西濱當出入載人船則自川口當出入
- 十七 曰自領內浦浦告有破損船則船頭或執揖當速行令破損船人無失荷物及船道具若告有紛失則詳遂穿鑿無相違則當取其
所政所手形政所當取船主荷主無紛失之手形並當同伴屬郡奉行（所謂郡代組乎）但有死人則達之橫目當同伴押者
- 十八 曰有荷物船破損如 御公儀法令揚荷物當授骨折直於揚荷物者
- 十九 曰無荷物船此亦如御公儀法令爲浦役不可取骨折直
- 二十 曰不限何品有船藏取置惡當番與力可爲不念故當番與力當自早天巡船藏
- 二十一 曰不限船頭執揖水主者有不用與力下知則當如法令辜之

- 二十二 曰出入西濱川口如渡部大和家頼則以大和所印板札可令出入其餘以銘々切手可令出入
- 二十三 曰諸士不及言至輕輩令水主者無爲慮外并雖有親類親兄弟不可出入于諸士屋敷
- 二十四 曰遣水主者於諸所之時每度當爲令又領內不及言於他領亦勿苛察
- 二十五 曰不論船頭及執揖水主以上乘等事遣諸所之時當番與力每度當令法度趣
- 二十六 曰他領獵船至領內浦浦則朝暮當注進進至則改人數及年齡及宗旨自其所政所組頭（蓋獵船在政所組頭所也）當
取非胡亂者之手形而其獵船去復注進之於渡部大和當返嚮所取手形
- 二十七 曰日日所達于役所之 公用當番與力當告之於渡部大和
- 二十八 曰授扶持米於浦浦水夫至他國則一日每一人以一舛泊領內則亦一日每一人以一舛但其日歸則每一人以七合五勺在
船藏亦一日每一人以七合五勺又及午刻至船藏每一人以五合自未刻至晚至船藏則每一人以二合五勺而以此法臨時指引
當用之追加
- 一 曰及 公往還大阪自浦浦役船至以本牒當改考嚮所定船石積及其船善惡
- 二 曰當撰水夫善惡
- 三 曰背嚮所令役船石積出小船者可爲曲事
- 四 曰背嚮所令役船石積出大船者定法水夫外應其船石積當自其浦令增出水夫
- 五 曰每年正月廿日當書領內改船於牒面而造作船及賣買船自正月迄五月隨其所改船石積可令爲諸役自六月迄極月雖所
改船違故船石積令爲諸役隨故船石積當令之船方記

商人船は多く山陽道海岸を大阪へ向ふか直ちに播磨灘を乗切つて大阪へ達するから客も乗れば荷物の運送にも従事した、特に荷物の送達で讃岐砂糖を大阪へ移出するについては船方と問屋との間に六ヶ敷い契約が成立されてゐた。

第三節 明治維新後の交通運輸

第一項 道路

志度街道 海岸線で志度を経て阿波徳島撫養に達す
長尾街道 中央線で長尾を経て丹生に至り海岸線に合す
安原街道 南に出て浅野、安原を経て阿波脇町に至るもので明治二十八年の開通で従来清水越と稱し難關であつたが今は交通頻繁になつてゐる。

圓座街道 南に出て圓座、瀧宮を経て琴平に至り延て高知、松山に行く
琴平街道 西に出る海岸線で坂出、丸龜を経て観音寺に出て伊豫に行く

右の様に本市を中心とし東南西の三方面に向つて放射してゐて交通上の要地を占めて居る。現在市内道路の延長は國道六軒〇一七、府縣道十軒〇四二、市道百七十二軒三五一米突である。路面は昔のまま凹凸の甚だしい處もあるが近時改修せられて漸次向上せんとしてゐる、殊に數年前から各町は競ふて舗装工事に従事してゐるので市内目抜の通りは昔日の面目を一新してゐる、今日迄に出來上つてゐるものは、國道一軒三八〇米突で面積九十七「アール」六九府縣道一軒三二七米突で面積六三「アール」七四、市道四軒四五三で面積百九十四「アール」四四である。而して昭和三年九

月二十七日付内閣の認可を得た本市都市計畫街路の完成せられた時は明るい理想郷を實現するであらう（街路網については都市計畫の項にゆづる）

第二項 橋 梁

市中に大河の貫流してゐない本市は他の都市に見る外觀の壯麗な橋梁は只の一つもない、當然とは云へ景物として物足りない氣がする。

現今市内に架けられてゐるものは六十八でどれも小川をつなぐ小橋で幅四五米突から十米突位で長さも大體其れ位のものである。

比較的大きくて壯麗なものは玉藻橋で長さ二十六米突、幅九米突、大正二年十一月福岡埋立線に架けられたアーチ形高欄付の鐵筋コンクリート橋である。

其他新橋、築地橋、玉川橋、西新橋、水道橋、御坊川橋、郷東橋等はいづれも長さに於いて幅に於いて本市としては橋らしい橋に數へたし。

第三項 鐵道軌道並に諸車

一、鐵道省線

本線は初め讃岐鐵道株式會社の經營であつたが、明治二十二年多度津を起點として、琴平に至る十一軒三六六米突、

同じく丸龜に至る三籽四〇〇米突を敷設し、同三十年に至り本市への二十五籽九一〇米突を延長したのである。同三十年高松港が落成して、同三十七年山陽鐵道に連絡しついで同鐵道株式會社に合併し、同三十九年十二月一日遂に官有に歸したのである。

當時停車場は西濱新町にあつたが、四十三年七月一日現在の地に新築移轉して今日に及んで居るのである。爾後の沿革大要の内高松に關するものは左の通りである。

年	月	概	要
明治	四三、一二、一一	連絡貨物輸送、内國通運會社契約解除直營トス	宮津航路ヨリ曳船トシテ橋立丸轉屬
同	四四、二、一一	土庄寄航を廢止、高松土庄間連絡開始(橋立丸)	
同	四四、一〇、一	高松土庄間連絡廢止	
同	四四、一一、二九	高松港鐵道専用棧橋使用開始	
大正	六、五、一	新造船水島丸就航、橋立丸青森港へ轉屬	
同	九、九、二二	汽船橋立丸青森港ヨリ轉屬	
同	一〇、一〇、一〇	宇野高松間貨車航送開始	
同	一〇、一二、一七	高松鐵道治療所開設	
同	一一、四、一一	各車瓦斯設備實施、瓦斯壓縮所開設	
同	一二、七、一	新造船山陽、南海丸就航	

同	一三、三、一	高松列車電燈所開設
同	一四、八、一	高德線高松志度間開業
同	一四、一二、二一	栗林驛開業
昭和	二、四、三	豫讃線松山驛迄延長
同	三、四、一五	讃岐津田、引田間開業
同	四、四、二八	讃岐財田、阿波池田間開業
同	四、七、二〇	高松棧橋待合所改築
同	四、一一、二八	新造船第一宇高丸就航
同	四、一二、一九	高松棧橋移轉
同	五、二、二七	松山南郡中間開業
同	五、四、一	高松宇野間貨車自動航送開始

高松電氣軌道株式會社

本市長尾間を連結してゐる高松電氣軌道株式會社は明治四十二年十月廿八日の創立で小田知周、北村苟吉はその創立者である軌道の延長十四籽四分で資本金三十萬圓、現社長は北村苟吉、客車九臺貨車二臺を以て東讃中部方面との交通運輸業に従つてゐる。

琴平電鐵株式會社

本市琴平間を連絡してゐる、琴平電鐵株式會社は、大正十三年七月廿八日の創立で現社長大西虎之介は其の創立者である。軌道の延長三十一軒三分で資本金五百萬圓である。琴平參詣者から時間經濟上重寶がられてゐる。

四國水力電氣株式會社屋島遊覽電車並に市内電車

本市志度間の連絡線であつた東讚電氣軌道株式會社が四國水力電氣株式會社に合併せられたのは大正五年九月五日で名稱も四水屋島遊覽電車と變更して主として屋島登山者のため利用せられてゐる、延長十四軒四分である。昭和七年に於ける資本金二千二百九十九萬五千圓（當會社全資本金也）で社長は景山甚右衛門である。尙ほ市内電車は公園築港間二軒三分の複線を敷設してゐる。

鹽江溫泉鐵道株式會社

琴平電鐵佛生山驛を起點として鹽江溫泉に至る十六軒一分のガソリンカーである。昭和四年十一月十二日開通したもので資本金七十五萬圓で社長は大西虎之介である。

其他近年鐵道軌道以外で本市の交通運輸に使用せられてゐるものは自動車、自轉車、人力車、荷車等で明治初期から用ひられてゐた、金輪の人力車、猫車、金輪の自轉車等は同三十年頃から姿を没してゐる。

左に大正四年、同五年並に昭和六年の本市に於ける諸車使用表を表示して見ると

別種	年度	大正四年十二月末	大正十二年十二月末	昭和六年十二月末
自動車		1	30	96
自動貨物車		1	1	24
自動自轉車		1	34	30
自轉車		855	4,106	6,975
貨物用自轉車		1	355	960
荷積牛馬車		1	66	85
荷積車		1,065	1,603	1,246
人力車		151	221	197

第四項 通信

郵便—高松郵便局

明治五年七月一日本市片原町に郵便役所を設置せられて以來左記變遷を経て今日に至つてゐる

明治六年二月 三等局となる

同 八年十月 二等局となる

同 九年九月 兵庫町に移轉

同 十年三月 玉藻城内に高松電信取扱所を設置

同 十年十月 高松電信分局と改稱
 同 十一年七月 内町に移轉
 同 十八年十二月 遞信省を置かれ郵便電信の事務悉く同省に移管
 同 十九年三月 丸龜に遞信管理局を置かれ其の管下に屬す
 同 二十年三月 高松電信分局を高松電信局と改稱
 同 二十年十月 二等局となり南新町に移轉
 同 二十二年七月 郵便電信を合併して一等局となり讃岐國一圓を監督す
 同 二十四年九月 内町に新築し之に移轉
 同 二十六年一月 二等局多度津局監督區内となる
 同 三十六年四月 一等局となり管理通信工務會計の四課並に庶務課を置き四國一圓を監督す
 同 四十三年四月 神戸遞信管理局の管下となる
 同 四十四年五月 臨時發電水力調査局廣島支局高松出張所を當局内に設け四國一圓の調査に當る
 大正 二年六月 西部遞信管理局設置と共に同局監督區内となる
 昭和 六年九月 保險課を設置
 尙ほ高松本局の支配下にある二等局數は八、公衆電話五、郵便切手類賣捌所八十四、郵便函數九十である

第五項 水 運

明治七年頃舊高松藩士田中庄八が大阪を起點として神戸、高松、多度津間の旅客荷物の運輸を始めてから二、三年を経て大阪川口屋清右衛門、神戸安藤嘉左衛門及田中庄八等松平頼聰其他二名の共有する汽船金刀比羅丸の讓與を受け共に三港社を創立した。爾後海運業漸次隆盛に赴き大阪宗像市郎所有太陽丸、飛燕丸は阪神多度津間を岡山偕行社所有第一凌波丸、第二凌波丸は阪神岡山間を航行する様になつたので庄八は各船主に交渉して終に高松に寄港せしめるとなつた。

しかし高松港は海底が極めて浅いため汽船はもとより舢舨さへも自由に進退させることが容易でなかつた、故に干潮の時は一々乗客を背負ふて舢舨に乗せなければならぬ状態であつた。そこで田中庄八は明治十三年下横町北方海面二百三十二「アール」を自費で埋立てることを出願して許可を得先づ百三十六米突の防波堤を築いて旅客をして直に舢舨に乗降させる様にしたのである。其の當時の寄港船舶は十五艘で航路は大阪、神戸、多度津、廣島、尾ノ道、關門等であつた。其後數回の改修工事が行はれて港の面目は一新し今日では内海有數の良港となつたのである（高松港参照）
 又大正十年十月十日からは高松、宇野間の貨車航送も實現せられて交通運輸の便は益々加はつて行く有様である。

主なる航路は

- 岡山、宇野—二十籽九 大阪 港—百二十五籽五
- 神戸 港—百六籽二 別府 港—二百四十九籽四
- 宇品 港—百八十五籽一 下ノ關—二百八十籽

今 治 港—五十三籽三 三 津 港—百三十三籽六
 土 庄 港—十九籽三 丸 龜 港—二十七籽四
 多度津港—三十二籽二
 主なる定期船は

航 路 名	汽船數	寄港又ハ發港回數	經 營 者
大 阪 別 府 線	二 隻	一 日 二 回	大 阪 商 船 株 式 會 社
大 阪 大 分 線	三 隻	一 日 二 回	同
大 阪 山 陽 線	四 隻	一 日 二 回	同
大 阪 多 度 津 線	二 隻	一 日 二 回	同
大 阪 高 松 線	二 隻	一 日 一 回	同
岡 山 線	二 隻	一 日 二 回	尼 ヶ 崎 汽 船
中 國 線	五 隻	一 日 二 回	同
岡 山 支 線	三 隻	一 日 一 回	同
大 阪 新 居 濱 線	二 隻	一 日 一 回 乃 至 二 回	大 阪 住 友 汽 船
高 松 北 浦 線	一 隻	一 日 一 回	浦 島 汽 船 取 扱 店
高 松 小 豆 島 線	三 隻	一 日 二 回	内 海 汽 船 株 式 會 社
高 松 宇 野 間 連 絡 船	三 隻	一 日 六 回 往 復	鐵 道 省

高 松 港

舊藩政の際から地勢上東濱港は商船の出入に西濱港は漁業者の専用に堀川港（今の新湊町三丁目高松驛南附近）は藩船の繋留に充て、居たが維新後は等三港を高松港と稱することゝなつた。明治二十六年築港の議が起り二十八年三月縣費を以て調査を終了した之れ高松港築造の第一歩であつて其の設計は堀川港へ數百噸の汽船を繋留出来る突堤を築造せんとするものであつて明治三十年六月十八日を以て起工したのである。

其後既定の計畫に變更を加へ元の堀川港全部と其の海岸一帯の水面を埋立てることゝし二年八ヶ月を費し明治三十三年三月八日工事が竣成したが明治三十四年更に水面積八萬坪を包擁する東西二條の防波堤を築き尙其外港内主要部浚渫堀川港及沿岸の埋築棧橋の築設工事等を施し滿三ヶ年の星霜を経總工費約參拾參萬圓を以て完成した其工事概略は次の様である。

第 一 次 工 事

- 西 突 堤 長五百五十五米突
- 東 突 堤 長五百米突
- 東方繼足波止 長九十米突
- 荷 揚 場 延長二百五十五米突、此面積十三アール二

防波堤 長 百六十二米突は第二次工事の際取却する。東突堤全部第三次工事除却する。

浚渫は港内干潮面以下〇、九米突乃至三米突にして總面積九「ヘクタール」三餘

埋立は總面積四「ヘクタール」餘

第一次工事

船溜突堤 長百六十一米突

東防波堤纒足 長十二米突

棧橋 總長百五十三米突八

荷揚場十四「アール」

浚渫は港内干潮面以下一米突五乃至三米突六で總面積十「ヘクタール」一餘

埋立總面積 六「ヘクタール」六餘

明治三十四年の入港汽船總數二千九百二十隻帆船約三百隻であつたが大正十年には汽船一萬二千三百四十四隻帆船一萬七百十八隻の多數に達した。更に昭和二年に於ては汽船一萬九百二十隻帆船一萬八百五十八隻となつた。

斯くの如く年と共に貨客船舶の出入著しく増加し本市を中心とする各種交通機關の發達殊に高松港との間に船車聯絡並に貨車航送の實施せられてから本港を利用する上に一新紀元を劃することゝなつて更に港灣擴張の必要を生じる様になつた。

茲に於て大正八年六月港灣調査會を設けて各方面について調査研究を行ふことゝなつた。

同十年六月内務省港灣調査會に於て本港を第二種重要港灣に編入せられたから其工事に就き國庫補助並に内務省直接施工の件を知事から稟請し愈々本港の修築計畫が樹立せられることゝなつた。

次で縣費支辨港として市は從來市に於て徴收してゐた港錢と共に縣に移管し大正十一年度から之を實施した。同十一年五月八日修築費の件を認可され大正十一年度より昭和二年度に至る六ヶ年繼續事業として工事費總額二百二十萬圓の内國庫補助百十萬圓を以て大正十一年七月一日内務省神戸土木出張所高松港修築事務所を設置し修築工事に着手したのである。

其の主なる工事は防波堤、浚渫、埋立等であつて港内水面積五十九「ヘクタール」五餘に擴大し二千五百噸級の船舶を出せしめ得ることゝなつた。其の工事概要は左の通りである。

第三次工事

水 深 二米突七 護岸延長九百六十九米突

水 深 一米突八 護岸延長九百八十米突

北防波堤 長八百三十六米突四

東防波堤 長七百九米突一

棧橋總長 百六十米突五 (鐵筋混凝土製) 幅員十米突九

燈臺 二燈 干潮面上約十三米突三 (鐵筋混凝土製)

浚渫主要部面積 十四「ヘクタール」八七六 干潮面以下六米突四

其他面積四十六ヘクタール二八二千湖面以下三米突六六六
 埋立總面積 六ヘクタール九四二
 別途縣營埋立面積 千四ヘクタール五四六ある

而して此工事は昭和三年三月に竣功した。當時市主催の全國産業博覽會は實に此の竣工を祝する記念事業であつた。築港完成と共に貨物の輻湊日を遂ふて激しくなつたので昭和四年五月十五日を以て高松臨港倉庫株式會社の創立を見るに至り主として貨物の保管留置の業務を開始した。

第六項 空中輸送

日本航空輸送研究所の航空艇が初めて高松に飛行して來たのは大正十一年十一月十五日であつた。横瀬式伊藤式の二機が着水して大阪朝日の市内版を輸送して市民に多大の感銘を與へた。今迄八九時間を要してゐた航程を一時間半に短縮したことは相當に運輸界の驚異であつた。次いで本市濱ノ丁海岸に格納庫を設けて益々組織の改善を行つた。大正十三年六月一等飛行生長尾一郎高松主任として赴任してから同十四年五月郵便飛行を開始して以來商業飛行として貨物空輸を行ひ今日では旅客飛行にまで發展して飛行機の實用時代を現出してゐる。殊に阪神方面との關係最も厚き本市は本研究所によつて、受ける利便は随分多大である。

時間表(日曜日休航)

大阪、高松、松山線 (旅客、郵便、貨物共)

下り 上り

大阪發	午後一時〇分	松山發	午前九時三十分
高松着	午後二時十分	高松着	午前十時四十分
同發	午後二時三十分	同發	午前十時五十分
松山着	午後三時四十分	大阪着	午後零時

貨物 賃金 四疋迄(約一貫六十匁) 壹圓

四疋以上一疋増す毎に二十錢

配達料 四疋迄 二十錢

四疋以上一疋増す毎に十錢

旅客 賃金

大阪松山間 金十八圓

大阪高松間 金十二圓

高松松山間 金十圓

第七項 旅館

本市は昔から島國の一角を占めて居るし、他の三縣との交通状況も餘りに頻繁でなかつたので旅館の必要も少なく設備に於いて接客法に於いて見るべき何物もなかつた。明治三十三年三月高松港の修築工事が竣成して以來阪神方面からの旅客を迎へる様になつて漸次進境を示して來た。

現在本市に於いては旅館七十を算してゐるが多くは普通旅客向きのものである。近時本市を遊覽都市として其れに相當する施設を行はなくては將來の發展上不利であると唱導して居る向も多く殊に指定せられる國立公園の中心都市としては是非共旅館の内容外觀を改善して旅客に満足を與ふべき様經營することは市民全體の大關心事でなくてはならぬ。

玉藻ホテルの完成によつて幾分觀光外人を收容することが出来る様になつたが未だ満足と迄は行かない。今一層進歩した洋式並に和式ホテルの創立こそ望ましいことである。

都市計畫

沿革

大正九年一月都市計畫法の六大都市に適用せらるゝや本市は都市計畫調査委員設置規定を制定し調査委員を設け事務を分擔して諸般の調査に着手した。

大正十年市會の建議に基いて本市を都市計畫施行地に指定せられたき旨内務大臣に上申し同年一月隣接東濱村同年十一

月栗林村を市に合併編入したため、市の面積人口一時に膨脹し、都市計畫促進の機運大いに熟し大正十二年三月都市計畫調査委員設置規定を改正し更に精査を遂ぐる事となつた。

高松市都市計畫調査委員規定

第一條 高松市都市計畫ニ關シ永久的施設事項調査ノ爲市制第八十三條ニ依リ臨時都市計畫調査委員ヲ置ク

第二條 委員ハ市會議員ヲ以テ之ニ充ツルノ外市會ニ於テ市公民中選舉權ヲ有スル者ヨリ十人ヲ選舉ス

第三條 市會議員ヨリ出ス委員ノ任期ハ市會議員ノ任期滿了ニ依リ市公民中選舉權ヲ有スル者ヨリ出ツル委員ノ任期ハ四ヶ年トス但補欠選舉ニ當選シタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第四條 委員ハ之ヲ區劃部、交通部、保健部、社會部ノ四部ニ分ケ其ノ配屬ハ市長之ヲ定ム

第五條 委員會ハ都市計畫ニ關シ重要ナル事項ノ調査審議ヲ爲ス其ノ概目左ノ如シ

一、區劃部 地區並ニ建築物、工作物等ニ關スル事項

一、交通部 港灣、道路鐵道等ニ關スル事項

一、保健部 上下水道、公園、病院、葬場、屠場、墓地等ニ關スル事項

一、社會部 市場其他社會的施設ニ關スル事項

第六條 委員會ハ部會及總會ノ二種トシ必要ニ應シ市長之ヲ召集ス

第七條 大正三年高松港灣改良委員規定ハ之ヲ廢止ス

大正十一年四月全市に亘る地形圖の作成を計畫し測量に着手し昭和二年十二月に至り縮尺三千分の一の地形圖の完成を

見るに至つた。此の間に於て大阪市都市計畫部長工學博士直木倫太郎氏を聘し實地踏査を行ひ講演會を開催し大正十四年八月には都市計畫展覽會を催して都市計畫の必要なる所以を鼓吹し大正十四年三月廿八日勅令第三十二號を以て都市計畫法第二條により指定せられたので本市都市計畫調査委員設置規定を廢止した。其後引續き區域街路地域等の決定がありいよゝ本市都市計畫實行の域に進んだのである。

高松市都市計畫調査委員規定（大正十二年三月改正）

- 第一條 高松市都市計畫ノ爲メ市制第八十三條ニ依リ臨時都市計畫調査委員ヲ置ク
- 第二條 委員ハ十人トシ市會ニ於テ市會議員中ヨリ七人市民中選舉權ヲ有スル者ヨリ三人ヲ選舉ス
- 第三條 市會議員ヨリ出ツル委員ノ任期ハ市會議員ノ任期ニヨリ市民中選舉權ヲ有スル者ヨリ出ツル委員ノ任期ハ四年トス但シ補欠選舉ニ當選シタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
- 第四條 委員會ハ都市計畫ニ關シ重要ナル事項ノ調査審議ヲ爲ス其概目左ノ如シ
 - 一、地區並ニ建築物工作物等ニ關スル事項
 - 一、港灣道路鐵道等ニ關スル事項
 - 一、上下水道公園病院葬場屠場墓地等ニ關スル事項
 - 一、市場其他社會的施設ニ關スル事項
- 第五條 委員會ハ市長之ヲ招集ス
- 第六條 大正九年高松郡市計畫調査委員設置規定ハ之ヲ廢止ス

認可公告

高松都市計畫區域左ノ通り決定ノ件認可ス

- 一、高松市
- 一、木田郡木太村
- 一、香川郡太田村ノ一部（大字福岡上、今里、松繩、伏石）
- 一、鷺田村（大字萬藏以北）

右公告ス

大正十五年五月十九日 内閣總理大臣 若槻禮次郎

高松都市計畫區域決定理由書

高松市ニ於ケル人口増加ノ趨勢ヲ見ルニ明治四十三年人口五六、六〇七人ナリシモノ大正八年ニ於テ六五、三九九人トナリ即チ十年間ニ於テ約一六％ノ増加ヲ示ス而シテ今本市ニ於ケル標準人口密度ヲ一人當リ「アール」三二トセハ其利用面積九七三「ヘクタール」ニ二三ナルヲ以テ大正二十一年ニ於テ人口七三、六〇〇人ヲ收容シテ飽和ノ状態ニ達シ其以後ニ於テハ専ラ其ノ郊外地ニ於テ人口ノ増加ヲ見ルヘキモノトス又本市ノ商工業ハ近時其ノ發達著シク各種ノ工場日ヲ追フテ建設セラレ加フルニ高松港ノ築港、高德、豫讚、土讚等各鐵道ノ完成亦近キニ在ルヲ以テ將來ニ於ケル本市ノ膨脹發展到底從來ノ比ニ非サルヘシ是ニ於テカ本市ノ都市計畫區域ハ管ニ現在ノ市域ノミナラス更ニ其ノ周圍ニ於テ市ト經濟的並ニ社會的ニ密接ナル相互聯關ノ關係ヲ有スル疆域ヲ包括スルヲ要ス

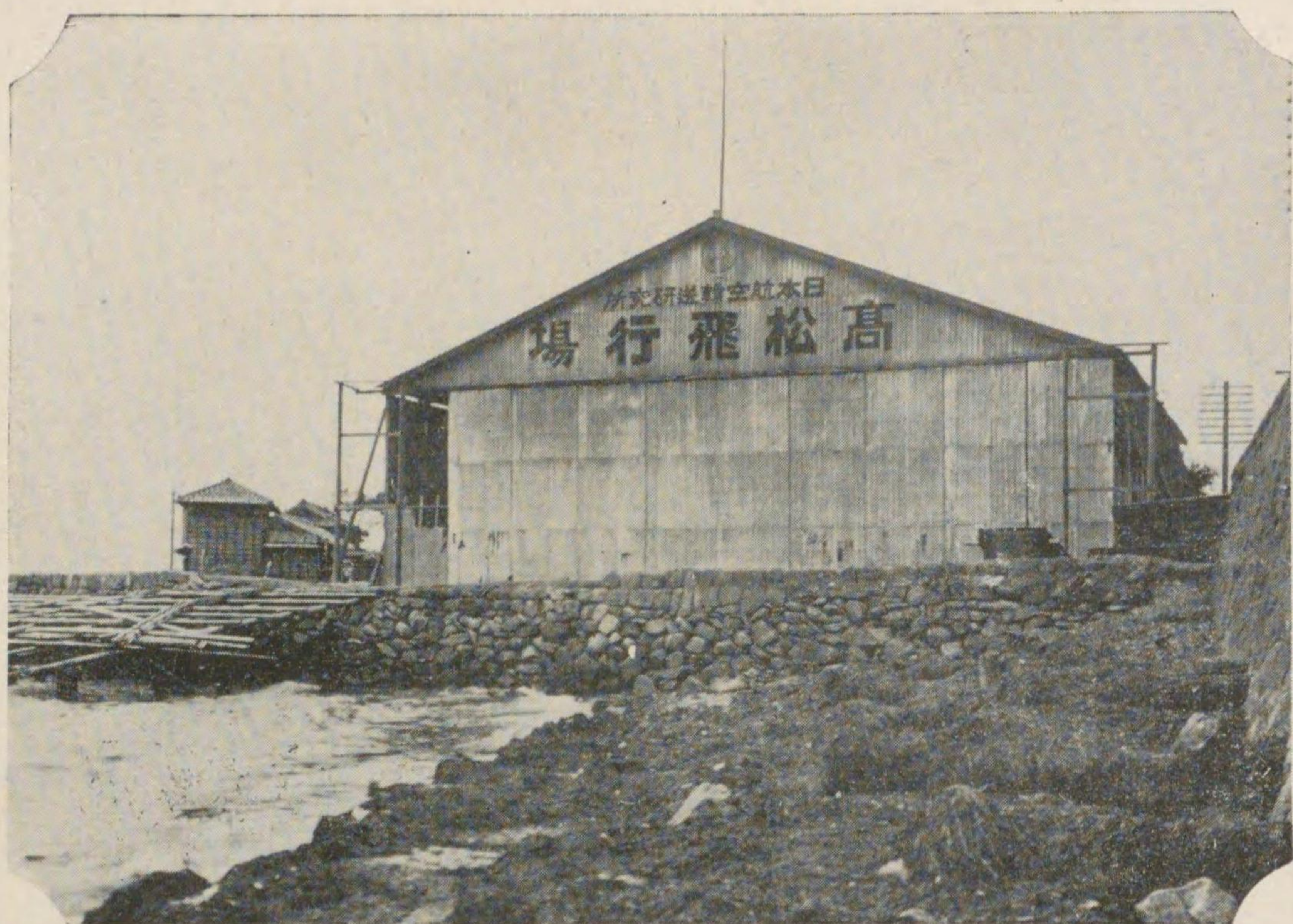
今之ヲ高松市ニ就テ見ルニ本市ハ北方瀬戸内海ニ面シ西方ハ山地ニ依リ劃セラルルヲ以テ將來ノ發展ハ主トシテ東南方ニ向フヘキハ自然ノ勢ナリ從テ市ノ中心地點ト目セラルル丸龜町北端ノ交叉點ヲ中心トシテ西方一哩半東方二哩南方三哩ノ範圍ハ今後交通機關ノ普及ヲ圖ルニ於テハ何レノ地點ヨリスルモ三四十分ヲ以テ市ノ中心ニ到達シ得ヘキヲ以テ此ノ範圍ヲ基本トシテ之ニ天然ノ地形、行政區劃等ヲ參酌シ以テ都市計畫區域ヲ定ムルヲ至當トス然ルトキハ東ハ木太村ノ全部及太田村ノ一部(大字福岡上、今里、松繩、伏石)ヲ含ミ南ハ鷺田村ノ一部(大字萬藏以北)ヲ包括スル區域ヲ得ヘク其面積二二六四「ヘクタール」二九七ニシテ現高松市ノ一〇五二「ヘクタール」五六二ニ比シ約二、〇五倍トナリ山地河川等ヲ除キタル利用面積八一九三六「ヘクタール」一九ニシテ之ヲ市内ノ利用面積九七三「ヘクタール」ニ比スレハ約一、九九倍トナル而シテ是等各村ハ何レモ將來好適ナル商工業地又ハ住宅地トシテ本市ノ都市計畫上不離ノ關係ヲ有スルモノナリ

前記區域ニ於テ將來包容シ得ヘキ人口及密度ニ付其許容量ヲ考察スルニ今標準人口密度ヲ市部ニ在リテハ一人當リ一「アール」三二(大正十四年國勢調査ニ依ル人口密度一人當リ一「アール」三五)郡部ニ在リテハ一人當リ二「アール」六四トセハ市部利用面積九七三「ヘクタール」二三三郡部利用面積九六二「ヘクタール」九七五ナルヲ以テ其收容人口ハ一〇、〇一三人トナリ大正四十七年ニ至リ飽和ノ状態ニ達スヘキヲ知ル。

街路網ノ決定

第一 街路ノ等級及幅員

一、廣路 幅員四十四米以上



高松飛行場



東濱港

二、一等大路ハ左ノ三類トス

第一類 幅員三十六米以上

第二類 幅員二十九米以上

第三類 幅員二十二米以上

三、二等大路ハ左ノ三類トス

第一類 幅員十八米以上

第二類 幅員十五米以上

第三類 幅員十一米以上

四、一等小路 幅員七米以上

二等小路 幅員三米以上

第二 街路ノ名稱

一等、大路第三類

第一號線 (高松港鷺田線) 二十二米—二十米

第二號線 (東濱栗林驛線) 二十五米—二十二米

第三號線 (五番丁木太線) 二十二米—二十米

第四號線 (五番丁西方寺線) 二十二米—二十米

- 第五號線 (壽町屋島線) 二十二米—二十米
- 第六號線 (壽町西濱新町線) 二十二米—十五米
- 第七號線 (中新町木太線) 二十二米—二十米
- 第八號線 (新濱楠上線) 二十二米

二等、大道第一類

- 第一號線 (中新町西濱線) 二十二米—二十米
- 第二號線 (玉藻栗林公園線) 二十二米—二十米
- 第三號線 (楠上元山線) 二十米—十五米
- 第四號線 (楠上櫻町線) 二十米
- 第五號線 (栗林公園太田線) 二十米
- 第六號線 (藤塚中野町線) 二十米
- 第七號線 (馬場前線) 二十米
- 第八號線 (内町線) 二十米

二等、大路第二類

- 第一號線 (玉藻本町線) 十五米

- 第二號線 (玉藻鶴屋線) 十五米

- 第三號線 (新濱線) 十五米

- 第四號線 (福岡松島線) 二十米—十五米

- 第五號線 (櫻町元山線) 十五米

- 第六號線 (宮脇西濱新町線) 十五米

- 第七號線 (西通町濱ノ丁線) 十五米

二等、大路第三類

- 第一號線 (内町栗林線) 二十二米—十五米
- 第二號線 (東濱線) 十二米
- 第三號線 (福岡木太線) 十二米
- 第四號線 (福岡線) 十二米
- 第五號線 (木太鷺田線) 十二米
- 第六號線 (太田線) 十二米
- 第七號線 (西通町宮脇線) 八十二米
- 第八號線 (西内町線) 十二米

- 一等、小路線 (深谷西町線) 八米

- 第一等線 (築地西通町線) 八米
- 第二號線 (松島天神前線) 八米
- 第三號線 (福岡通町線) 八米
- 第四號線 (新材木町新通町線) 八米
- 第五號線 (藤塚田町線) 八米
- 第六號線 (八番丁西濱新町線) 八米

土地區劃整理

本市の土地區劃整理は本市に於ける都市計劃區域決定當時から其の計劃の聲高まりつゝあつた折柄市街地建築物法は適用せられ街路網が決定するに至つて之が實行はいよゝ／＼焦眉の問題となり各地方有志間に於て之が促進を計ることゝなつた爾來幾多の難局を打開し終に左の二地區の組合成立となり尙續々計劃中である。

西部土地區劃整理組合

福岡町土地區劃整理組合

而して西部土地區劃整理地區は宮脇町昭和町幸町の三町に跨り其の總面積二十五「ヘクタール」五餘福岡町土地區劃整理地區は福岡町内にして面積四十「ヘクタール」餘である。

組合設立認可左の如し
五土第三七〇〇號

高松市四番丁 北 村 吉

昭和五年十月三日付申請高松市西部土地區劃整理組合設立ノ件認可ス

昭 和 六 年 二 月 二 十 四 日

香川縣知事 坪 井 勸 吉

五土第三九四八號

高松市野方町 柴 田 喜 代 助

昭和五年十月二十五日付申請高松市福岡町土地區劃整理組合設立ノ件認可ス

昭 和 六 年 二 月 二 十 四 日

香川縣知事 坪 井 勸 吉

第七章 風俗

第一節 士庶

第一項 武士

封建時代に於ける武士は庶民の上に位し優秀なる権力を有すると共にその平素の修養、士道の維持に大なる努力を要することは一般の習なれば、特に高松藩に取立てゝいふべきものはないが今其風習中若干の例を擧げて一斑を知るの料とする。

元祿九年頼常によつて發せられた法令條目に曰、

- 一、文武兩道は士の先務なり、専ら忠孝を勵み禮儀を忘るべからざる事
- 一、人馬一切の軍器、隨身の分限、常に之を嗜むべし假令軍旅の時に計らずと雖も速に相勤むべきこと肝要なり、無益の道具花塵の奢相慎むべき事

特に武術の修業には苦心したもので小野派一刀流上原道場に於ける稽古振を聞くに先づ入門すれば三十五本の形と稱する基本練習がある。次は暫くの期間切返しとて猛烈な打込練習に移る。相當刀法立廻の形に熟するに至つて始めて相手を求め仕合練習に入る。決して無秩序の亂打を許さない。鍛練と考試の意味で終日稽古、時詰稽古がある。終日稽古には三人の場合と二人の場合があつて、各道場に案内して劍客の來場を求め終日三人若くは二人で之を相手に仕合稽古

古をなさしむ。時間は大抵早朝點燈に開始し正午頃一時休憩、午後五六時頃までに至る。時詰とは一人を以て終日相手をなさしむるものでこの方は時間は一日六時間位、途中一回の休息がある。何れも午後には所謂攻稽古と稱し現在の有段者格位のもが次々に相手になり徹底的に苦しめるので終りには大抵の者が疲労の極全くふらふらになり時には意識を失つて仆るゝものも少くない。凡そ終日稽古終了のもの引續き熱心に一ヶ年位精進して初目錄に達するのが常である。

廉恥を重んずるといふ事も大に要求されたもので嘗て頼常の時頻りに儉約を旨とした折のこと、御用人熊田助左衛門といふ者下役に命じ町人共への拂方に銀を金にて渡し或は金拂を銀とし其の間に幾百兩の利益を収めて之を奉納せんとしたる所頼常甚だ不機嫌にて不届の者なり金銀等の間に付て利益を計るは商人の事なり、大名の物を買ふに金と銀との拂ひ捌きにて利得をなすこと武士のすべき事にあらず下民の利を奪ふは小人のする所として斥けたことがあつた。尤も後世に至り太平に狎れて士道追々廢れたことは争へない事實であつた。

登仕家中の數は大老年寄以下獨禮以上のもの百三十六人、徒頭以下御目見以上のもの凡七百人、士分三百八人、其他人數不定の職員八十四職、定江戸附御目見以上百六十七人、同人數不定の職三十五職、更に大殿様付常諦院様付等が別にある。(慶應三年調)

大名行列の例として寛永十九年藩祖頼重讃岐入部の際の行列を擧げる。五月七日江戸發駕六月十八日讃岐山田郡庵治浦に着、夫より高松まで三里の道を人馬の行列を正し陸路を押しして城に入られた。